第4章　対象事業実施区域及びその周囲の概況

沿線の地域特性に関して、入手可能な最新の文献その他の資料により把握した結果は下記に示すとおりである。なお、対象事業実施区域を含む市町は福井県内で、敦賀市、美浜町、若狭町、小浜市、おおい町の2市3町となる（以降「対象事業実施区域を含む周辺市町」とする）。

4-1 地域特性の概要

福井県は、本州日本海側のほぼ中央に位置し、北は石川県、東から南西にかけては岐阜県・滋賀県・京都府に連なり、北西は日本海に面している。敦賀市の北東にある山中峠、木ノ芽峠及び栃ノ木峠を結ぶ稜線を境として嶺北地区及び嶺南地区に区分され、対象事業実施区域は嶺南地区に含まれている。嶺南地域の山地は700m～800mの定高性を示しており、海岸線は山地と入り江や湾が交互に並ぶリアス式海岸が続いている。また、美浜町及び若狭町にかけては三方湖、水月湖など5箇所の湖から構成される三方五湖が存在する。

「平成28年福井県の土地利用と土地対策」（平成29年3月、福井県）によると、福井県の総面積は4,190km^{2}であり、このうち森林面積は3,121km^{2}と約75%を占め、農用地は406km^2（約10%）、宅地は187km^2（約5%）となっている。

福井県は、冬季に日照が少なく、降水量が多い特徴を持つ日本海側気候区に属する。敦賀特別地域気象観測所の過去10年間の観測によると、平均気温は15.7℃、月別には4.3℃～28.0℃で変化し、年間降水量は2418.1mm、平均湿度は70.7%、平均風速は4.1m/s、最多風向は南南東となっている。

「平成29年（第65回）福井県統計年鑑」（令和元年8月現在、福井県ホームページ）によると、福井県の人口は、平成27年10月現在で約786,740人となっている。また、産業別の就業者数は、第3次産業が最も多く約68.3%、次いで第2次産業が約30.5%、第1次産業が約1.2%となっている。

福井県には、1箇所の国立公園（白山）、2箇所の国定公園（越前加賀海岸、若狭湾）及び1箇所の県立自然公園（奥越高原）が指定されており、このうち対象事業実施区域及びその周囲[(1)]には敦賀市の北部沿岸部及び東部に越前加賀海岸国定公園が存在するほか、敦賀市の西側沿岸部から小浜市沿岸部にかけて若狭湾国定公園が存在している。また、県内には自然環境保全法に基づき指定される自然環境保全地域は存在しないが、福井県自然環境保全条例に基づき指定される県自然環境保全地域が2地域273ha指定されており、このうち対象事業実施区域及びその周囲には敦賀市内に池河内自然環境保全地域（111ha）が存在している。

---

(1) 図面集（5万分の1）図面の範囲内で、対象事業実施区域を含む周辺市町が表示されている範囲。

4-2 地域特性

4-2-1 自然的状況

1)気象、大気質、騒音、振動その他の大気に係る環境の状況

(1)気象

福井県は日本海岸気候区に属しており、冬季に日照が少なく、降水量が多い特徴を持つ。

対象事業実施区域及びその周囲には敦賀、美浜及び小浜の 3 箇所の地域気象観測所（敦賀は特別地域気象観測所）が存在している。各地域気象観測所における過去 10 年間（平成 21 年～平成 30 年）の月別の平均気温、降水量、平均湿度、日照時間、平均風速及び風向（最多風向・風配図）は、表 4-2-1-1 及び図 4-2-1-1 に示すとおりである。なお、美浜地域気象観測所及び小浜地域気象観測所は湿度の観測を行っていないことから、湿度を除く観測結果を示す。

敦賀特別地域気象観測所の平均気温は 15.7℃で、8 月が 28.0℃と最も高く、1 月が 4.3℃と最も低くなっている。降水量は 12 月が 360.2mm と最も多く、6 月が 118.4mm と最も少なくなっている。平均湿度は 70.7%で、7 月が 74.2%と最も高く、4 月が 66.0%と最も低くなっている。日照時間は 8 月が 202.5 時間と最も多く、1 月が 61.5 時間と最も少なくなっている。平均風速は 4.1m/s で、2 月が 4.7m/s と最も強く、8 月と 9 月が 3.6m/s と最も弱くなっている。最多風向は南南東であり、月別の最多風向は 2 月は北、それ以外の月は南南東となっている。

美浜地域気象観測所の平均気温は 15.2℃で、8 月が 27.4℃と最も高く、1 月が 3.9℃と最も低くなっている。降水量は 12 月が 330.6mm と最も多く、6 月が 120.6mm と最も少なくなっている。日照時間は 8 月が 198.3 時間と最も多く、1 月が 60.4 時間と最も少なくなっている。平均風速は 2.0m/s で、12 月が 2.6m/s と最も強く、7 月が 1.4m/s と最も弱くなっている。最多風向は南西であり、月別の最多風向は 3 月は北北西、4 月、5 月、9 月及び 10 月は南南西、6 月は北、それ以外の月は南西となっている。

小浜地域気象観測所の平均気温は 15.0℃で、8 月が 27.3℃と最も高く、1 月が 3.4℃と最も低くなっている。降水量は 9 月が 312.0mm と最も多く、6 月が 111.3mm と最も少なくなっている。日照時間は 8 月が 195.3 時間と最も多く、1 月が 70.2 時間と最も少なくなっている。平均風速は 3.3m/s で、3 月が 3.9m/s と最も強く、7 月、8 月及び 9 月が 2.9m/s と最も弱くなっている。最多風向は東南東であり、月別の最多風向はすべての月で東南東となっている。

図面集［気象観測地点及び大気質測定地点図］

表 4-2-1-1(1)　気象概況（敦賀特別地域気象観測所　平成 21 年～平成 30 年）

項目	1 月	2 月	3 月	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	年間
平均気温 (℃)	4.3	5.0	8.4	13.4	18.4	22.4	27.0	28.0	23.6	18.3	12.8	7.1	15.7
降水量 (mm)	294.3	174.1	153.2	134.2	146.4	118.4	231.9	178.4	278.5	178.5	170.2	360.2	2,418.1
平均湿度 (%)	73.8	70.7	66.3	66.0	66.7	72.3	74.2	71.6	73.0	71.1	70.0	72.8	70.7
日照時間 (h)	61.5	84.2	135.0	167.4	197.2	158.7	178.3	202.5	153.6	147.2	111.6	63.6	1,660.5
平均風速 (m/s)	4.5	4.7	4.6	4.5	4.2	3.8	3.8	3.6	3.6	3.9	4.1	4.5	4.1
最多風向	南南東	北	南南東	南南東	南南東	南南東	南南東	南南東	南南東	南南東	南南東	南南東	南南東

注 1. 気象庁ホームページの正常値のみ取り扱っている。
資料：「過去の気象データ・ダウンロード」（令和元年 8 月現在、気象庁ホームページ）

表 4-2-1-1(2)　気象概況（地域気象観測所　平成 21 年～平成 30 年）

観測所	項目	1 月	2 月	3 月	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	年間
美浜	平均気温 (℃)	3.9	4.6	7.7	12.7	17.7	21.8	26.5	27.4	23.2	17.8	12.3	6.7	15.2
	降水量 (mm)	285.0	167.0	160.3	129.8	138.8	120.6	215.2	193.3	303.8	189.1	167.5	330.6	2,400.7
	日照時間 (h)	60.4	80.0	127.5	165.1	193.5	157.4	177.9	198.3	146.3	141.3	106.0	64.6	1,618.3
	平均風速 (m/s)	2.5	2.5	2.4	2.2	1.9	1.6	1.4	1.5	1.7	2.0	2.0	2.6	2.0
	最多風向	南西	南西	北北西	南南西	南南西	北	南西	南西	南南西	南南西	南西	南西	南西
小浜	平均気温 (℃)	3.4	4.2	7.6	12.8	17.9	22.0	26.5	27.3	22.9	17.4	11.8	6.1	15.0
	降水量 (mm)	242.7	135.9	146.1	113.1	142.8	111.3	188.4	174.1	312.0	215.4	164.9	247.4	2,193.9
	日照時間 (h)	70.2	76.8	123.7	164.4	193.6	148.3	170.8	195.3	139.1	131.5	104.0	75.6	1,593.3
	平均風速 (m/s)	3.5	3.8	3.9	3.8	3.5	3.1	2.9	2.9	2.9	3.1	3.1	3.5	3.3
	最多風向	東南東	東南東	東南東	東南東	東南東	東南東	東南東	東南東	東南東	東南東	東南東	東南東	東南東

資料：「過去の気象データ・ダウンロード」（令和元年 8 月現在、気象庁ホームページ）

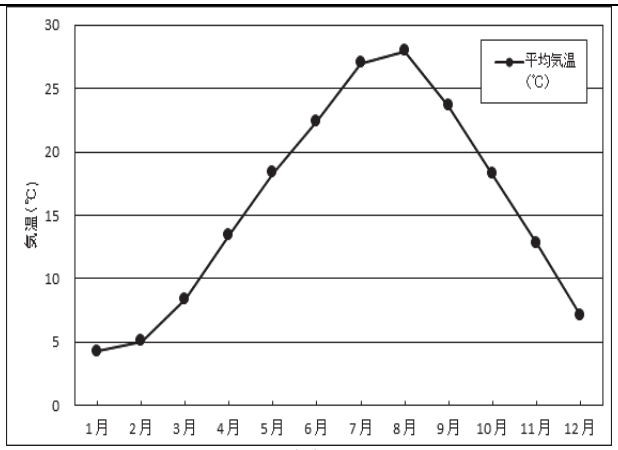

平均気温

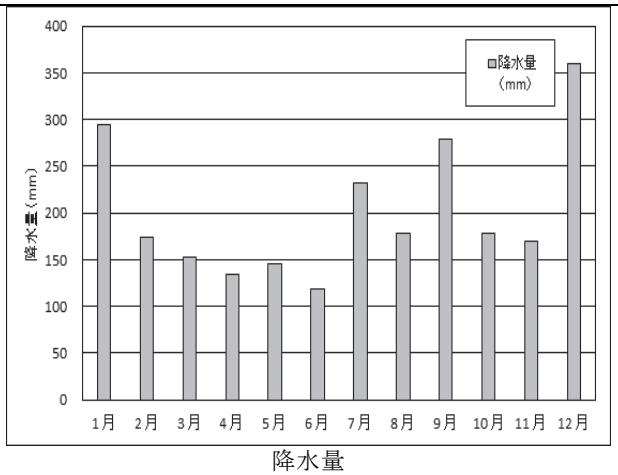

降水量

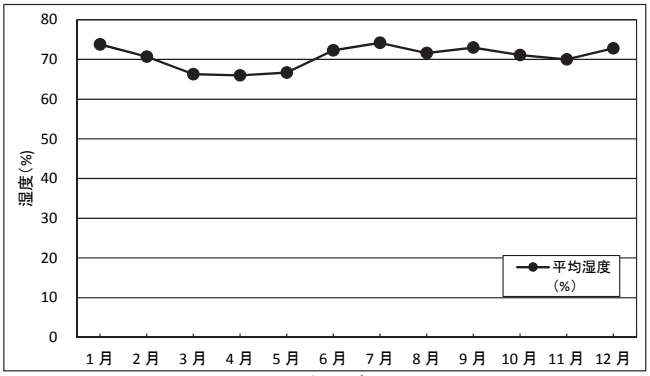

平均湿度

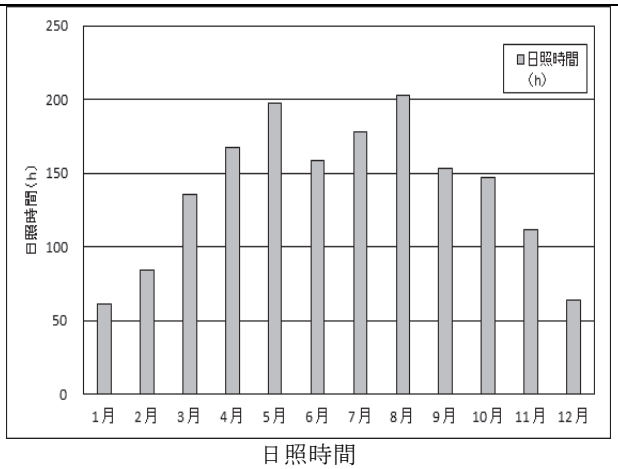

日照時間

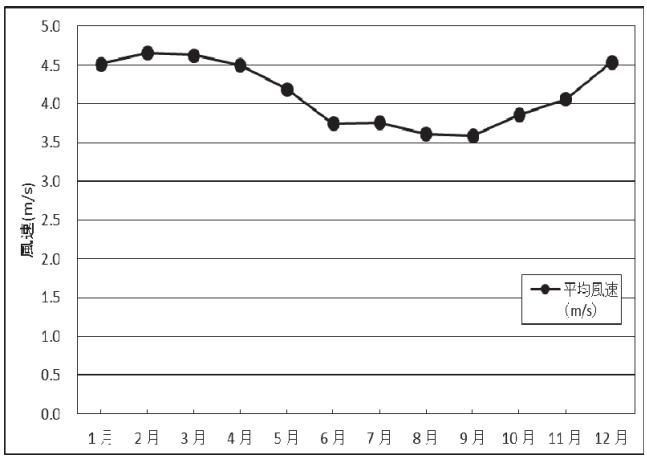

平均風速

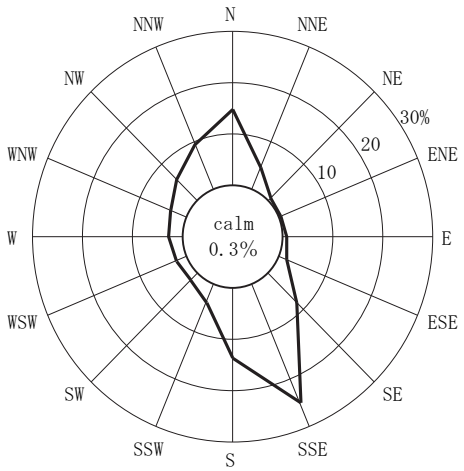

風配図

図 4-2-1-1(1)　気象概況（敦賀特別地域気象観測所　平成 21 年～平成 30 年）

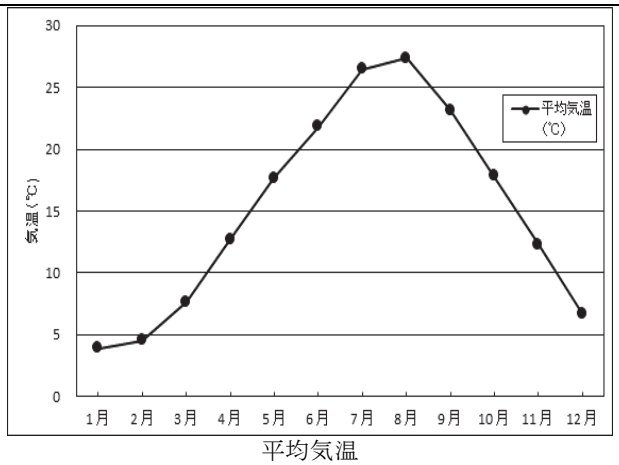

平均気温

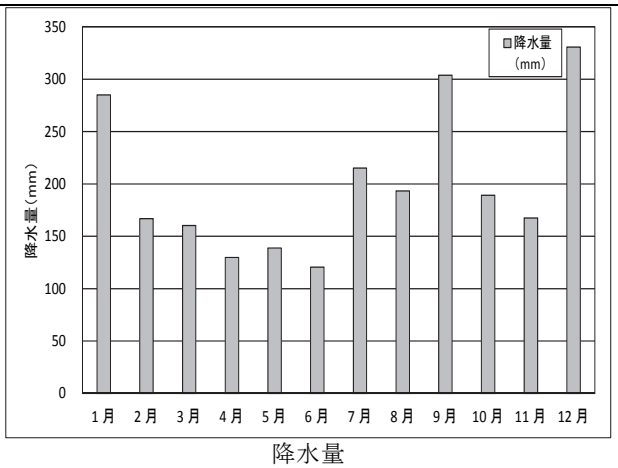

降水量

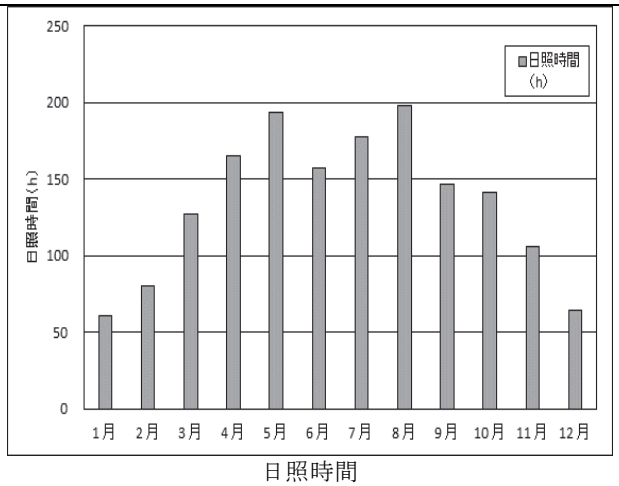

日照時間

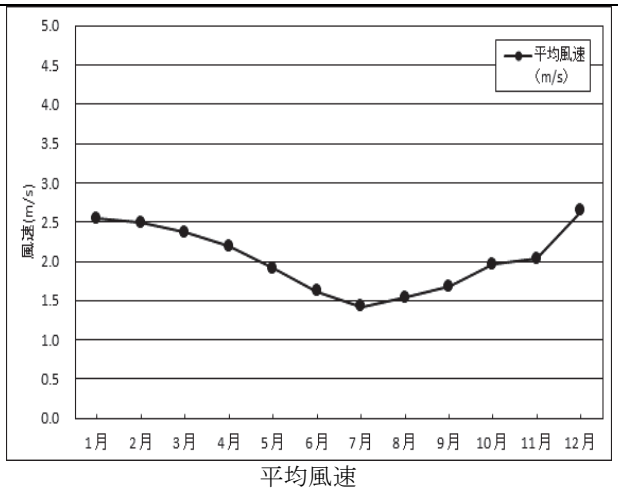

平均風速

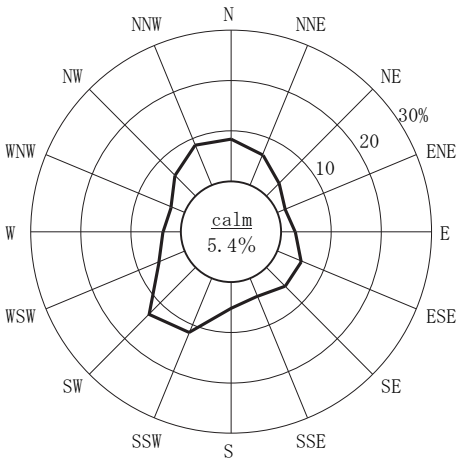

風配図

図 4-2-1-1(2)　気象概況（美浜地域気象観測所　平成 21 年～平成 30 年）

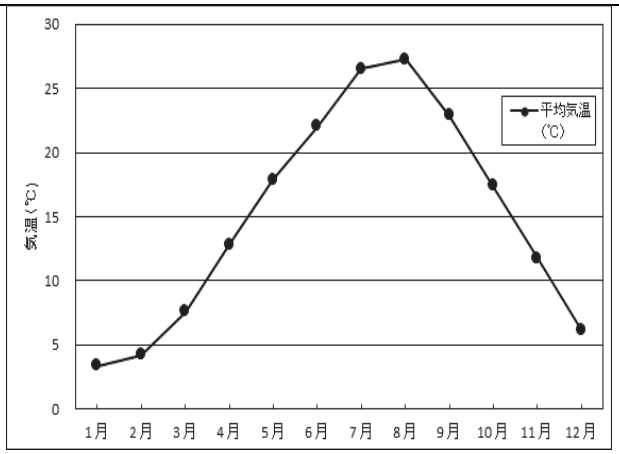

平均気温

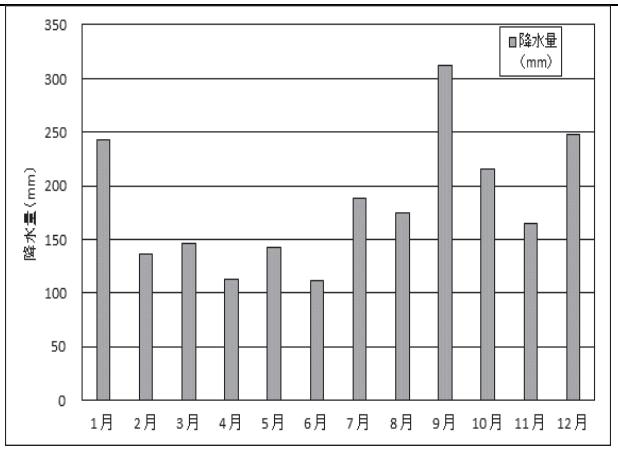

降水量

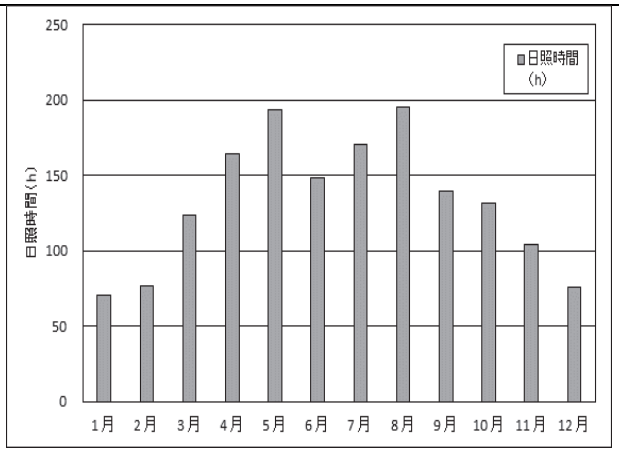

日照時間

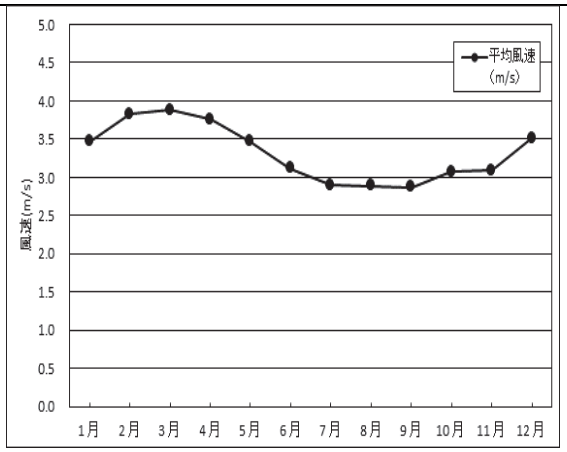

平均風速

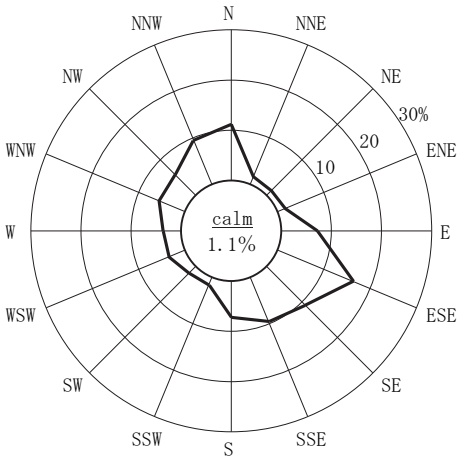

風配図

図 4-2-1-1(3)　気象概況（小浜地域気象観測所　平成 21 年～平成 30 年）

(2) 大気質

ア．既存の測定結果

対象事業実施区域及びその周囲の二酸化硫黄、二酸化窒素、一酸化炭素、浮遊粒子状物質、光化学オキシダント及び微小粒子状物質の平成 25 年度～平成 29 年度の測定結果は、表 4-2-1-2～表 4-2-1-7 及び図 4-2-1-2～図 4-2-1-7 に示すとおりである。

二酸化硫黄、二酸化窒素、一酸化炭素及び浮遊粒子状物質は、観測されたすべての測定局において各年度とも環境基準[(2)]の長期的評価を達成しているが、光化学オキシダントは、観測されたすべての測定局において各年度とも環境基準の短期的評価を達成していない。微小粒子状物質は、平成 25 年度と平成 26 年度に環境基準を達成していない測定局があるが、その他の年度はすべての測定局において環境基準の長期的評価を達成している。

対象事業実施区域及びその周囲におけるベンゼン等有害大気汚染物質の測定結果は、表 4-2-1-8 に示すとおりである。敦賀市の一般環境地域 1 地点で測定されており、環境基準が定められているベンゼン等 4 物質は環境基準を達成している。なお、環境省指針値が定められている 9 物質については、すべての項目で指針値を達成している。

対象事業実施区域及びその周囲の平成 25 年度～平成 29 年度のダイオキシン類大気環境調査結果は、表 4-2-1-9 に示すとおりである。敦賀市の一般地域 1 地点、敦賀市及び若狭町の廃棄物焼却施設周辺地域 2 地点で測定されており、すべての地点において各年度とも環境基準を達成している。

図面集［気象観測地点及び大気質測定地点図］

---

(2) 環境基本法（平成 5 年法律第 91 号）に基づき、人の健康の保護及び生活環境の保全の上で維持されることが望ましい基準として、大気、騒音、水質、土壌及びダイオキシン類について定められている。

表 4-2-1-2　二酸化硫黄の測定結果

（単位：ppm）

No.	区分	地域	測定局名	項目	測定年度				
					H25	H26	H27	H28	H29
大一 1	一般局	敦賀市	敦賀	年平均値	0.002	0.002	0.002	0.002	0.002
				日平均値の 2%除外値	0.006	0.005	0.005	0.006	0.005
				環境基準適合状況	○	○	○	○	○
大一 2			気比	年平均値	0.001	0.001	0.001	－	－
				日平均値の 2%除外値	0.003	0.003	0.003	－	－
				環境基準適合状況	○	○	○	－	－
大一 3			和久野	年平均値	0.001	0.000	0.001	0.000	0.000
				日平均値の 2%除外値	0.002	0.002	0.002	0.002	0.002
				環境基準適合状況	○	○	○	○	○
大一 5		小浜市	小浜	年平均値	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000
				日平均値の 2%除外値	0.002	0.002	0.001	0.001	0.001
				環境基準適合状況	○	○	○	○	○

注 1. 日平均値の 2%除外値は、1 年間に測定されたすべての日平均値（欠測日を除く）を、1 年間での最高値を第 1 番目として、値の高い方から低い方に順（降順）に並べたとき、高い方（最高値）から数えて 2%分の日数に 1 を加えた番号に該当する日平均値をいう。

2. 環境基準適合状況は、環境基準の長期的評価との適合状況を示す。なお、環境基準の長期的評価は、日平均値の 2%除外値が 0.04ppm 以下であり、かつ、年間を通じて日平均値が 0.04ppm を超える日が 2 日以上連続しないこと。

3. 気比測定局は平成 27 年度で測定を終了した。

資料：「平成 26 年度～平成 30 年度版環境白書資料編（福井県）」（平成 27 年 3 月～平成 31 年 3 月、福井県安全環境部環境政策課）

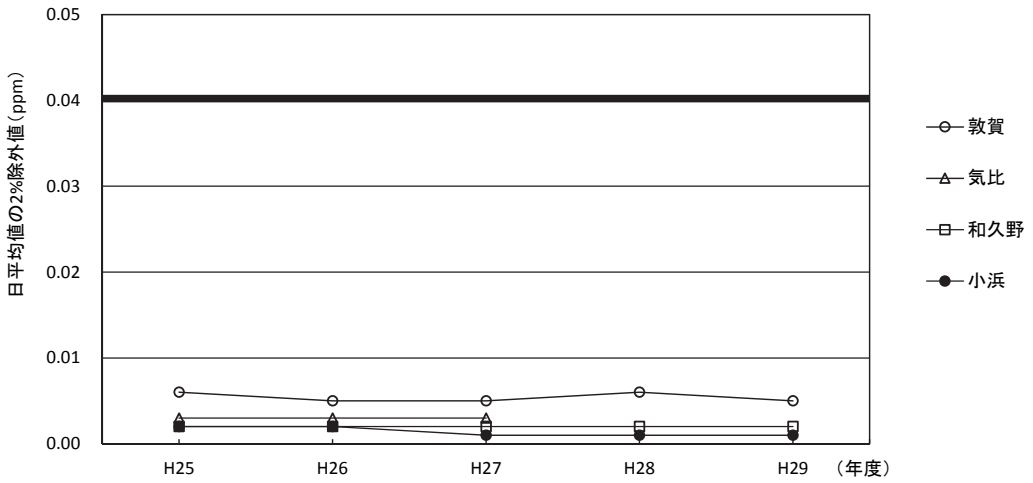

注 1. グラフ内太線は環境基準の長期的評価（日平均値の 2%除外値が 0.04ppm 以下）を表す。

図 4-2-1-2　二酸化硫黄の日平均値 2%除外値の経年変化

表 4-2-1-3　二酸化窒素の測定結果

（単位：ppm）

No.	区分	地域	測定局名	項目	測定年度				
					H25	H26	H27	H28	H29
大一 1	一般局	敦賀市	敦賀	年平均値	0.009	0.009	0.008	0.007	0.008
				日平均値の年間 98%値	0.020	0.019	0.016	0.017	0.020
				環境基準適合状況	○	○	○	○	○
大一 2			気比	年平均値	0.011	0.010	0.010	－	－
				日平均値の年間 98%値	0.025	0.023	0.020	－	－
				環境基準適合状況	○	○	○	－	－
大一 3			和久野	年平均値	0.006	0.006	0.005	0.005	0.005
				日平均値の年間 98%値	0.014	0.013	0.012	0.012	0.014
				環境基準適合状況	○	○	○	○	○
大一 4		若狭町	三方	年平均値	0.005	0.004	0.004	0.003	0.004
				日平均値の年間 98%値	0.011	0.011	0.008	0.008	0.009
				環境基準適合状況	○	○	○	○	○
大一 5		小浜市	小浜	年平均値	0.005	0.004	0.004	0.004	0.003
				日平均値の年間 98%値	0.010	0.009	0.008	0.008	0.008
				環境基準適合状況	○	○	○	○	○
大自 1	自排局	敦賀市	自排敦賀	年平均値	0.014	0.014	0.011	0.010	0.010
				日平均値の年間 98%値	0.028	0.027	0.020	0.019	0.021
				環境基準適合状況	○	○	○	○	○

注 1. 日平均値の年間 98%値は、1 年間に測定されたすべての日平均値（欠測日を除く）を、1 年間での最低値を第 1 番目として、値の低い方から高い方に順（昇順）に並べたとき、低い方（最低値）から数えて 98%目に該当する日平均値をいう。

2. 環境基準適合状況は、環境基準の長期的評価との適合状況を示す。なお、環境基準の長期的評価は、日平均値の年間 98%値が 0.04ppm から 0.06ppm のゾーン内又はそれ以下であること。

3. 気比測定局は平成 27 年度で測定を終了した。

資料：「平成 26 年度～平成 30 年度版環境白書資料編（福井県）」（平成 27 年 3 月～平成 31 年 3 月、福井県安全環境部環境政策課）

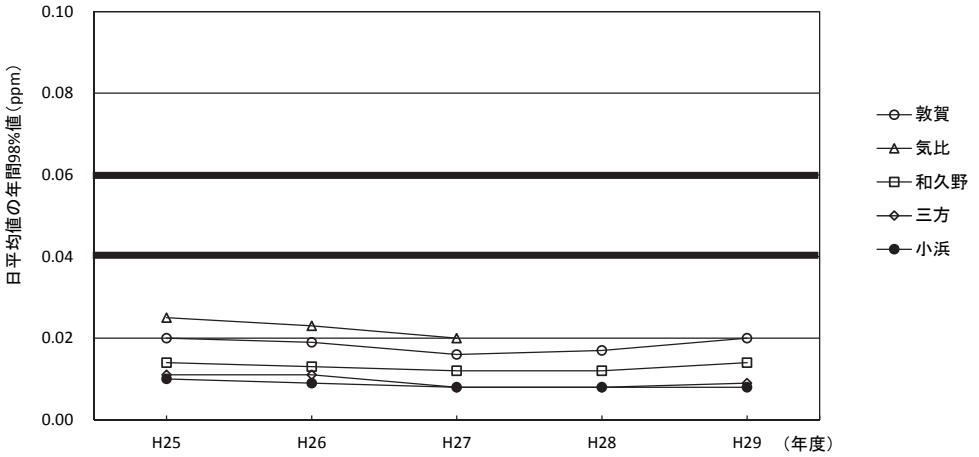

注 1. グラフ内太線は環境基準の長期的評価（日平均値が 0.04ppm から 0.06ppm のゾーン内又はそれ以下）を表す。

図 4-2-1-3(1)　二酸化窒素の日平均値年間 98%値の経年変化（一般環境大気測定局）

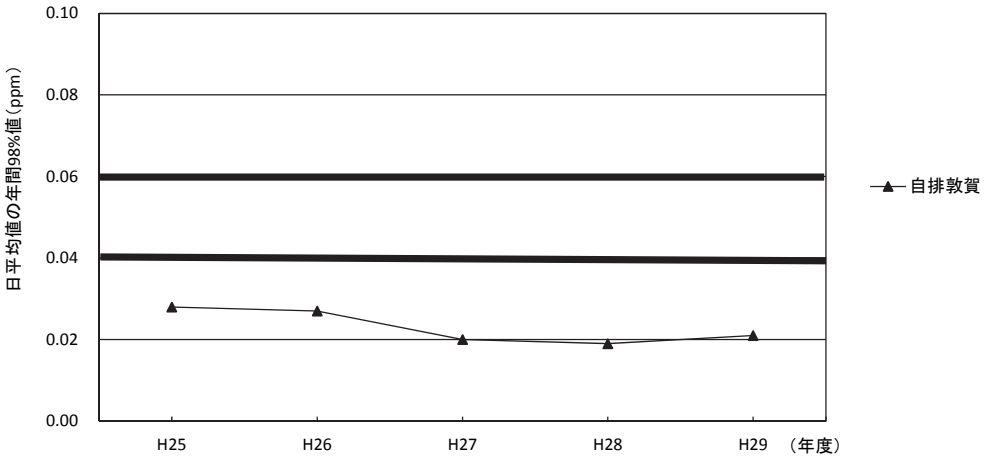

注 1. グラフ内太線は環境基準の長期的評価（日平均値が 0.04ppm から 0.06ppm のゾーン内又はそれ以下）を表す。

図 4-2-1-3(2)　二酸化窒素の日平均値年間 98%値の経年変化（自動車排出ガス測定局）

表 4-2-1-4　一酸化炭素の測定結果

（単位：ppm）

No.	区分	地域	測定局名	項目	測定年度				
					H25	H26	H27	H28	H29
大自 1	自排局	敦賀市	自排敦賀	年平均値	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3
				日平均値の 2%除外値	0.5	0.5	0.3	0.4	0.4
				環境基準適合状況	○	○	○	○	○

注 1. 日平均値の 2%除外値は、1 年間に測定されたすべての日平均値（欠測日を除く）を、1 年間での最高値を第 1 番目として、値の高い方から低い方に順（降順）に並べたとき、高い方（最高値）から数えて 2%分の日数に 1 を加えた番号に該当する日平均値をいう。

2. 環境基準適合状況は、環境基準の長期的評価との適合状況を示す。なお、環境基準の長期的評価は、日平均値の 2%除外値が 10ppm 以下であり、かつ、年間を通じて日平均値が 10ppm を超える日が 2 日以上連続しないこと。

資料：「平成 26 年度～平成 30 年度版環境白書資料編（福井県）」（平成 27 年 3 月～平成 31 年 3 月、福井県安全環境部環境政策課）

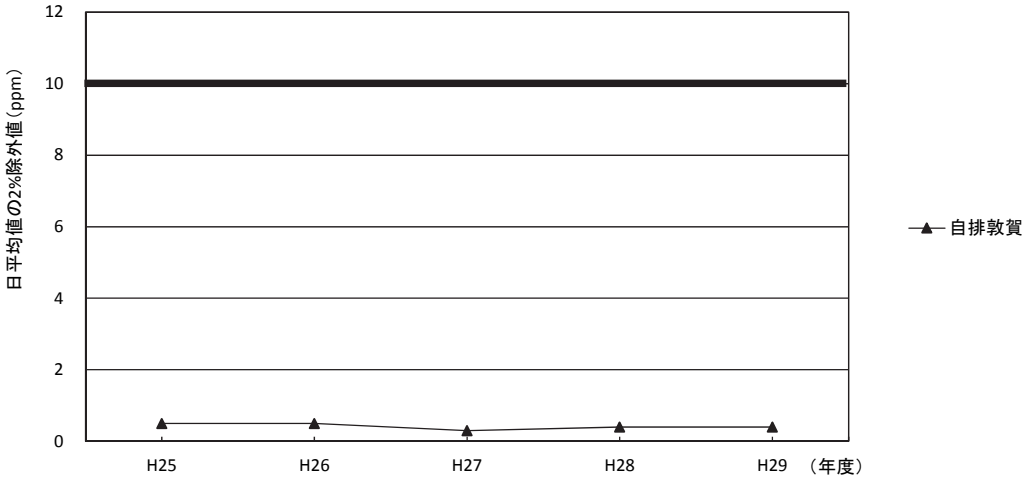

注 1. グラフ内太線は環境基準の長期的評価（日平均値の 2%除外値が 10ppm 以下）を表す。

図 4-2-1-4　一酸化炭素の日平均値 2%除外値の経年変化（自動車排出ガス測定局）

表 4-2-1-5　浮遊粒子状物質の測定結果

（単位：mg/m³）

No.	区分	地域	測定局名	項目	測定年度				
					H25	H26	H27	H28	H29
大一 1	一般局	敦賀市	敦賀	年平均値	0.020	0.017	0.017	0.014	0.014
				日平均値の 2%除外値	0.066	0.047	0.053	0.033	0.030
				環境基準適合状況	○	○	○	○	○
大一 2			気比	年平均値	0.017	0.016	0.016	－	－
				日平均値の 2%除外値	0.058	0.041	0.043	－	－
				環境基準適合状況	○	○	○	－	－
大一 3			和久野	年平均値	0.019	0.016	0.015	0.013	0.013
				日平均値の 2%除外値	0.060	0.048	0.042	0.029	0.028
				環境基準適合状況	○	○	○	○	○
大一 4		若狭町	三方	年平均値	0.014	0.013	0.012	0.011	0.011
				日平均値の 2%除外値	0.045	0.038	0.037	0.033	0.029
				環境基準適合状況	○	○	○	○	○
大一 5		小浜市	小浜	年平均値	0.016	0.015	0.014	0.013	0.012
				日平均値の 2%除外値	0.053	0.040	0.039	0.033	0.028
				環境基準適合状況	○	○	○	○	○
大自 1	自排局	敦賀市	自排敦賀	年平均値	0.024	0.022	0.016	0.016	0.014
				日平均値の 2%除外値	0.067	0.051	0.045	0.036	0.033
				環境基準適合状況	○	○	○	○	○

注 1. 日平均値の 2%除外値は、1 年間に測定されたすべての日平均値（欠測日を除く）を、1 年間での最高値を第 1 番目として、値の高い方から低い方に順（降順）に並べたとき、高い方（最高値）から数えて 2%分の日数に 1 を加えた番号に該当する日平均値をいう。

2. 環境基準適合状況は、環境基準の長期的評価との適合状況を示す。なお、環境基準の長期的評価は、日平均値の 2%除外値が 0.10mg/m³以下であり、かつ、年間を通じて日平均値が 0.10mg/m³を超える日が 2 日以上連続しないこと。

3. 気比測定局は平成 27 年度で測定を終了した。

資料：「平成 26 年度～平成 30 年度版環境白書資料編（福井県）」（平成 27 年 3 月～平成 31 年 3 月、福井県安全環境部環境政策課）

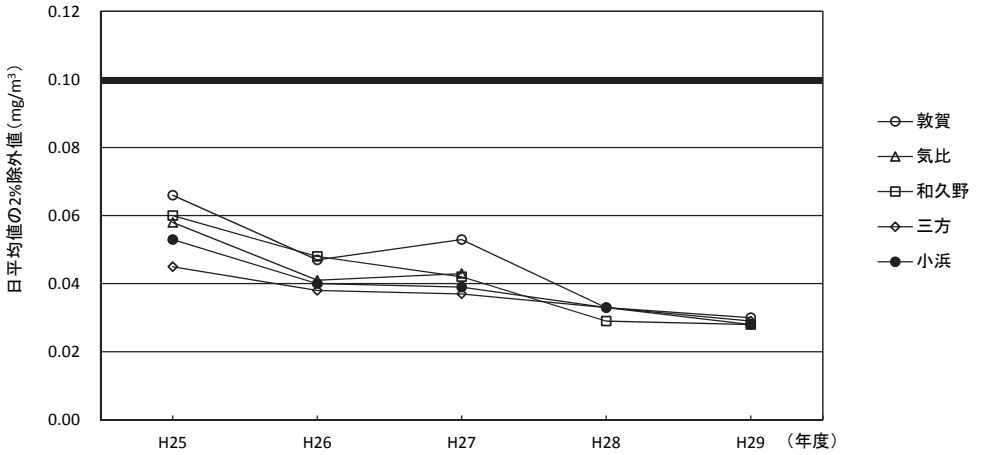

注 1. グラフ内太線は環境基準の長期的評価（日平均値の 2%除外値が 0.10mg/m³以下）を表す。

図 4-2-1-5(1)　浮遊粒子状物質の日平均値 2%除外値の経年変化（一般環境大気測定局）

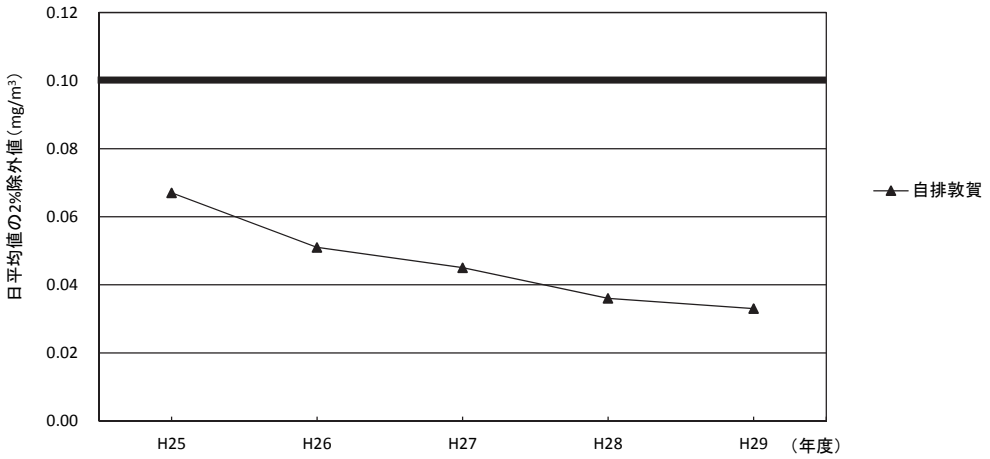

注 1. グラフ内太線は環境基準の長期的評価（日平均値の 2%除外値が 0.10mg/m³以下）を表す。

図 4-2-1-5(2)　浮遊粒子状物質の日平均値 2%除外値の経年変化（自動車排出ガス測定局）

表 4-2-1-6　光化学オキシダントの測定結果

（単位：ppm）

No.	区分	地域	測定局名	項目	測定年度				
					H25	H26	H27	H28	H29
大一 1	一般局	敦賀市	敦賀	年平均値	0.038	0.039	0.038	0.038	0.038
				最高値	0.104	0.099	0.091	0.090	0.100
				環境基準適合状況	×	×	×	×	×
大一 3			和久野	年平均値	0.041	0.040	0.040	0.040	0.040
				最高値	0.107	0.108	0.093	0.096	0.114
				環境基準適合状況	×	×	×	×	×
大一 4		若狭町	三方	年平均値	0.040	0.039	0.038	0.040	0.040
				最高値	0.096	0.106	0.094	0.099	0.105
				環境基準適合状況	×	×	×	×	×
大一 5		小浜市	小浜	年平均値	0.037	0.037	0.038	0.038	0.037
				最高値	0.100	0.089	0.094	0.096	0.108
				環境基準適合状況	×	×	×	×	×

注 1．年平均値は、昼間（5 時から 20 時まで）の測定で得られた 1 時間値の平均値を示す。
　2．最高値は、昼間（5 時から 20 時まで）の測定で得られた 1 時間値の最高値を示す。
　3．環境基準適合状況は、環境基準との適合状況を示す。なお、環境基準は、1 時間値が 0.06ppm 以下であること。
資料：「平成 26 年度～平成 30 年度版環境白書資料編（福井県）」（平成 27 年 3 月～平成 31 年 3 月、福井県安全環境部環境政策課）

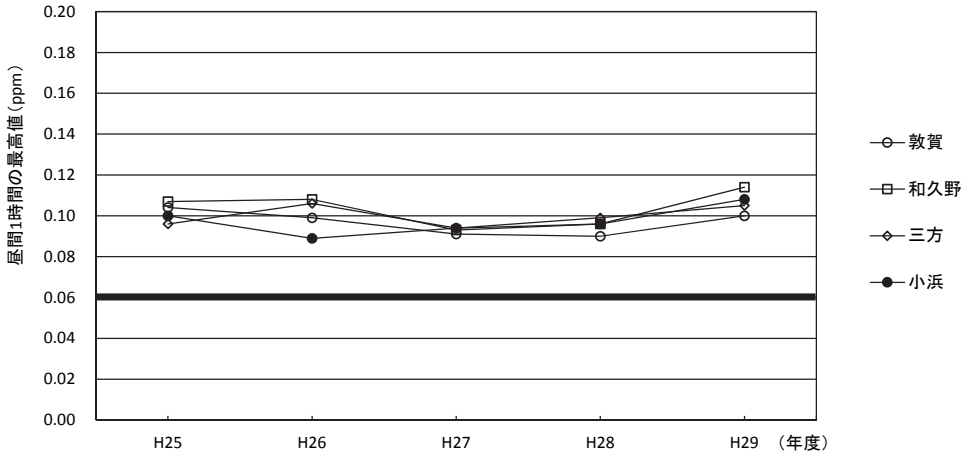

注 1．グラフ内太線は環境基準（1 時間値が 0.06ppm 以下）を表す。

図 4-2-1-6　光化学オキシダントの昼間 1 時間値の最高値の経年変化（一般環境大気測定局）

表 4-2-1-7　微小粒子状物質の測定結果

（単位：μg/m³）

No.	区分	地域	測定局名	項目	測定年度				
					H25	H26	H27	H28	H29
大一 1	一般局	敦賀市	敦賀	年平均値	16.1	14.5	13.7	12.2	12.3
				日平均値の年間 98%値	42.6	38.1	34.2	28.4	27.6
				環境基準適合状況	×	×	○	○	○
大一 4		若狭町	三方	年平均値	－	－	12.2	11.4	11.3
				日平均値の年間 98%値	－	－	32.7	27.6	28.1
				環境基準適合状況	－	－	○	○	○
大一 5		小浜市	小浜	年平均値	14.2	12.2	11.0	12.0	11.9
				日平均値の年間 98%値	42.0	35.6	31.0	29.3	28.8
				環境基準適合状況	×	×	○	○	○

注 1. 日平均値の年間 98%値は、1 年間に測定されたすべての日平均値（欠測日を除く）を、1 年間での最低値を第 1 番目として、値の低い方から高い方に順（昇順）に並べたとき、低い方（最低値）から数えて 98%目に該当する日平均値をいう。

2. 環境基準適合状況は、環境基準の長期的評価との適合状況を示す。なお、環境基準の長期的評価は、年平均値が 15μg/m³以下であり、かつ、日平均値の年間 98%値が 35μg/m³以下であること。

3. 三方測定局では、平成 26 年度以前は微小粒子状物質の測定を行っていない。

資料：「平成 26 年度～平成 30 年度版環境白書資料編（福井県）」（平成 27 年 3 月～平成 31 年 3 月、福井県安全環境部環境政策課）

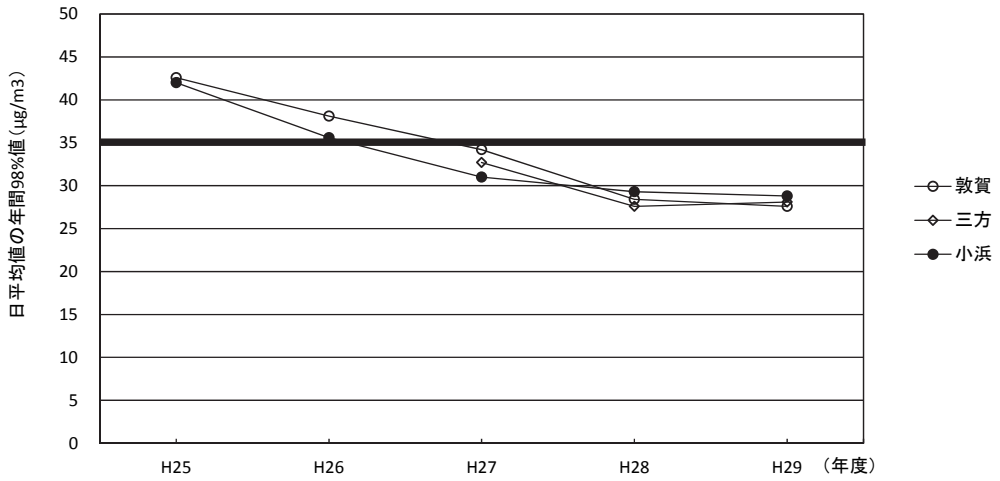

注 1. グラフ内太線は環境基準（日平均値の年間 98%値が 35μg/m³以下）を表す。

図 4-2-1-7　微小粒子状物質の日平均値年間 98%値の経年変化（一般環境大気測定局）

表 4-2-1-8　有害大気汚染物質の測定結果（平成 29 年度）

（単位：μg/m³）

No.	大一 3		環境基準等（年平均値）	
地域	敦賀市			
測定局名	和久野局			
種別	一般環境			
項目	年平均値	環境基準等適合状況		
ベンゼン	0.59	○	3	①
トリクロロエチレン	0.059	○	130	①
テトラクロロエチレン	0.04	○	200	①
ジクロロメタン	0.64	○	150	①
アクリロニトリル	0.020	○	2	②
アセトアルデヒド	2.0	－	－	－
塩化ビニルモノマー	<0.022	○	10	②
塩化メチル	0.98	－	－	－
クロロホルム	0.15	○	18	②
酸化エチレン	0.049	－	－	－
1,2-ジクロロエタン	0.15	○	1.6	②
トルエン	2.0	－	－	－
1,3-ブタジエン	<0.025	○	2.5	②
ホルムアルデヒド	1.2	－	－	－
クロム及びその化合物	0.0024	－	－	－
水銀及びその化合物	0.0016	○	0.04	②
ニッケル化合物	0.0035	○	0.025	②
ヒ素及びその化合物	0.00063	○	0.006	②
ベリリウム及びその化合物	0.000015	－	－	－
ベンゾ[a] ピレン	0.000032	－	－	－
マンガン及びその化合物	0.00066	○	0.14	②

注 1. <は定量下限値以下であることを示す。
　2. 環境基準等は以下のとおり。
　　①「ベンゼン等による大気の汚染に係る環境基準について」に定める環境基準値。
　　②環境中の有害大気汚染物質による健康リスクの低減を図るための指針となる数値。
資料：「平成 30 年度版環境白書資料編（福井県）」（平成 31 年 3 月、福井県安全環境部環境政策課）

表 4-2-1-9　ダイオキシン類大気環境測定結果

（単位：pg-TEQ/m³）

No.	区分	地域	測定地点	項目	測定年度				
					H25	H26	H27	H28	H29
大ダ 1	一般地域	敦賀市	大気汚染常時監視測定局和久野局	年平均値	0.028	0.018	0.014	0.017	0.010
				環境基準適合状況	○	○	○	○	○
大ダ 2	廃棄物焼却施設周辺地域	敦賀市	敦賀市総合運動公園	年平均値	0.047	－	0.012	－	－
				環境基準適合状況	○	－	○	－	－
大ダ 3		若狭町	三方保健センター	年平均値	－	0.0090	－	－	－
				環境基準適合状況	－	○	－	－	－

注 1. 環境基準適合状況は、環境基準との適合状況を示す。なお、環境基準は年平均値が 0.6pg-TEQ/m³以下であること。
　2. 廃棄物焼却施設周辺地域については観測地点を数年単位で変更している。
資料：「平成 26 年度～平成 30 年度版環境白書資料編（福井県）」（平成 27 年 3 月～平成 31 年 3 月、福井県安全環境部環境政策課）

イ．大気汚染に係る環境基準等

大気汚染に係る環境基準は、表 4-2-1-10～表 4-2-1-14 に示すとおりである。

また、大気汚染防止法に基づく排出基準（ボイラー）は、表 4-2-1-15 に示すとおりである。

表 4-2-1-10　大気汚染に係る環境基準

（昭和 48 年環境庁告示第 25 号）
（昭和 53 年環境庁告示第 38 号）

物質名		二酸化硫黄	二酸化窒素	一酸化炭素	浮遊粒子状物質	光化学オキシダント
環境上の条件		1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。	1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること。	時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること。	1時間値の1日平均値が0.10mg/m³以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m³以下であること。	1時間値が0.06ppm以下であること。
評価方法	長期的評価	1日平均値である測定値につき、測定値の高い方から2%の範囲内にあるものを除外した値(2%除外値)で評価する。ただし、1日平均値が0.04ppmを超えた日が2日以上連続しないこと。	1日平均値である測定値につき、測定値の高い方から98%目に当る値(98%値)で評価する。	1日平均値である測定値につき、測定値の高い方から2%の範囲内にあるものを除外した値(2%除外値)で評価する。ただし、1日平均値が10ppmを超えた日が2日以上連続しないこと。	1日平均値である測定値につき、測定値の高い方から2%の範囲内にあるものを除外した値(2%除外値)で評価する。ただし、1日平均値が0.10mg/m³を超えた日が2日以上連続しないこと。	長期的評価は行わない。
	短期的評価	測定を行った日の1時間値の1日平均値又は、各1時間値を環境基準と比較して評価を行う。	短期的評価は行わない。	測定を行った日の1時間値の1日平均値又は、8時間平均値を環境基準と比較して評価を行う。	測定を行った日の1時間値の1日平均値又は、各1時間値を環境基準と比較して評価を行う。	5時から20時の昼間時間帯において、年間を通じて1時間値が0.06ppm以下に維持されること。

備考1. 環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域又は場所については、適用しない。
2. 浮遊粒子状物質とは大気中に浮遊する粒子状物質であってその粒径が10μm以下のものをいう。
3. 二酸化窒素について、1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内にある地域にあっては、原則としてこのゾーン内において現状程度の水準を維持し、又はこれを大きく上回ることとならないよう努めるものとする。
4. 光化学オキシダントとは、オゾン、パーオキシアセチルナイトレートその他の光化学反応により生成される酸化性物質（中性ヨウ化カリウム溶液からヨウ素を遊離するものに限り、二酸化窒素を除く。）をいう。

表 4-2-1-11　微小粒子状物質による大気の汚染に係る環境基準

（平成 21 年環境省告示第 33 号）

物質名	環境上の条件
微小粒子状物質	1 年平均値が 15μg/m³以下であり、かつ、1 日平均値が 35μg/m³以下であること。

備考 1. 環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域又は場所については、適用しない。
2. 微小粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、粒径が 2.5μm の粒子を 50%の割合で分離できる分粒装置を用いて、より粒径の大きい粒子を除去した後に採取される粒子をいう。

表 4-2-1-12　ベンゼン等による大気の汚染に係る環境基準

（平成 9 年環境庁告示第 4 号）

物質名	環境上の条件
ベンゼン	1 年平均値が 0.003mg/m³以下であること
トリクロロエチレン	1 年平均値が 0.13mg/m³以下であること
テトラクロロエチレン	1 年平均値が 0.2mg/m³以下であること
ジクロロメタン	1 年平均値が 0.15mg/m³以下であること

備考 1. 環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域又は場所については、適用しない。
2. ベンゼン等による大気の汚染に係る環境基準は、継続的に摂取される場合には人の健康を損なうおそれがある物質に係るものであることにかんがみ、将来にわたって人の健康に係る被害が未然に防止されるようにすることを旨として、その維持又は早期達成に努めるものとする。

表 4-2-1-13　有害物質による健康リスクの低減を図るための指針となる数値（指針値）

物質	指針値	指針値が示された答申
アクリロニトリル	1年平均値が2μg/m³以下であること。	第7次（平成15年7月）
塩化ビニルモノマー	1年平均値が10μg/m³以下であること。	第7次（平成15年7月）
クロロホルム	1年平均値が18μg/m³以下であること。	第8次（平成18年11月）
1,2-ジクロロエタン	1年平均値が1.6μg/m³以下であること。	第8次（平成18年11月）
水銀及びその化合物	1年平均値が40ngHg/m³以下であること。	第8次（平成18年11月）
ニッケル化合物	1年平均値が25ngNi/m³以下であること。	第7次（平成15年7月）
ヒ素及びその化合物	1年平均値が6ngAs/m³以下であること。	第9次（平成22年10月）
1,3-ブタジエン	1年平均値が2.5μg/m³以下であること。	第8次（平成18年11月）
マンガン及びその化合物	1年平均値が140ngMn/m³以下であること。	第10次（平成26年5月）

資料：「環境中の有害大気汚染物質による健康リスクの低減を図るための指針となる数値（指針値）」（令和元年7月現在,環境省ホームページ）

表 4-2-1-14　ダイオキシン類による大気の汚染に係る環境基準

（平成11年環境庁告示第68号）

媒体	基準値
大気	1年平均値が0.6pg-TEQ/m³以下であること。
備考1.基準値は、2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンの毒性に換算した値とする。	

表 4-2-1-15　大気汚染防止法に基づく排出基準（ボイラー）

（大気汚染防止法施行規則　昭和46年厚生省・通商産業省令第1号）

物質名		規制の方式と概要
ばい煙	硫黄酸化物（SOx）	排出口の高さ(He)及び地域ごとに定める定数Kの値に応じた排出基準 許容排出量(Nm³/h)＝K×10⁻³×He² 一般排出基準：K＝8.0（敦賀市） K＝17.5（美浜町、若狭町、小浜市、おおい町）
	ばいじん	施設・規模ごとの排出基準（濃度） 一般排出基準：0.05～0.30g/m³
	窒素酸化物（NOx）	規模ごとの排出基準 60～350ppm

ウ．大気環境の規制地域等の指定状況

対象事業実施区域を含む周辺市町では、ばい煙発生施設に係るNOx（窒素酸化物）総量規制指定地域、SOx（硫黄酸化物）総量規制指定区域、自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（自動車NOx・PM法）の対策地域の指定はない。

エ．苦情

対象事業実施区域を含む周辺市町の平成 29 年度の大気汚染に係る苦情受理の状況は、表 4-2-1-16 に示すとおりである。

表 4-2-1-16　大気汚染に係る苦情受理件数（平成 29 年度）

地域	件数
敦賀市	16
美浜町	0
若狭町	0
小浜市	8
おおい町	0
合計	24

資料：「平成 30 年度版環境白書資料編（福井県）」
（平成 31 年 3 月、福井県安全環境部環境政策課）

(3)騒音

ア．既存の測定結果

対象事業実施区域及びその周囲の自動車騒音に関する測定結果は、表 4-2-1-17 に示すとおりである。敦賀市及び小浜市において各 1 地点で測定されており、いずれも昼間及び夜間に環境基準を達成している。

なお、対象事業実施区域及びその周囲において、鉄道騒音に関する測定は実施されていない。

図面集［騒音測定地点及び騒音に係る環境基準の類型指定図］

表 4-2-1-17　自動車騒音の測定結果（平成 29 年度）

No.	地域	道路名称	調査地点	等価騒音レベル（dB）(3)		環境基準適合状況	
				昼間	夜間	昼間	夜間
自騒 1	敦賀市	一般県道 225 号 敦賀美浜線	敦賀市市野々町 1 丁目	69	62	○	○
自騒 2	小浜市	一般国道 162 号	小浜市大手町	58	51	○	○

注 1．環境基準は昼間（6～22 時）：70dB、夜間（22～6 時）：65dB。
資料：「平成 30 年度版環境白書資料編（福井県）」（平成 31 年 3 月、福井県安全環境部環境政策課）

(3) 騒音レベルが時間とともに不規則かつ大幅に変化している場合（非定常音、変動騒音）に、ある時間内で変動する騒音レベルのエネルギーに着目して時間平均値を算出したもの。

イ．騒音に係る環境基準等

騒音に係る環境基準は、表 4-2-1-18～表 4-2-1-23 に示すとおりである。

図面集［騒音測定地点及び騒音に係る環境基準の類型指定図］

表 4-2-1-18　騒音に係る環境基準

（平成 10 年環境庁告示第 64 号）
（昭和 53 年福井県告示第 1 号）
（平成 24 年敦賀市告示第 38 号）
（小浜市告示）

道路に面する地域以外の地域

地域の類型		基準値（dB）	
		昼間	夜間
		午前 6 時から 午後 10 時まで	午後 10 時から 午前 6 時まで
AA	該当なし	50 以下	40 以下
A	（知事または市長が指定する区域）	55 以下	45 以下
B	（知事または市長が指定する区域）		
C	（知事または市長が指定する区域）	60 以下	50 以下

道路に面する地域

地域の類型	基準値（dB）	
	昼間	夜間
	午前 6 時から 午後 10 時まで	午後 10 時から 午前 6 時まで
A 地域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する地域	60 以下	55 以下
B 地域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する地域	65 以下	60 以下
C 地域のうち車線を有する道路に面する地域		
幹線交通を担う道路に近接する空間（屋内基準）	70（45）以下	65（40）以下

注1.「幹線交通を担う道路」とは、次に掲げる道路をいう。
・高速自動車国道、一般国道、都道府県道及び市町村道（市町村道は4車線以上の区間）
・一般自動車道であって都市計画法施行規則第7条第1項第1号に定める自動車専用道路

注2.「屋内基準」とは、個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときの、屋内へ透過する騒音に係る基準である。

注3.調査対象とした市町においては、類型指定された区域は、概ね以下の通り用途地域と対応している。
A類型：第一種及び第二種低層住居専用地域、第一種及び第二種中高層住居専用地域
B類型：第一種及び第二種住居地域、準住居地域
C類型：近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域

表 4-2-1-19　新幹線鉄道騒音に係る環境基準

（昭和 50 年環境庁告示第 46 号）
（平成 29 年福井県告示第 113 号）

地域の類型		基準値（dB）
Ⅰ	（知事が指定する区域）	70 以下
Ⅱ	（知事が指定する区域）	75 以下

注1. 類型Ⅰ、類型Ⅱに該当する区域は、北陸新幹線計画区間（金沢駅～敦賀駅間）を対象に、軌道中心から両側それぞれ300メートルの範囲において指定されている。

表 4-2-1-20　騒音規制法に基づく自動車騒音の要請限度

（騒音規制法第 17 条第 1 項）
（平成 12 年総理府令第 15 号）
（平成 12 年福井県告示第 285 号）
（平成 24 年敦賀市告示第 37 号）
（小浜市告示）

区域の区分	基準値（dB）	
	昼間	夜間
	午前 6 時から午後 10 時まで	午後 10 時から午前 6 時まで
a 区域及び b 区域のうち 1 車線を有する道路に面する区域	65 以下	55 以下
a 区域のうち 2 車線以上の道路に面する区域	70 以下	65 以下
b 区域のうち 2 車線以上の道路に面する区域及び c 区域のうち車線を有す区域	75 以下	70 以下
幹線道路を担う道路に面する区域	75 以下	70 以下

注1. 区域の類型該当区域
　a区域：「騒音に係る環境基準」においてA類型に当てはめた地域
　b区域：「騒音に係る環境基準」においてB類型に当てはめた地域
　c区域：「騒音に係る環境基準」においてC類型に当てはめた地域
注2. 「幹線交通を担う道路」とは、次に掲げる道路をいう。
　・高速自動車国道、一般国道、都道府県道及び市町村道（市町村道は4車線以上の区間）
　・一般自動車道であって都市計画法施行規則第7条第1項第1号に定める自動車専用道路

表 4-2-1-21　騒音規制法に基づく特定工場に係る騒音の規制基準

（騒音規制法第 4 条第 1 項及び第 2 項）
（昭和 43 年厚生省・農林省・通商産業省・運輸省告示第 1 号）
（昭和 47 年福井県告示第 326 号）
（平成 24 年敦賀市告示第 35 号）
（小浜市告示）

区域の区分		基準値（dB）			
		朝	昼間	夕	夜間
		午前 6 時から午前 8 時まで	午前 8 時から午後 7 時まで	午後 7 時から午後 10 時まで	午後 10 時から午前 6 時まで
第 1 種区域	（知事または市長が指定する区域）	45 以下	50 以下	40 以下	40 以下
第 2 種区域	（知事または市長が指定する区域）	50 以下	60 以下	50 以下	45 以下
第 3 種区域	（知事または市長が指定する区域）	60 以下	65 以下	60 以下	55 以下
第 4 種区域	（知事または市長が指定する区域）	65 以下	70 以下	65 以下	60 以下

注1. 第2種区域、第3種区域、第4種区域の区域内に所在する学校、保育所、病院、診療所（患者を入院させるための施設を有するもの）、図書館、特別養護老人ホームの敷地の周囲おおむね50メートルの区域内における規制基準は、上表の値から5dBを減じた値とする。
注2. 調査対象とした市町においては、区域の区分は、概ね以下の通り用途地域と対応している。
　第1種区域：第一種及び第二種低層住居専用地域
　第2種区域：第一種及び第二種中高層住居専用地域、第一種及び第二種住居地域、準住居地域
　第3種区域：近隣商業地域、商業地域、準工業地域
　第4種区域：工業地域

表 4-2-1-22　公害防止条例等に基づく特定工場において発生する騒音の許容限度

（福井県公害防止条例施行規則第 6 条）
（敦賀市環境保全条例施行規則第 7 条）

区域の区分		基準値（dB）			
		朝	昼間	夕	夜間
		午前 6 時から午前 8 時まで	午前 8 時から午後 7 時まで	午後 7 時から午後 10 時まで	午後 10 時から午前 6 時まで
第 1 種区域	第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、田園住居地域	45 以下	50 以下	40 以下	40 以下
第 2 種区域	第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域	50 以下	60 以下	50 以下	45 以下
第 3 種区域	近隣商業地域、商業地域、準工業地域	60 以下	65 以下	60 以下	55 以下
第 4 種区域	工業地域	65 以下	70 以下	65 以下	60 以下
第 5 種区域	工業専用地域	70 以下	75 以下	70 以下	65 以下
その他の区域	上記以外の区域	55 以下	60 以下	55 以下	55 以下

注1. 第2種区域、第3種区域、第4種区域およびその他の区域（敦賀市条例では第5種区域を含む）の区域内に所在する学校、保育所、病院、診療所（患者の入院施設を有するもの）、図書館、特別養護老人ホーム及び幼保連携型認定こども園（敦賀市条例では除く）の敷地の周囲おおむね50メートル以内の区域においては、上表に掲げる許容限度から5dBを減じるものとする。

注2. 福井県公害防止条例施行規則に基づく基準値は、騒音規制法の規定の適用を受ける特定工場については適用しない。また、敦賀市環境保全条例施行規則に基づく基準値は、騒音規制法及び福井県公害防止条例の規定の適用を受ける特定工場については適用しない。

表 4-2-1-23　騒音規制法に基づく特定建設作業 (4) に係る騒音の規制基準

（騒音規制法第 14 条第 1 項及び第 15 条第 1 項）
（昭和 43 年厚生省・建設省告示第 1 号）
（昭和 47 年福井県告示第 327 号）
（平成 24 年敦賀市告示第 36 号）
（小浜市告示）

規制種別	区域の区分	騒音の規制に関する基準
基準値	1 号・2 号	85dB を超える大きさでないこと
作業時間	1 号	午後 7 時～午前 7 時の時間内でないこと
	2 号	午後 10 時～午前 6 時の時間内でないこと
1 日あたりの作業時間	1 号	10 時間／日を超えないこと
	2 号	14 時間／日を超えないこと
作業日数	1 号・2 号	連続 6 日を越えないこと
作業日	1 号・2 号	日曜日その他の休日ではないこと

注1. 基準値は、特定建設作業の場所の敷地の境界線での値である。

注2. 区域の区分該当区域

1号区域：騒音規制法の規定に基づき指定された区域のうち、第1種区域、第2種区域及び第3種区域の全区域並びに第4種区域内の学校、保育所、病院、診療所（患者を入院させるための施設を有するもの）、図書館、特別養護老人ホームの敷地の周囲おおむね80メートル以内の区域

2号区域：騒音規制法の規定に基づき指定された区域のうち、第1号区域に掲げる区域以外の区域

(4) 建設工事として行われる作業のうち、著しい騒音及び振動を発生させる作業であり、騒音規制法、振動規制法で定められている作業をいう。なお、福井県公害防止条例においても特定建設作業の種類が定められているが、騒音及び振動に係る規制基準は設定されていない。

ウ．苦情

対象事業実施区域を含む周辺市町の平成 29 年度の騒音に係る苦情受理の状況は、表 4-2-1-24 に示すとおりである。

表 4-2-1-24　騒音に係る苦情受理件数（平成 29 年度）

地域	件　数
敦賀市	6
美浜町	0
若狭町	1
小浜市	2
おおい町	0
合計	9

資料：「平成 30 年度版環境白書資料編（福井県）」
（平成 31 年 3 月、福井県安全環境部環境政策課）

(4) 振動

ア．既存の測定結果

対象事業実施区域及びその周囲において、道路交通振動に関する測定は実施されていない。

イ．振動に係る規制基準等

振動規制法及び条例に基づく規制基準等は、表 4-2-1-25～表 4-2-1-28 に示すとおりである。なお、対象事業実施区域を含む周辺市町は、振動規制法に基づく指定地域に該当する。

図面集［振動測定地点及び振動に係る規制基準の区域図］

表 4-2-1-25　振動規制法に基づく道路交通振動の要請限度

（振動規制法第 16 条第 1 項）
（振動規制法施行規則別表第 2）
（昭和 53 年福井県告示第 186 号及び 187 号）
（平成 24 年敦賀市告示第 41 号及び 42 号）
（小浜市告示）

区域の区分		基準値（dB）	
		昼間	夜間
		午前 6 時から 午後 10 時まで	午後 10 時から 午前 6 時まで
第 1 種区域	騒音規制法の規定に基づき指定された区域のうち、第 1 種区域及び第 2 種区域	65 以下	60 以下
第 2 種区域	騒音規制法の規定に基づき指定された区域のうち、第 3 種区域及び第 4 種区域	70 以下	65 以下

注1. 学校、保育所、病院、診療所（患者の入院施設を有するもの）、図書館、特別養護老人ホームの敷地の周囲おおむね50メートル以内の地域内の道路においては、上表に掲げる基準値から5dBを減じるものとする。
注2. 調査対象とした市町においては、類型指定された区域は、以下の通り用途地域と対応している。
第1種区域：第一種及び第二種低層住居専用地域、第一種及び第二種中高層住居専用地域、第一種及び第二種住居地域、準住居地域
第2種区域：近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域

表 4-2-1-26　新幹線鉄道振動に係る指針値（参考）

（昭和 51 年環大特第 32 号）

指針	70dB を超える地域について、緊急に振動源及び障害防止対策等を講ずること。

表 4-2-1-27　振動規制法に基づく特定工場に係る振動の規制基準

（振動規制法第 4 条第 1 項）
（昭和 51 年環境庁告示第 90 号）
（昭和 53 年福井県告示第 184 号）
（平成 24 年敦賀市告示第 39 号）
（小浜市告示）

区域の区分		基準値（dB）	
		昼間	夜間
		午前 6 時から 午後 10 時まで	午後 10 時から 午前 6 時まで
第 1 種区域	騒音規制法の規定に基づき指定された区域のうち、第 1 種区域及び第 2 種区域	60 以下	55 以下
第 2 種区域	騒音規制法の規定に基づき指定された区域のうち、第 3 種区域及び第 4 種区域	65 以下	60 以下

注1. 騒音規制法の規定に基づき指定された区域のうち、第1種区域及び第5種区域以外の区域内に所在する学校、保育所、病院、診療所（患者の入院施設を有するもの）、図書館、特別養護老人ホームの敷地の周囲50メートル以内の区域においては、上表に掲げる許容限度から5dBを減じるものとする。
注2. 調査対象とした市町においては、区域の区分は、概ね以下の通り用途地域と対応している。
第1種区域：第一種及び第二種低層住居専用地域、第一種及び第二種中高層住居専用地域、第一種及び第二種住居地域、準住居地域
第2種区域：近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域

表 4-2-1-28　振動規制法に基づく特定建設作業に係る振動の規制基準

（振動規制法第 15 条第 1 項）
（振動規制法施行規則別表第 1）
（昭和 53 年福井県告示第 185 号）
（平成 24 年敦賀市告示第 40 号）
（小浜市告示）

規制種別	区域の区分	振動の規制に関する基準
基準値	1 号・2 号	75dB を超える大きさでないこと
作業時間	1 号	午後 7 時～午前 7 時の時間内でないこと
	2 号	午後 10 時～午前 6 時の時間内でないこと
1 日あたりの作業時間	1 号	10 時間／日を超えないこと
	2 号	14 時間／日を超えないこと
作業日数	1 号・2 号	連続 6 日を越えないこと
作業日	1 号・2 号	日曜日その他の休日ではないこと

注1. 基準値は、特定建設作業の場所の敷地の境界線での値である。
注2. 区域の区分該当区域
1号区域：騒音規制法の規定に基づき指定された区域のうち、第1種区域、第2種区域及び第3種区域の全区域並びに第4種区域内の学校、保育所、病院、診療所（患者を入院させるための施設を有するもの）、図書館、特別養護老人ホームの敷地の周囲おおむね80メートル以内の区域
2号区域：振動規制法の規定に基づき指定された区域のうち、第1号区域に掲げる区域以外の区域

ウ．苦情

対象事業実施区域を含む周辺市町の平成 29 年度の振動に係る苦情受理の状況は、表 4-2-1-29 に示すとおりである。

表 4-2-1-29　振動に係る苦情受理件数（平成 29 年度）

地域	件数
敦賀市	1
美浜町	0
若狭町	0
小浜市	0
おおい町	0
合計	1

資料：「平成 30 年度版環境白書資料編（福井県）」
（平成 31 年 3 月、福井県安全環境部環境政策課）

(5)悪臭

ア．既存の測定結果

対象事業実施区域及びその周囲において、悪臭の測定は実施されていない。

イ．悪臭に係る規制基準等

対象事業実施区域を含む周辺市町では、敦賀市、美浜町、小浜市及び若狭町が悪臭防止法に基づく規制地域に該当し、それぞれ敷地境界線上、排出口及び排出水における規制基準が設定されている。なお、おおい町は、悪臭防止法に基づく規制地域に該当しない。

また、福井県公害防止条例に基づき、悪臭に関する規制基準が設定されている。

ウ．苦情

対象事業実施区域を含む周辺市町の平成 29 年度の悪臭に係る苦情受理の状況は、表 4-2-1-30 に示すとおりである。

表 4-2-1-30　悪臭に係る苦情受理件数（平成 29 年度）

地域	件数
敦賀市	4
美浜町	0
若狭町	0
小浜市	0
おおい町	0
合計	4

資料：「平成 30 年度版環境白書資料編（福井県）」
（平成 31 年 3 月、福井県安全環境部環境政策課）

2)水象、水質（公共用水域・地下水）、水底の底質その他の水に係る環境の状況

(1)水象

対象事業実施区域及びその周囲の主な河川として、笙の川水系の笙の川、井の口川水系の井の口川及び北川水系の北川等の河川のほか、三方五湖水系の日向湖をはじめとした湖沼等が挙げられる。

笙の川は、敦賀市池河内付近を水源とし、敦賀市内を貫通して敦賀湾に注ぐ延長 18.3km、流域面積 163.1km^2 の二級河川である。井の口川は、敦賀市南西部の野坂岳を水源とし、敦賀市を南から北へ貫通して敦賀湾に注ぐ延長 5.35km、流域面積 28.4km^2 の二級河川である。北川は、野坂山地の三十三間山付近を水源とし、若狭町及び小浜市を流下して日本海に注ぐ延長 30.3km、流域面積 210.2km^2 の一級河川である。

また、三方五湖水系は、三方湖、水月湖、菅湖、久々子湖及び日向湖の 5 つの湖沼並びにその接続河川から構成されており、湖沼面積は 5 つの湖沼をあわせて約 10.9km^2 に上る。

図面集［水環境に係る調査地点及び水質汚濁に係る環境基準の類型指定の状況］

(2)水質（公共用水域・地下水）

ア．既存の測定結果

ｱ）公共用水域

対象事業実施区域及びその周囲の生活環境の保全に関する公共用水域水質測定結果は表 4-2-1-31 に、人の健康の保護に関する公共用水域水質測定結果は表 4-2-1-32 に、ダイオキシン類水環境（公共用水域・水質）調査結果は表 4-2-1-33 に示すとおりである。

生活環境の保全に関する公共用水域水質について、河川では生物化学的酸素要求量（BOD）と浮遊物質量（SS）がすべての地点で環境基準を達成しているが、水素イオン濃度（pH）、溶存酸素量（DO）及び大腸菌群数は、一部の地点で環境基準を達成していない。また、湖沼では水素イオン濃度（pH）、溶存酸素量（DO）、化学的酸素要求量（COD）及び浮遊物質量（SS）のいずれも、一部の地点で環境基準を達成していない。

人の健康の保護に関する公共用水域水質及びダイオキシン類水環境（公共用水域・水質）については、すべての地点で環境基準を達成している。

図面集［水環境に係る調査地点及び水質汚濁に係る環境基準の類型指定の状況］

表 4-2-1-31(1)　生活環境の保全に関する公共用水域水質測定結果（河川：平成 29 年度）

No.		水公 1	水公 2	水公 3	水公 4	水公 5	水公 6	水公 7	水公 8	水公 9	水公 10	水公 11	環境基準（河川）
水域		笙の川・井の口川						北川・南川					
河川名		笙の川	木の芽川	深川	二夜の川	井の口川		北川				南川	
類型		A	A	B	C	A	C	A	A	A	A	A	
測定地点		三島橋	木の芽橋	木の芽橋	末端	豊橋	穴地蔵橋	高塚橋	上中橋	西津橋	鳥羽川末端	湯岡橋	
水素イオン濃度(pH)	最小～最大	6.7～7.3	7.0～8.3	7.0～7.3	6.9～7.2	6.9～7.3	7.1～7.9	7.3～7.8	7.6～9.0	7.4～7.6	7.0～7.2	7.1～7.4	A,B,C:6.5以上8.5以下
溶存酸素 DO(mg/L)	年平均値	11	11	9.6	8.4	10.0	8.8	10.0	10.0	9.8	9.3	10.0	A:7.5mg/L以上
	最小～最大	9.5～13	9.4～13	7.8～12	7.0～9.8	9.0～12	5.6～12	8.1～12	9.1～12	8.1～12	7.0～12	8.7～13	B,C:5mg/L以上
生物化学的酸素要求量 BOD(mg/L)	年平均値	0.6	0.8	1.2	1.2	0.8	1.1	0.6	0.6	0.6	1.0	0.9	A:2mg/L以下 B:3mg/L以下 C:5mg/L以下
	最小～最大	<0.5～0.9	<0.5～1.2	<0.5～2.4	0.6～1.7	<0.5～1.4	<0.5～2.8	<0.5～1.0	<0.5～0.8	<0.5～0.9	<0.5～1.6	<0.5～2.7	
	75%水質値(5)	0.7	1.1	2.0	1.7	1.2	1.5	0.6	0.6	0.5	1.5	<0.5	
化学的酸素要求量 COD(mg/L)	年平均値	1.6	1.7	2	2.2	2.7	2.4	1.4	1.3	1.4	3.1	0.7	－
	最小～最大	0.7～2.2	1.0～2.2	1.5～3.7	1.6～2.6	1.5～5.1	0.5～3.5	0.9～2.1	0.8～1.7	0.9～1.9	1.5～5.9	<0.5～1.1	
浮遊物質量 SS(mg/L)	年平均値	4	8	4	2	2	4	4	2	2	8	1	A,B:25mg/L以下 C:50mg/L以下
	最小～最大	1～11	<1～24	<1～7	1～3	1～4	2～7	1～21	1～4	1～3	5～11	<1～1	
大腸菌群数 (MPN/100mL)	年平均値	1,600	760	1,500	－	3,300	－	3,100	4,300	1,100	－	150	A:1,000MPN/100mL以下 B:5000MPN/100mL以下 C:-
	最小～最大	170～2,400	46～1,700	240～3,500	－	790～9,200	－	280～13,000	790～13,000	280～1,400	－	4～280	

表 4-2-1-31(2)　生活環境の保全に関する公共用水域水質測定結果（湖沼：平成 29 年度）

No.		水公 12	水公 13	水公 14	水公 15	水公 16	水公 17	水公 18	水公 19	水公 20	水公 21	環境基準（湖沼）
水域		三方五湖										
河川名		三方五湖（甲）		三方五湖（乙）							はす川	
類型		A	A	B	B	B	B	B	B	B	-	
測定地点		日向湖北部	日向湖南部	久々子湖北部	久々子湖南部	水月湖北部	水月湖南部	菅湖	三方湖西部	三方湖東部	上口橋	
水素イオン濃度(pH)	最小～最大	7.9～8.2	7.9～8.2	7.9～8.4	7.7～8.4	7.7～8.8	7.1～8.9	7.5～8.9	7.7～8.7	7.2～8.4	7.5～7.7	A,B:6.5以上8.5以下
溶存酸素 DO(mg/L)	年平均値	7.8	7.6	9.6	8.8	10.0	7.2	10.0	9.4	8.8	9.6	A:7.5mg/L以上
	最小～最大	6.8～8.5	6.8～8.5	7.1～13	4.6～13	7.2～14	<0.5～14	7.2～14	7.4～12	1.9～13	8.3～12	B:5mg/L以上
化学的酸素要求量 COD(mg/L)	年平均値	1.7	1.7	3.9	4.1	4.3	4.5	4.2	4.3	4.8	2.4	A:3mg/L以下 B:5mg/L以下
	最小～最大	1.3～2.1	1.4～2.0	3.3～4.2	3.4～4.5	2.8～6.4	3.5～6.2	3.7～4.8	1.8～6.6	2.3～7.8	1.0～6.7	
	75%水質値	2.0	2.0	4.2	4.4	4.6	5.0	4.5	5.7	6.2	2.0	
浮遊物質量 SS(mg/L)	年平均値	<1	<1	3	5	3	3	3	6	10	4	A:5mg/L以下 B:15mg/L以下
	最小～最大	<1～<1	<1～<1	<1～5	<1～11	<1～5	<1～6	<1～4	2～15	1～26	<1～13	

注 1．－は未測定を示す。また、<は定量下限値以下であることを示す。

注 2．表 4-2-1-31(2)のはす川は河川であるが、三方五湖水域に含まれることから湖沼の表に含めて示した。なお、環境基準の類型指定は行われていない。

資料：「平成 29 年度 公共用水域および地下水の水質の測定結果報告書（福井県）」（令和元年 8 月現在、福井県安全環境部環境政策課）

(5) 一年間で得られたすべての日平均値を、測定値の低い方から高い方に順（昇順）に並べたとき、低い方から数えて 75%目に該当する日平均値であり、生物化学的酸素要求量（BOD）及び化学的酸素要求量（COD）は 75%値により環境基準の適合状況を評価する。

表 4-2-1-32(1)　人の健康の保護に関する公共用水域水質測定結果（河川：平成 29 年度）

（単位：mg/L）

No.	水公 1	水公 2	水公 3	水公 4	水公 5	水公 6	水公 7	水公 8	水公 9	水公 10	水公 11	環境基準値
水域	笙の川・井の口川						北川・南川					
河川名	笙の川	木の芽川	深川	二夜の川	井の口川		北川				南川	
測定地点	三島橋	木の芽橋	木の芽橋	末端	豊橋	穴地蔵橋	高塚橋	上中橋	西津橋	鳥羽川末端	湯岡橋	
カドミウム	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	－	<0.001	<0.001	－	－	－	<0.001	0.003mg/L 以下
全シアン	ND	ND	ND	ND	－	ND	ND	－	－	－	ND	検出されないこと。
鉛	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	－	<0.002	<0.002	－	－	－	<0.002	0.01mg/L 以下
六価クロム	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	－	<0.02	<0.02	－	－	－	<0.02	0.05mg/L 以下
砒素	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	－	<0.005	<0.005	－	－	－	<0.005	0.01mg/L 以下
総水銀	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	－	<0.0005	<0.0005	－	－	－	<0.0005	0.0005mg/L 以下
アルキル水銀	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	検出されないこと。
PCB	ND	－	－	－	－	ND	ND	－	－	－	ND	検出されないこと。
ジクロロメタン	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	－	<0.002	<0.002	－	－	－	<0.002	0.02mg/L 以下
四塩化炭素	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	－	<0.0002	<0.0002	－	－	－	<0.0002	0.002mg/L 以下
1,2-ジクロロエタン	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	－	<0.0004	<0.0004	－	－	－	<0.0004	0.004mg/L 以下
1,1-ジクロロエチレン	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	－	<0.002	<0.002	－	－	－	<0.002	0.1mg/L 以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	－	<0.004	<0.004	－	－	－	<0.004	0.04mg/L 以下
1,1,1-トリクロロエタン	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	－	<0.0005	<0.0005	－	－	－	<0.0005	1mg/L 以下
1,1,2-トリクロロエタン	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	－	<0.0006	<0.0006	－	－	－	<0.0006	0.006mg/L 以下
トリクロロエチレン	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	－	<0.001	<0.001	－	－	－	<0.001	0.01mg/L 以下
テトラクロロエチレン	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	－	<0.0005	<0.0005	－	－	－	<0.0005	0.01mg/L 以下
1,3-ジクロロプロペン	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	－	<0.0002	<0.0002	－	－	－	<0.0002	0.002mg/L 以下
チウラム	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	－	<0.0006	<0.0006	－	－	－	<0.0006	0.006mg/L 以下
シマジン	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	－	<0.0003	<0.0003	－	－	－	<0.0003	0.003mg/L 以下
チオベンカルブ	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	－	<0.002	<0.002	－	－	－	<0.002	0.02mg/L 以下
ベンゼン	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	－	<0.001	<0.001	－	－	－	<0.001	0.01mg/L 以下
セレン	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	－	<0.002	<0.002	－	－	－	<0.002	0.01mg/L 以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	0.61	0.69	0.93	1.4	－	0.22	0.36	－	－	－	0.3	10mg/L 以下
ふっ素	0.2	<0.1	0.2	0.2	0.2	－	<0.1	－	－	－	< 0.1	0.8mg/L 以下
ほう素	0.03	0.11	0.04	0.03	<0.02	－	<0.02	－	－	－	0.02	1mg/L 以下
1,4-ジオキサン	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	－	<0.005	<0.005	－	－	－	< 0.005	0.05mg/L 以下

表 4-2-1-32(2)　人の健康の保護に関する公共用水域水質測定結果（湖沼：平成 29 年度）

No.	水公 12	水公 13	水公 14	水公 15	水公 16	水公 17	水公 18	水公 19	水公 20	水公 21	環境基準値
水域	三方五湖										
河川名	三方五湖（甲）		三方五湖（乙）							はす川	
測定地点	日向湖北部	日向湖南部	久々子湖北部	久々子湖南部	水月湖北部	水月湖南部	菅湖	三方湖西部	三方湖東部	上口橋	
カドミウム	－	－	－	<0.001	－	－	－	－	<0.001	－	0.003mg/L 以下
全シアン	－	－	－	ND	－	－	－	－	ND	－	検出されないこと。
鉛	－	－	－	<0.002	－	－	－	－	<0.002	－	0.01mg/L 以下
六価クロム	－	－	－	<0.02	－	－	－	－	<0.02	－	0.05mg/L 以下
砒素	－	－	－	<0.005	－	－	－	－	<0.005	－	0.01mg/L 以下
総水銀	－	－	－	<0.0005	－	－	－	－	<0.0005	－	0.0005mg/L 以下
アルキル水銀	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	検出されないこと。
PCB	－	－	－	ND	－	－	－	－	－	－	検出されないこと。
ジクロロメタン	－	－	－	<0.002	－	－	－	－	<0.002	－	0.02mg/L 以下
四塩化炭素	－	－	－	<0.0002	－	－	－	－	<0.0002	－	0.002mg/L 以下
1,2-ジクロロエタン	－	－	－	<0.0004	－	－	－	－	<0.0004	－	0.004mg/L 以下
1,1-ジクロロエチレン	－	－	－	<0.002	－	－	－	－	<0.002	－	0.1mg/L 以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	－	－	－	<0.004	－	－	－	－	<0.004	－	0.04mg/L 以下
1,1,1-トリクロロエタン	－	－	－	<0.0005	－	－	－	－	<0.0005	－	1mg/L 以下
1,1,2-トリクロロエタン	－	－	－	<0.0006	－	－	－	－	<0.0006	－	0.006mg/L 以下
トリクロロエチレン	－	－	－	<0.001	－	－	－	－	<0.001	－	0.01mg/L 以下
テトラクロロエチレン	－	－	－	<0.0005	－	－	－	－	<0.0005	－	0.01mg/L 以下
1,3-ジクロロプロペン	－	－	－	<0.0002	－	－	－	－	<0.0002	－	0.002mg/L 以下
チウラム	－	－	－	<0.0006	－	－	－	－	<0.0006	－	0.006mg/L 以下
シマジン	－	－	－	<0.0003	－	－	－	－	<0.0003	－	0.003mg/L 以下
チオベンカルブ	－	－	－	<0.002	－	－	－	－	<0.002	－	0.02mg/L 以下
ベンゼン	－	－	－	<0.001	－	－	－	－	<0.001	－	0.01mg/L 以下
セレン	－	－	－	<0.002	－	－	－	－	<0.002	－	0.01mg/L 以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	－	－	－	<0.02	－	－	－	－	0.05	－	10mg/L 以下
ふっ素	－	－	－	－	－	－	－	－	0.1	－	0.8mg/L 以下
ほう素	－	－	－	－	－	－	－	－	0.005	－	1mg/L 以下
1,4-ジオキサン	－	－	－	<0.005	－	－	－	－	<0.005	－	0.05mg/L 以下

注 1．表中の値は年平均値を示す。
注 2．－は未測定、ND は不検出を示す。また、<は定量下限値以下であることを示す。
注 3．表 4-2-1-32(2)のはす川は河川であるが、三方五湖水域に含まれることから湖沼の表に含めて示した。なお、平成 29 年度にはす川における人の健康の保護に関する公共用水域水質の測定は行われていない。
資料：「平成 29 年度 公共用水域および地下水の水質の測定結果報告書（福井県）」（令和元年 8 月現在、福井県安全環境部環境政策課）

表 4-2-1-33　ダイオキシン類水環境（公共用水域・水質）調査結果（平成 29 年度）

（単位：pg-TEQ/L）

No.	水域	河川名	測定地点	調査結果	環境基準
水公 1	笙の川・井の口川	笙の川	三島橋	0.064	1pg-TEQ/L 以下
水公 7	北川・南川	北川	高塚橋	0.084	

資料：「平成 30 年度版環境白書資料編（福井県）」（平成 31 年 3 月、福井県安全環境部環境政策課）

ｲ) 地下水

対象事業実施区域を含む周辺市町では、地下水の水質の調査として、全体的な状況把握のための概況調査、汚染地域の継続的な監視のための継続監視調査及びダイオキシン類調査を実施している。

概況調査及び継続監視調査の地下水質測定結果は、表 4-2-1-34 及び表 4-2-1-35 に示すとおりである。すべての測定地点において、環境基準及び福井県の指針値を達成している。

また、対象事業実施区域及びその周囲のダイオキシン類地下水調査結果は、表 4-2-1-36 に示すとおりである。すべての地点において、環境基準を達成している。

図面集［水環境に係る調査地点及び水質汚濁に係る環境基準の類型指定の状況］

表 4-2-1-34　地下水質概況調査結果（平成 29 年度）

項目名＼市町名		敦賀市		美浜町		小浜市		おおい町		環境基準
		地点数	濃度範囲(mg/L)	地点数	濃度範囲(mg/L)	地点数	濃度範囲(mg/L)	地点数	濃度範囲(mg/L)	
環境基準項目	カドミウム	4	<0.001	－	－	1	<0.001	－	－	0.003mg/L 以下
	全シアン	4	<0.1	－	－	1	<0.1	－	－	検出されないこと
	鉛	4	<0.005	－	－	1	<0.005	－	－	0.01mg/L 以下
	六価クロム	4	<0.04	－	－	1	<0.04	－	－	0.05mg/L 以下
	砒素	4	<0.005	－	－	1	<0.005	－	－	0.01mg/L 以下
	総水銀	4	<0.0005	－	－	1	<0.0005	－	－	0.0005mg/L 以下
	ＰＣＢ	4	<0.0005	－	－	1	<0.0005	－	－	検出されないこと
	ジクロロメタン	6	<0.002	1	<0.002	3	<0.002	1	<0.002	0.02mg/L 以下
	四塩化炭素	6	<0.0002	1	<0.0002	3	<0.0002	1	<0.0002	0.002mg/L 以下
	塩化ビニルモノマー	6	<0.0002	1	<0.0002	3	<0.0002	1	<0.0002	0.002mg/L 以下
	1,2-ジククロエタン	6	<0.0004	1	<0.0004	3	<0.0004	1	<0.0004	0.004mg/L 以下
	1,1-ジクロロエチレン	6	<0.002	1	<0.002	3	<0.002	1	<0.002	0.1mg/L 以下
	1,2-ジクロロエチレン	6	<0.004	1	<0.004	3	<0.004	1	<0.004	0.04mg/L 以下
	1,1,1-トリクロロエタン	6	<0.0005	1	<0.0005	3	<0.0005	1	<0.0005	1mg/L 以下
	1,1,2-トリクロロエタン	6	<0.0006	1	<0.0006	3	<0.0006	1	<0.0006	0.006mg/L 以下
	トリクロロエチレン	6	<0.001	1	<0.001	3	<0.001	1	<0.001	0.01mg/L 以下
	テトラクロロエチレン	6	<0.0005	1	<0.0005	3	<0.0005	1	<0.0005	0.01mg/L 以下
	1,3-ジクロロプロペン	6	<0.0002	1	<0.0002	3	<0.0002	1	<0.0002	0.002mg/L 以下
	チラウム	4	<0.0006	－	－	1	<0.0006	－	－	0.006mg/L 以下
	シマジン	4	<0.0003	－	－	1	<0.0003	－	－	0.003mg/L 以下
	チオベンカルブ	4	<0.002	－	－	1	<0.002	－	－	0.02mg/L 以下
	ベンゼン	6	<0.001	1	<0.001	3	<0.001	1	<0.001	0.01mg/L 以下
	セレン	4	<0.002	－	－	1	<0.002	－	－	0.01mg/L 以下
	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	4	0.61～1.5	－	－	1	0.31	－	－	10mg/L 以下
	ふっ素	4	<0.1～0.3	－	－	1	<0.1	－	－	0.8mg/L 以下
	ほう素	4	<0.02～0.02	－	－	1	<0.02	－	－	1mg/L 以下
	1,4-ジオキサン	4	<0.005	－	－	1	<0.005	－	－	0.05mg/L 以下
要監視項目	フェニトロチオン	1	<0.0003	－	－	1	<0.0003	－	－	[0.003mg/L 以下]
	イソプロチオラン	1	<0.004	－	－	1	<0.004	－	－	[0.04mg/L 以下]

注 1.［ ］内は福井県の指針値を示す。
注 2. －は未測定を示す。また、<は定量下限値以下であることを示す。
資料：「平成 29 年度 公共用水域および地下水の水質の測定結果報告書（福井県）」（令和元年 8 月現在、福井県安全環境部環境政策課）

表 4-2-1-35　地下水質継続監視調査結果（平成 29 年度）

（単位：mg/L）

調査実施地区		汚染物質	調査地点数	濃度範囲	環境基準値
敦賀市	布田町	テトラクロロエチレン	3	0.0034～0.0055	0.01
若狭町	東部	砒素	2	<0.005	0.01
小浜市	駅前町注 1	1,2-ジクロロエチレン	1	0.005	0.04
	下竹原町	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	2	1.2～5.8	10

注 1. 小浜市駅前町における環境基準の超過範囲は、工場敷地内に限定されている。
資料：「平成 29 年度 公共用水域および地下水の水質の測定結果報告書（福井県）」（令和元年 8 月現在、福井県安全環境部環境政策課）

表 4-2-1-36　地下水ダイオキシン類調査結果（平成 29 年度）

（単位：pg-TEQ/L）

No.	測定地点	調査結果	環境基準
1	敦賀市樫曲	0.062	1pg-TEQ/L 以下
2	三浜町佐野	0.064	
3	小浜市深谷	0.062	

資料：「平成 29 年度ダイオキシン類調査結果について」
（令和元年 8 月現在、福井県ホームページ）

イ．水質汚濁に係る環境基準等

水質汚濁に係る環境基準は表 4-2-1-37～表 4-2-1-41 に、水質汚濁防止法に基づく排水基準等は表 4-2-1-42 及び表 4-2-1-43 に示すとおりである。

図面集［水環境に係る調査地点及び水質汚濁に係る環境基準の類型指定の状況］

表 4-2-1-37　生活環境の保全に関する環境基準（河川）

（昭和 46 年環境庁告示第 59 号）

ア．

項目／類型	利用目的の適応性	基準値				
		水素イオン濃度（pH）	生物化学的酸素要求量（BOD）	浮遊物質量（SS）	溶存酸素量（DO）	大腸菌群数
AA	水道 1 級 自然環境保全及び A 以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	1mg/L 以下	25mg/L 以下	7.5mg/L 以上	50MPN/100mL 以下
A	水道 2 級 水産 1 級 水浴及び B 以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	2mg/L 以下	25mg/L 以下	7.5mg/L 以上	1,000MPN/100mL 以下
B	水道 3 級 水産 2 級 及び C 以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	3mg/L 以下	25mg/L 以下	5mg/L 以上	5,000MPN/100mL 以下
C	水産 3 級 工業用水 1 級及び D 以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	5mg/L 以下	50mg/L 以下	5mg/L 以上	－
D	工業用水 2 級 農業用水及び E の欄に掲げるもの	6.0 以上 8.5 以下	8mg/L 以下	100mg/L 以下	2mg/L 以上	－
E	工業用水 3 級 環境保全	6.0 以上 8.5 以下	10mg/L 以下	ごみ等の浮遊が認められないこと	2mg/L 以上	－

注1. 基準値は、日間平均値とする。
注2. 自然環境保全：自然探勝等の環境保全
注3. 水道1級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
　　水道2級：沈殿ろ過等により通常の浄水操作を行うもの
　　水道3級：前処理等を伴う高度浄水操作を行うもの
注4. 水産1級：ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用
　　水産2級：サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産3級の水産生物用
　　水産3級：コイ、フナ等、β-中腐水性水域の水産生物用
注5. 工業用水1級：沈殿等による通常の浄化操作を行うもの
　　工業用水2級：薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの
　　工業用水3級：特殊の浄水操作を行うもの
注6. 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

イ．

項目／類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値		
		全亜鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩
生物 A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L 以下	0.001mg/L 以下	0.03mg/L 以下
生物特 A	生物 A の水域のうち生物 A の欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生息場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L 以下	0.0006mg/L 以下	0.02mg/L 以下
生物 B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L 以下	0.002mg/L 以下	0.05mg/L 以下
生物特 B	生物 A 又は生物 B の水域のうち、生物 B の欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生息場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L 以下	0.002mg/L 以下	0.04mg/L 以下

注 1. 基準値は、年間平均値とする。

表 4-2-1-38(1)　生活環境の保全に関する環境基準（湖沼）

（昭和 46 年環境庁告示第 59 号）

ア.

項目／類型	利用目的の適応性	基準値				
		水素イオン濃度（pH）	化学的酸素要求量（COD）	浮遊物質量（SS）	溶存酸素量（DO）	大腸菌群数
AA	水道 1 級 水産 1 級 自然環境保全及び A 以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	1mg/L 以下	1mg/L 以下	7.5mg/L 以上	50MPN/100mL 以下
A	水道 2､3 級 水産 2 級 水浴及び B 以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	3mg/L 以下	5mg/L 以下	7.5mg/L 以上	1,000MPN/100mL 以下
B	水産 3 級 工業用水 1 級 農業用水及び C の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	5mg/L 以下	15mg/L 以下	5mg/L 以上	－
C	工業用水 2 級 環境保全	6.0 以上 8.5 以下	8mg/L 以下	ごみ等の浮遊が認められないこと。	2mg/L 以上	－

注1. 自然環境保全：自然探勝等の環境保全
注2. 水道1級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
　水道2、3級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作、又は、前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの
注3. 水産1級：ヒメマス等貧栄養湖型の水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3の水産生物用
　水産2級：サケ科魚類及びアユ等貧栄養湖型の水域の水産生物用及び水産3級の水産生物用
　水産3級：コイ、フナ等富栄養湖型の水域の水産生物用
注4. 工業用水1級：沈殿等による通常の浄化操作を行うもの
　工業用水2級：薬品注入等による高度の浄水操作、又は、特殊な浄水操作を行うもの
注5. 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

イ.

項目／類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値	
		全窒素	全燐
Ⅰ	自然環境保全及びⅡ以下の欄に掲げるもの	0.1mg/L 以下	0.005mg/L 以下
Ⅱ	水道 1、2、3 級（特殊なものを除く。） 水産 1 種 水浴及びⅢ以下の欄に掲げるもの	0.2mg/L 以下	0.01mg/L 以下
Ⅲ	水道 3 種（特殊なもの）及びⅣ以下の欄に掲げるもの	0.4mg/L 以下	0.03mg/L 以下
Ⅳ	水産 2 種及びⅤの欄に掲げるもの	0.6mg/L 以下	0.05mg/L 以下
Ⅴ	水産 3 種 工業用水 農業用水 環境保全	1mg/L 以下	0.1mg/L 以下

注1. 基準値は、年間平均値とする。
注2. 自然環境保全：自然探勝等の環境保全
注3. 水道1級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
　水道2級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの
　水道3級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの（「特殊なもの」とは、臭気物質の除去が可能な特殊な浄水操作を行うものをいう。）
注4. 水産1級：サケ科魚類及びアユ等の水域の水産生物用並びに水産2種及び水産3種の水産生物用
　水産2級：ワカサギ等の水産生物用及び水産3種の水産生物用
　水産3級：コイ、フナ等の水産生物用
注5. 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

表 4-2-1-38(2)　生活環境の保全に関する環境基準（湖沼）

ウ.

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基　準　値		
		全亜鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩
生物 A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L 以下	0.001mg/L 以下	0.03mg/L 以下
生物特 A	生物 A の水域のうち生物 A の欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生息場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L 以下	0.0006mg/L 以下	0.02mg/L 以下
生物 B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L 以下	0.002mg/L 以下	0.05mg/L 以下
生物特 B	生物 A 又は生物 B の水域のうち、生物 B の欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生息場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L 以下	0.002mg/L 以下	0.04mg/L 以下

注 1.基準値は、日間平均値とする。

エ.

項目 類型	水生生物が生息・再生産する場の適応性	基　準　値
		底層溶存酸素量
生物 1	生息段階において貧酸素耐性の低い水生生物が生息できる場を保全・再生する水域又は再生産段階において貧酸素耐性の低い水生生物が再生産できる場を保全・再生する水域	4.0mg/L 以上
生物 2	生息段階において貧酸素耐性の低い水生生物を除き、水生生物が生息できる場を保全・再生する水域又は再生産段階において貧酸素耐性の低い水生生物を除き、水生生物が再生産できる場を保全・再生する水域	3.0mg/L 以上
生物 3	生息段階において貧酸素耐性の高い水生生物が生息できる場を保全・再生する水域、再生産段階において貧酸素耐性の高い水生生物が再生産できる場を保全・再生する水域又は無生物域を解消する水域	2.0mg/L 以上

注 1.基準値は、日間平均値とする。

表 4-2-1-39(1)　水質汚濁に係る環境基準（河川）の類型指定の状況

（昭和 48 年福井県告示第 76 号）
（昭和 49 年福井県告示第 157 号）
（昭和 50 年福井県告示第 1311 号）

類型	利用目的の適応性	水域名（範囲）
AA	水道１級 自然環境保全及びＡ以下の欄に掲げるもの	－
A	水道２級、水産１級 水浴及びＢ以下の欄に掲げるもの	笙の川（笙の川水域（深川および二夜の川水域を除く。）） 井の口川上流（沓見橋から上流の水域） 耳川（全水域及びこれに流入する公共用水域） 北川上流（新道橋から上流の水域） 北川下流（新道橋から下流の水域） 南川（全水域）
B	水道３級、水産２級 及びＣ以下の欄に掲げるもの	深川（木の芽川合流点から上流の水域）
C	水産３級 工業用水１級及びＤ以下の欄に掲げるもの	井の口川下流（沓見橋から下流の水域（この水域に流入する公共用水域を除く。）） 二夜の川（笙の川合流点から上流の水域）
D	工業用水２級 農業用水及びＥの欄に掲げるもの	－
E	工業用水３級 環境保全	－

注1.自然環境保全：自然探勝等の環境保全
注2.水道1級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
　水道2級：沈殿ろ過等により通常の浄水操作を行うもの
　水道3級：前処理等を伴う高度浄水操作を行うもの
注3.水産1級：ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用
　水産2級：サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産3級の水産生物用
　水産3級：コイ、フナ等、β-中腐水性水域の水産生物用
注4.工業用水1級：沈殿等による通常の浄化操作を行うもの
　工業用水2級：薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの
　工業用水3級：特殊の浄水操作を行うもの
注5.環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

表 4-2-1-39(2)　水質汚濁に係る環境基準（湖沼）の類型指定の状況

（昭和 52 年福井県告示第 110 号）

類型	利用目的の適応性	水域名（範囲）
AA	水道１級 水産１級 自然環境保全及びＡ以下の欄に掲げるもの	－
A	水道 2､3 級 水産２級 水浴及びＢ以下の欄に掲げるもの	三方五湖甲（日向湖水域（日向水道および嵯峨隧道水域を含む。））
B	水産３級 工業用水１級 農業用水及びＣの欄に掲げるもの	三方五湖乙（久々子湖水域（早瀬川水域を含む。）、水月湖水域（浦見川水域を含む。）、菅湖水域および三方湖水域（堀切川水域を含む。））
C	工業用水２級 環境保全	－

注1.自然環境保全：自然探勝等の環境保全
注2.水道1級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
　水道2、3級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作、又は、前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの
注3.水産1級：ヒメマス等貧栄養湖型の水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3の水産生物用
　水産2級：サケ科魚類及びアユ等貧栄養湖型の水域の水産生物用及び水産3級の水産生物用
　水産3級：コイ、フナ等富栄養湖型の水域の水産生物用
注4.工業用水1級：沈殿等による通常の浄化操作を行うもの
　工業用水2級：薬品注入等による高度の浄水操作、又は、特殊な浄水操作を行うもの
注5.環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

表 4-2-1-40　人の健康の保護に関する環境基準

（昭和 46 年環境庁告示第 59 号）
（平成 9 年環境庁告示第 10 号）

区分 項目	公共用水域	地下水
カドミウム	0.003mg/L 以下	0.003mg/L 以下
全シアン	検出されないこと。	検出されないこと。
鉛	0.01mg/L 以下	0.01mg/L 以下
六価クロム	0.05mg/L 以下	0.05mg/L 以下
砒素	0.01mg/L 以下	0.01mg/L 以下
総水銀	0.0005mg/L 以下	0.0005mg/L 以下
アルキル水銀	検出されないこと。	検出されないこと。
PCB	検出されないこと。	検出されないこと。
ジクロロメタン	0.02mg/L 以下	0.02mg/L 以下
四塩化炭素	0.002mg/L 以下	0.002mg/L 以下
クロロエチレン（塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー）	－	0.002mg/L 以下
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L 以下	0.004mg/L 以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L 以下	0.1mg/L 以下
1,2-ジクロロエチレン	－	0.04mg/L 以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L 以下	－
1,1,1-トリクロロエタン	1mg/L 以下	1mg/L 以下
1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L 以下	0.006mg/L 以下
トリクロロエチレン	0.01mg/L 以下	0.01mg/L 以下
テトラクロロエチレン	0.01mg/L 以下	0.01mg/L 以下
1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L 以下	0.002mg/L 以下
チウラム	0.006mg/L 以下	0.006mg/L 以下
シマジン	0.003mg/L 以下	0.003mg/L 以下
チオベンカルブ	0.02mg/L 以下	0.02mg/L 以下
ベンゼン	0.01mg/L 以下	0.01mg/L 以下
セレン	0.01mg/L 以下	0.01mg/L 以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/L 以下	10mg/L 以下
ふっ素	0.8mg/L 以下	0.8mg/L 以下
ほう素	1mg/L 以下	1mg/L 以下
1,4-ジオキサン	0.05mg/L 以下	0.05mg/L 以下

注1. 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。
注2. 「検出されないこと」とは、定量限界を下回ることをいう。

表 4-2-1-41　ダイオキシン類による水質の汚濁（水底の底質を除く）に係る環境基準

（平成 11 年環境庁告示第 68 号）

媒体	基準値
水質（水底の底質を除く）	1pg-TEQ/L 以下

表 4-2-1-42　水質汚濁防止法に基づく排水基準

（昭和 46 年総理府令第 35 号）

有害物質

有害物質の種類	許容限度
カドミウム及びその化合物	0.03mg/L
シアン化合物	1mg/L
有機燐化合物（パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びEPNに限る。）	1mg/L
鉛及びその化合物	0.1mg/L
六価クロム化合物	0.5mg/L
砒素及びその化合物	0.1mg/L
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	0.005mg/L
アルキル水銀化合物	検出されないこと。
ポリ塩化ビフェニル	0.003mg/L
トリクロロエチレン	0.1mg/L
テトラクロロエチレン	0.1mg/L
ジクロロメタン	0.2mg/L
四塩化炭素	0.02mg/L
1,2-ジクロロエタン	0.04mg/L
1,1-ジクロロエチレン	1mg/L
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.4mg/L
1,1,1-トリクロロエタン	3mg/L
1,1,2-トリクロロエタン	0.06mg/L
1,3－ジクロロプロペン	0.02mg/L
チウラム	0.06mg/L
シマジン	0.03mg/L
チオベンカルブ	0.2mg/L
ベンゼン	0.1mg/L
セレン及びその化合物	0.1mg/L
ほう素及びその化合物	10mg/L（海域以外の公共用水域に排出されるもの） 230mg/L（海域に排出されるもの）
ふっ素及びその化合物	8mg/L（海域以外の公共用水域に排出されるもの） 15mg/L（海域に排出されるもの）
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	100mg/L（アンモニア性窒素×0.4＋亜硝酸性窒素＋硝酸性窒素）
1,4-ジオキサン	0.5mg/L

注1.「検出されないこと」とは、定量下限を下回ることをいう。

有害物質以外の項目

項目	許容限度
水素イオン濃度（pH）	5.8以上8.6以下（海域以外の公共用水域に排出されるもの） 5.0以上9.0以下（海域に排出されるもの）
生物化学的酸素要求量（BOD）	160（日間平均120）mg/L
化学的酸素要求量（COD）	160（日間平均120）mg/L
浮遊物質量（SS）	200（日間平均150）mg/L
ノルマルヘキサン抽出物質含有量（鉱油類含有量）	5mg/L
ノルマルヘキサン抽出物質含有量（動植物油脂類含有量）	30mg/L
フェノール類含有量	5mg/L
銅含有量	3mg/L
亜鉛含有量	2mg/L
溶解性鉄含有量	10mg/L
溶解性マンガン含有量	10mg/L
クロム含有量	2mg/L
大腸菌群数	日間平均3,000個/cm^3
窒素含有量	120（日間平均60）mg/L
燐含有量	16（日間平均8）mg/L

表 4-2-1-43(1)　水質汚濁防止法に基づく上乗せ排水基準（笙の川および井の口川水域）

（昭和 47 年福井県条例第 32 号）

有害物質以外の項目

項目	区分 特定事業場の種類	許容限度	
		新設の場合	新設以外の場合
生物化学的酸素要求量 （BOD）	一　食料品製造業に係る特定事業場	80mg/L （日間平均60mg/L）	120mg/L （日間平均100mg/L）
	二　繊維工業（染色整理業を含む。）に係る特定事業場	60mg/L （日間平均50mg/L）	100mg/L （日間平均80mg/L）
	三　紙、パルプまたは紙加工品製造業に係る特定事業場	60mg/L （日間平均50mg/L）	100mg/L （日間平均80mg/L）
	四　化学工業に係る特定事業場	50mg/L （日間平均60mg/L）	80mg/L （日間平均60mg/L）
	五　浄水施設、中央卸売市場の施設又は試験研究機関等の施設を設置する特定事業場	60mg/L （日間平均50mg/L）	120mg/L （日間平均90mg/L）
	六　旅館業に係る特定事業場	80mg/L （日間平均60mg/L）	－
	七　屎尿処理施設のみを設置する特定事業場	日間平均30mg/L	日間平均30mg/L
	八　下水道終末処理施設を設置する特定事業場	日間平均20mg/L	－
	九　一から八までの特定事業場以外の特定事業場	40mg/L （日間平均30mg/L）	50mg/L （日間平均40mg/L）
浮遊物質量 （SS）	一　食料品製造業に係る特定事業場	110mg/L （日間平均90mg/L）	150mg/L （日間平均120mg/L）
	二　化学工業に係る特定事業場	60mg/L （日間平均50mg/L）	90mg/L （日間平均70mg/L）
	三　旅館業に係る特定事業場	120mg/L （日間平均100mg/L）	－
	四　非金属鉱業および鉱物・土石粉砕等処理業に係る特定事業場	150mg/L （日間平均120mg/L）	－
	五　屎尿処理施設のみを設置する特定事業場	日間平均70mg/L	日間平均70mg/L
	六　下水道終末処理施設を設置する特定事業場	日間平均70mg/L	－
	七　一から六までの特定事業場以外の特定事業場	90mg/L （日間平均70mg/L）	120mg/L （日間平均100mg/L）

備考1.　「特定事業場」とは、昭和53年3月31日現在において特定施設を設置する工場または事業場をいう。

2.　「新設」とは、次に掲げる日以後において設置する工場または事業場をいう。
のり抜き施設、浄水施設、中央卸売市場の施設、試験研究機関等の施設、旅館業に係る特定施設：昭和54年8月1日
上記以外の特定施設：昭和49年4月1日

3.　「排水量」とは、一日当たりの平均的な排出水の量をいう。

4.　この表の数値は、排水基準を定める省令（昭和46年総理府令第35号）第2条に規定する方法により検定した場合における検出値によるものとする。

5.　「日間平均」による許容限度は、1日の排出水の平均的な汚染状態について定めたものである。

6.　この表に掲げる上乗せ排水基準は、排水量が50立方メートル以上である特定事業場に係る排出水について適用する。

7.　この表の上欄に掲げる項目ごとに同表の中欄に掲げる特定事業場の種類に属する特定事業場が同時に他の特定事業場の種類に属する場合において、同表によりその特定事業場の種類につき異なる許容限度の上乗せ排水基準が定められているときは、当該特定事業場に係る排出水については、それらの上乗せ排水基準のうち、最小の許容限度のものを適用する。

表 4-2-1-43(2)　水質汚濁防止法に基づく上乗せ排水基準（北川および南川水域）

（昭和 47 年福井県条例第 32 号）

有害物質以外の項目

項目	区分／特定事業場の種類	許容限度	
		新設の場合	新設以外の場合
生物化学的酸素要求量（BOD）	一　食料品製造業に係る特定事業場	80mg/L（日間平均60mg/L）	120mg/L（日間平均100mg/L）
	二　繊維工業（染色整理業を含む。）に係る特定事業場	60mg/L（日間平均50mg/L）	100mg/L（日間平均80mg/L）
	三　紙、パルプまたは紙加工品製造業に係る特定事業場	60mg/L（日間平均50mg/L）	100mg/L（日間平均80mg/L）
	四　化学工業に係る特定事業場	50mg/L（日間平均40mg/L）	80mg/L（日間平均60mg/L）
	五　浄水施設、中央卸売市場の施設又は試験研究機関等の施設を設置する特定事業場	60mg/L（日間平均50mg/L）	120mg/L（日間平均90mg/L）
	六　旅館業に係る特定事業場	80mg/L（日間平均60mg/L）	－
	七　屎尿処理施設のみを設置する特定事業場	日間平均30mg/L	日間平均30mg/L
	八　下水道終末処理施設を設置する特定事業場	日間平均20mg/L	－
	九　一から八までの特定事業場以外の特定事業場	40mg/L（日間平均30mg/L）	50mg/L（日間平均40mg/L）
浮遊物質量（SS）	一　食料品製造業に係る特定事業場	110mg/L（日間平均90mg/L）	150mg/L（日間平均120mg/L）
	二　化学工業に係る特定事業場	60mg/L（日間平均50mg/L）	90mg/L（日間平均70mg/L）
	三　旅館業に係る特定事業場	120mg/L（日間平均100mg/L）	－
	四　非金属鉱業および鉱物・土石粉砕等処理業に係る特定事業場	150mg/L（日間平均120mg/L）	－
	五　屎尿処理施設のみを設置する特定事業場	日間平均70mg/L	日間平均70mg/L
	六　下水道終末処理施設を設置する特定事業場	日間平均70mg/L	－
	七　一から六までの特定事業場以外の特定事業場	90mg/L（日間平均70mg/L）	120mg/L（日間平均100mg/L）

備考1.　「特定事業場」とは、昭和53年3月31日現在において特定施設を設置する工場または事業場をいう。

2.　「新設」とは、次に掲げる日以後において設置する工場または事業場をいう。
のり抜き施設、浄水施設、中央卸売市場の施設、試験研究機関等の施設、旅館業に係る特定施設：昭和54年8月1日
上記以外の特定施設：昭和49年10月1日

3.　「排水量」とは、一日当たりの平均的な排出水の量をいう。

4.　この表の数値は、排水基準を定める省令（昭和46年総理府令第35号）第2条に規定する方法により検定した場合における検出値によるものとする。

5.　「日間平均」による許容限度は、1日の排出水の平均的な汚染状態について定めたものである。

6.　この表に掲げる上乗せ排水基準は、排水量が50立方メートル以上である特定事業場に係る排出水について適用する。

7.　この表の上欄に掲げる項目ごとに同表の中欄に掲げる特定事業場の種類に属する特定事業場が同時に他の特定事業場の種類に属する場合において、同表によりその特定事業場の種類につき異なる許容限度の上乗せ排水基準が定められているときは、当該特定事業場に係る排出水については、それらの上乗せ排水基準のうち、最小の許容限度のものを適用する。

表 4-2-1-43(3)　水質汚濁防止法に基づく上乗せ排水基準（耳川水域）

（昭和 47 年福井県条例第 32 号）

有害物質以外の項目

項目	区分 特定事業場の種類	許容限度	
		新設の場合	新設以外の場合
生物化学的酸素要求量 （BOD）	一　浄水施設、中央卸売市場の施設又は試験研究機関等の施設を設置する特定事業場	60mg/L （日間平均50mg/L）	－
	二　旅館業に係る特定事業場	80mg/L （日間平均60mg/L）	－
	三　屎尿処理施設のみを設置する特定事業場	日間平均30mg/L	－
	四　下水道終末処理施設を設置する特定事業場	日間平均20mg/L	－
	五　一から四までの特定事業場以外の特定事業場	40mg/L （日間平均30mg/L）	50mg/L （日間平均40mg/L）
浮遊物質量 （SS）	一　旅館業に係る特定事業場	120mg/L （日間平均100mg/L）	－
	二　屎尿処理施設のみを設置する特定事業場	日間平均70mg/L	－
	三　下水道終末処理施設を設置する特定事業場	日間平均70mg/L	－
	四　一から三までの特定事業場以外の特定事業場	90mg/L （日間平均70mg/L）	120mg/L （日間平均100mg/L）

備考1.　「特定事業場」とは、昭和53年3月31日現在において特定施設を設置する工場または事業場をいう。

2.　「新設」とは、次に掲げる日以後において設置する工場または事業場をいう。
のり抜き施設、浄水施設、中央卸売市場の施設、試験研究機関等の施設、旅館業に係る特定施設：昭和55年8月1日
上記以外の特定施設：昭和51年6月24日

3.　「排水量」とは、一日当たりの平均的な排出水の量をいう。

4.　この表の数値は、排水基準を定める省令（昭和46年総理府令第35号）第2条に規定する方法により検定した場合における検出値によるものとする。

5.　「日間平均」による許容限度は、1日の排出水の平均的な汚染状態について定めたものである。

6.　この表に掲げる上乗せ排水基準は、排水量が50立方メートル以上である特定事業場に係る排出水について適用する。

7.　この表の上欄に掲げる項目ごとに同表の中欄に掲げる特定事業場の種類に属する特定事業場が同時に他の特定事業場の種類に属する場合において、同表によりその特定事業場の種類につき異なる許容限度の上乗せ排水基準が定められているときは、当該特定事業場に係る排出水については、それらの上乗せ排水基準のうち、最小の許容限度のものを適用する。

表 4-2-1-43(4)　水質汚濁防止法に基づく上乗せ排水基準（三方五湖水域）

（昭和 47 年福井県条例第 32 号）

有害物質以外の項目

項目	区分 特定事業場の種類	許容限度	
		新設の場合	新設以外の場合
生物化学的酸素要求量 （BOD）	一　旅館業に係る特定事業場	30mg/L （日間平均20mg/L）	－
	二　屎尿処理施設のみを設置する特定事業場	日間平均30mg/L	日間平均30mg/L
	三　下水道終末処理施設を設置する特定事業場	日間平均20mg/L	－
	四　一から三までの特定事業場以外の特定事業場	30mg/L （日間平均20mg/L）	40mg/L （日間平均30mg/L）
化学的酸素要求量 （COD）	一　旅館業に係る特定事業場	30mg/L （日間平均20mg/L）	－
	二　屎尿処理施設のみを設置する特定事業場	日間平均30mg/L	日間平均30mg/L
	三　下水道終末処理施設を設置する特定事業場	日間平均20mg/L	－
	四　一から三までの特定事業場以外の特定事業場	30mg/L （日間平均20mg/L）	40mg/L （日間平均30mg/L）
浮遊物質量 （SS）	一　旅館業に係る特定事業場	40mg/L （日間平均30mg/L）	－
	二　屎尿処理施設のみを設置する特定事業場	日間平均70mg/L	日間平均70mg/L
	三　下水道終末処理施設を設置する特定事業場	日間平均70mg/L	－
	四　一から三までの特定事業場以外の特定事業場	40mg/L （日間平均30mg/L）	50mg/L （日間平均40mg/L）

備考1.　「特定事業場」とは、昭和53年3月31日現在において特定施設を設置する工場または事業場をいう。

2.　「新設」とは、次に掲げる日以後において設置する工場または事業場をいう。

のり抜き施設、浄水施設、中央卸売市場の施設、試験研究機関等の施設、旅館業に係る特定施設：昭和57年8月1日

上記以外の特定施設：昭和53年1月1日

3.　「排水量」とは、一日当たりの平均的な排出水の量をいう。

4.　この表の数値は、排水基準を定める省令（昭和46年総理府令第35号）第2条に規定する方法により検定した場合における検出値によるものとする。

5.　「日間平均」による許容限度は、1日の排出水の平均的な汚染状態について定めたものである。

6.　この表に掲げる上乗せ排水基準は、排水量が50立方メートル以上である特定事業場に係る排出水について適用する。

7.　この表の上欄に掲げる項目ごとに同表の中欄に掲げる特定事業場の種類に属する特定事業場が同時に他の特定事業場の種類に属する場合において、同表によりその特定事業場の種類につき異なる許容限度の上乗せ排水基準が定められているときは、当該特定事業場に係る排出水については、それらの上乗せ排水基準のうち、最小の許容限度のものを適用する。

ウ. 苦情

対象事業実施区域を含む周辺市町の平成 29 年度の水質汚濁に係る苦情受理の状況は、表 4-2-1-44 に示すとおりである。

表 4-2-1-44　水質汚濁に係る苦情受理件数（平成 29 年度）

地域	件数
敦賀市	3
美浜町	0
若狭町	0
小浜市	6
おおい町	0
合計	9

資料：「平成 30 年度版環境白書資料編（福井県）」
（平成 31 年 3 月、福井県安全環境部環境政策課）

(3) 水底の底質

ア．既存の測定結果

対象事業実施区域及びその周囲のダイオキシン類水環境（公共用水域・底質）調査結果は、表 4-2-1-45 に示すとおりである。すべての地点において、環境基準を達成している。

図面集［水環境に係る調査地点及び水質汚濁に係る環境基準の類型指定の状況］

表 4-2-1-45　ダイオキシン類水環境（公共用水域・底質）調査結果（平成 29 年度）

（単位：pg-TEQ/L）

No.	水系	河川名	測定地点名	調査結果	環境基準
水公 1	笙の川・井の口川	笙の川	三島橋	0.21	150pg-TEQ/L 以下
水公 7	北川・南川	北川	高塚橋	0.22	

資料：「平成 30 年度版環境白書資料編（福井県）」（平成 31 年 3 月、福井県ホームページ）

イ．水底の底質に係る環境基準等

水底の底質に係る環境基準等は、表 4-2-1-46～表 4-2-1-47 に示すとおりである。

表 4-2-1-46　ダイオキシン類による水質の汚濁（水底の底質）に係る環境基準

（平成 14 年環境省告示第 46 号）

媒体	基準値
水底の底質	150pg-TEQ/g 以下

表 4-2-1-47　底質の処理・処分等に関する指針に係る監視基準値

（平成14年環水管第211号）

項目	基準値
総水銀	0.0005mg/L 以下
アルキル水銀	検出されないこと。
PCB	検出されないこと。

注1.「底質の処理・処分等に関する指針について」（平成14年環水管第211号）において、「対策対象物質については、原則として環境基準値を監視基準値とするが、工事着手前において既に当該環境基準値を超えている水域については現状水質を悪化させないことを旨として別に定めるものとする。」とあることから、環境基準値を掲載した。

注2.「検出されないこと」とは、定量限界を下回ることをいう。

(4) 水資源

対象事業実施区域を含む周辺市町では、おおい町を除く 2 市 2 町で上水道事業が実施され、おおい町では簡易水道事業を実施している。

上水道の年間取水量は、表 4-2-1-48 に示すとおりである。主に地下水が利用されているが、若狭町においては表流水[6] も利用されている。

また、対象事業実施区域及びその周囲の内水面漁業権の設定状況は、表 4-2-1-49 に示すとおりである。河川及び湖沼を対象に、8 件の内水面漁業権が設定されている。

なお、福井県では、「福井県水源涵養地域保全条例」（平成 25 年福井県条例第 19 号）に基づき、森林法の規定により定められた地域森林計画の対象となっている民有林のうち、水資源の保全のため森林を整備し、保全する必要があると認める地域を水源涵養地域として指定している。対象事業実施区域を含む周辺市町では、すべての市町において水源涵養地域が指定されている。

図面集［内水面漁業権位置図］

表 4-2-1-48　上水道水源別年間取水量

（平成 30 年 3 月現在）
（単位：千 m^3/年）

地域	表流水	浅井戸	深井戸	浄水入水	その他	合計
敦賀市	－	43	11,242	－	97	11,382
美浜町	－	1,067	－	－	－	1,067
若狭町	615	648	－	－	－	1,263
小浜市	－	2,351	830	－	－	3,181

注 1. －は取水されていないことを示す。
注 2. おおい町の水源別年間取水量は、資料が存在しないため本表に掲載していない。
資料：「福井県地域防災計画 資料編」（平成 31 年 3 月、福井県防災会議）

表 4-2-1-49　内水面漁業権

免許番号	漁業権者	漁場区域（主な河川等）	漁業名称	漁業時期	存続期間
内共第 8 号	敦賀河川漁業協同組合	笙の川	あゆ、いわな、やまめ	1 月 1 日～12 月 31 日	平成 25 年 9 月 1 日～令和 5 年 8 月 31 日
内共第 10 号	耳河川漁業協同組合	耳川	あゆ、やまめ		
内共第 11 号	若狭河川漁業協同組合	北川	あゆ、こい、ふな、やまめ		
内共第 12 号	若狭河川漁業協同組合	多田川	こい、ふな		
内共第 13 号	若狭河川漁業協同組合	南川	あゆ、こい、ふな、やまめ		
内共第 18 号	南西郷漁業協同組合 美浜町漁業協同組合	久々子湖	しじみ、えむし、わかさぎ、うなぎ、くろだい、はぜ		
内共第 20 号	海山漁業協同組合	水月湖、菅湖、浦見川	しじみ、えむし、こい、ふな、わかさぎ、うなぎ、はぜ、えび		
内共第 21 号	鳥浜漁業協同組合	三方湖	しじみ、えむし、あゆ、こい、ふな、やまめ、もろこ、わかさぎ、うなぎ、えび		

資料：「福井県報 号外第 47 号」（平成 25 年 5 月 14 日、福井県）

[6] 河川、湖沼の水のようにその存在が完全に地表面にあるものをいう。

3) 土壌及び地盤の状況

(1) 土壌

ア．土壌汚染の現状

対象事業実施区域及びその周囲の土壌汚染対策法に基づき公表されている要措置区域[7]及び形質変更時要届出区域[8]の指定状況は、表 4-2-1-50 に示すとおりである。

対象事業実施区域及びその周囲には要措置区域が 1 箇所、形質変更時要届出区域が 4 箇所指定されている。

図面集［土壌・地盤に係る調査地点及び土壌汚染対策法及び条例に基づく区域の指定状況図］

表 4-2-1-50　土壌汚染対策法に基づく指定区域の状況

No.	区分	区域の所在地		区域の面積(m²)	指定に係る特定有害物質の種類	指定年月日
要 1	要措置区域	小浜市	小浜市駅前町 11 号称丸 1 番 6、12 号流田 1 番 24、13 号柳原 1 番 21、14 号茶木 1 番 17 および 17 号千軒 1 番 4 の各一部	2,217.88	クロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、トリクロロエチレン、ほう素及びその化合物	H30.8.31
届 1	形質変更時要届出区域	敦賀市	敦賀市鉄輪町 1 丁目 6 番 8 および 6 番 63 の各一部	174.3	鉛及びその化合物	H23.10.21
届 2 注1			敦賀市若泉町 22 番の一部、24 番、25 番の一部、30 番、31 番、36 番、37 番の一部、39 番の一部、43 番の一部、44 番の一部、45 番の一部、46 番の一部、47 番の一部、51 番の一部、57 番の一部、58 番の一部および 59 番の一部	4638.14	鉛及びその化合物 砒素及びその化合物	H29.11.17 一部追加 H30.11.16
届 3 注1		若狭町	若狭町鳥浜 55 号渡川 34 番 1、34 番 2、34 番 3、35 番、36 番、37 番、62 番、79 番	3,585.42	砒素及びその化合物	H29.7.4
届 4		小浜市	小浜市駅前町 11 号称丸 1 番 6、12 号流田 1 番 24、17 号千軒 1 番 4 および 8 号伊原 1 番 18 の各一部	443.99	鉛及びその化合物	H30.8.31

注1．自然由来特例区域
資料：「土壌汚染対策法に基づく要措置区域・形質変更時要届出区域（令和元年 6 月 30 日）」（令和元年 8 月現在、環境省ホームページ）

イ．既存の測定結果

対象事業実施区域及びその周囲では、ダイオキシン類に係る土壌環境調査は実施されていない。

---

[7] 土壌汚染による健康被害が生じるおそれがあるため、汚染除去等の措置が必要な区域のこと。
[8] 土壌汚染による健康被害が生じるおそれがあるため、形質変更時の届出が必要な区域のこと。

ウ．土壌の汚染に係る環境基準等

土壌汚染に係る環境基準は、表 4-2-1-51 及び表 4-2-1-52 に示すとおりである。

表 4-2-1-51　土壌の汚染に係る環境基準

（平成 3 年環境庁告示第 46 号）

項目	環境上の条件
カドミウム	検液 1L につき 0.01mg 以下であり、かつ、農用地においては、米 1kg につき 0.4mg 未満であること。
全シアン	検液中に検出されないこと。注1
有機燐	検液中に検出されないこと。注1
鉛	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
六価クロム	検液 1L につき 0.05mg 以下であること。
砒素	検液 1L につき 0.01mg 以下であり、かつ、農用地（田に限る）においては、土壌 1kg につき 15mg 未満であること。
総水銀	検液 1L につき 0.0005mg 以下であること。
アルキル水銀	検液中に検出されないこと。注1
PCB	検液中に検出されないこと。注1
銅	農用地（田に限る）において、土壌 1kg につき 125mg 未満であること。
ジクロロメタン	検液 1L につき 0.02mg 以下であること。
四塩化炭素	検液 1L につき 0.002mg 以下であること。
クロロエチレン	検液 1L につき 0.002mg 以下であること。
1,2-ジクロロエタン	検液 1L につき 0.004mg 以下であること。
1,1-ジクロロエチレン	検液 1L につき 0.1mg 以下であること。
シス-1,2-ジクロロエチレン	検液 1L につき 0.04mg 以下であること。
1,1,1-トリクロロエタン	検液 1L につき 1mg 以下であること。
1,1,2-トリクロロエタン	検液 1L につき 0.006mg 以下であること。
トリクロロエチレン	検液 1L につき 0.03mg 以下であること。
テトラクロロエチレン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
1,3-ジクロロプロペン	検液 1L につき 0.002mg 以下であること。
チウラム	検液 1L につき 0.006mg 以下であること。
シマジン	検液 1L につき 0.003mg 以下であること。
チオベンカルブ	検液 1L につき 0.02mg 以下であること。
ベンゼン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
セレン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
ふっ素	検液 1L につき 0.8mg 以下であること。
ほう素	検液 1L につき 1mg 以下であること。
1,4-ジオキサン	検液 1L につき 0.05mg 以下であること。

注1.「検出されないこと」とは、定量下限を下回ることをいう。

表 4-2-1-52　ダイオキシン類による土壌の汚染に係る環境基準

（平成 11 年環境庁告示第 68 号）

媒体	基準値
土壌	1,000pg-TEQ/g 以下

エ．苦情

対象事業実施区域を含む周辺市町の平成 29 年度の土壌汚染に係る苦情受理の状況は、表 4-2-1-53 に示すとおりである。

表 4-2-1-53　土壌汚染に係る発生源別苦情受理件数（平成 29 年度）

地域	件数
敦賀市	0
美浜町	0
若狭町	0
小浜市	1
おおい町	0
合計	1

資料：「平成 30 年度版環境白書資料編（福井県）」
（平成 31 年 3 月、福井県安全環境部環境政策課）

(2) 地盤

ア．既存の測定結果

対象事業実施区域を含む周辺市町において、地盤沈下の状況を把握した資料は公表されていない。

イ．地盤沈下に係る対策及び規制

福井県では、福井県公害防止条例及び福井県地盤沈下対策要綱を制定しており、地下水の合理的使用、水管理体制の確立及び地下水利用計画書の提出などを定めている。

なお、対象事業実施区域を含む周辺市町には、工業用水法の指定地域や建築物用地下水の採取の規制に関する法律の規制地域は存在しない。

ウ．苦情

対象事業実施区域を含む周辺市町では、平成 29 年度において地盤沈下に係る苦情は発生していない。

4)地形及び地質の状況

(1)重要な地形及び地質の状況

対象事業実施区域及びその周囲の重要な地形及び地質は、表 4-2-1-54 及び表 4-2-1-55 に示すとおりである。

「第 1 回自然環境保全基礎調査　福井県のすぐれた自然図」（昭和 51 年、環境庁）に記載されているすぐれた地形・地質・自然現象は敦賀市杉箸の化石産地等 4 件、「福井県のすぐれた自然データベース」（令和元年 8 月現在、福井県生物保護センターホームページ）に記載されている地形・地質・自然現象は敦賀市の池河内の盆谷、阿原ヶ池・湿原等 30 件が指定されている。なお、「日本の地形レッドデータブック」（平成 12 年 12 月、日本の地形レッドデータブック作成委員会）のすぐれた地形・地質・自然現象並びに文化財保護法等に規定する地形及び地質に係る天然記念物は指定されていない。

図面集［重要な地形・地質の状況及び鉱山位置図］

表 4-2-1-54　「福井県のすぐれた自然図」のすぐれた地形・地質・自然現象

分類	名称	所在地
地形・地質・自然現象	敦賀市杉箸の化石産地	敦賀市
	敦賀市東方ノ河内の化石産地	敦賀市
	日本海岸線一帯の溺谷	美浜町、小浜市
	三方五湖の湖沼	美浜町、若狭町

資料：「福井県のすぐれた自然図」（昭和 51 年、環境庁）

表 4-2-1-55 「福井県のすぐれた自然データベース」の地形・地質・自然現象

地域	名称	種別	区分
敦賀市	池河内の盆谷、阿原ヶ池・湿原	典型的な構造地形，地形形成史から見て典型的な地形	A
	敦賀市刀根の石灰岩	古生物学的に重要な地点	B
	中池見盆地	典型的な構造地形，地形形成史から見て典型的な地形	B
	金ヶ崎の石灰岩と地形	希少な鉱物・岩石を産出する地点	B
	気比の松原	地形形成史から見て典型的な地形	A
	敦賀平野周辺の段丘地形・洪積世	古生物学的に重要な地点，地形形成史から見て典型的な地形	B
	敦賀断層	典型的な構造地形	B
	野坂断層	典型的な構造地形	B
	弁天崎の巨晶花崗岩（ペグマタイト）、晶洞、洞穴	希少な鉱物・岩石を産出する地点	B
美浜町	美浜町佐田の海岸低位段丘の海食	地形形成史から見て典型的な地形	B
	御嶽山（金華山）の赤白珪石	特異な地質構造が見られる地点，その他地質学的に貴重な地点	B
	美浜町興道寺の姶良 Tn 火山灰層	その他地質学的に貴重な地点	B
	三方五湖と寛文大地震	その他地質学的に貴重な地点，典型的な構造地形，地形形成史から見て典型的な地形	B
	三方五湖	地形形成史から見て典型的な地形	A
若狭町	三方断層	典型的な構造地形	B
	気山の高位段丘	地形形成史から見て典型的な地形	B
	三方五湖と寛文大地震	その他地質学的に貴重な地点，典型的な構造地形，地形形成史から見て典型的な地形	B
	鳥浜貝塚	その他地質学的に貴重な地点，典型的な構造地形，地形形成史から見て典型的な地形	B
	三方五湖	地形形成史から見て典型的な地形	A
	三方五湖の湖面低下を示す平坦面	地形形成史から見て典型的な地形	B
	三十三間山と準平原山地	希少な鉱物・岩石を産出する地点，地形形成史から見て典型的な地形	B
	上中の段丘	地形形成史から見て典型的な地形	B
小浜市	小浜市矢代の石灰岩層と地形	古生物学的に重要な地点，希少な鉱物・岩石を産出する地点	B
	鵜の瀬の河床景観・名水	地形形成史から見て典型的な地形	B
	上根来の崩壊地形と埋積谷	地形形成史から見て典型的な地形	B
	蘇洞門の断崖	特異な地質構造が見られる地点，地形形成史から見て典型的な地形	A
	小浜海浜公園の地形・地質	希少な鉱物・岩石を産出する地点	B
	蒼島の地形・地質	地形形成史から見て典型的な地形	B
	南川沿いの段丘堆積物	地形形成史から見て典型的な地形	B
おおい町	名田庄村久坂の古屋層	地形形成史から見て典型的な地形	B

注 1. 区分は以下を示す。
A：全国レベルで重要、または県レベルで特に重要なもの
B：県レベルで重要なもの
2. おおい町は旧大飯町及び旧名田庄村、若狭町は旧三方町及び旧上中町に存在するものを整理した。
資料：「福井県のすぐれた自然データベース」（令和元年 8 月現在、福井県生物保護センターホームページ）

(2) 沿線地域の地形、地質

ア．地形

「福井県みどりのデータバンク」（令和元年８月現在、福井県ホームページ）によると、嶺北地方と嶺南地方の間には、甲楽城断層、柳ヶ瀬断層と熊川断層にはさまれた若越破砕帯がある。柳ヶ瀬断層を境にして、若越破砕帯から西の県境山地は、嶺北地方南側に位置する越美山地よりも標高が約 400 メートル低くなっている。また、山稜はなだらかで高原性となり、ところどころに残丘とみられる椀形の高所がみられる。これらの山地はいずれも海岸近くまで続いているが、嶺南地方に位置する丹生山地は海岸のすぐ近くまで迫っている。

若越破砕帯は、最近の地質時代の活動による諸断層のため、著しく地塊化が進み、三方、三遠及び敦賀半島などの小山塊と敦賀港、小浜湾及び三方五湖などの小凹地が入交じり、特異な地形となっている。また、河川のところどころには谷底平野があり、敦賀平野、小浜平野などの小平野と小低地が各所に見られる。また、丹生山地の天王川流域には、典型的な河岸段丘が発達している。

図面集［地形分類図］

対象事業実施区域及びその周囲の主要な活断層は、敦賀起震断層、野坂起震断層及び耳川起震断層等がある。敦賀起震断層は福井県中部を北東-南西方向に延びる右横ずれ断層で、断層形態から笙の川セグメントと黒河川セグメントに区分される。野坂起震断層は、福井県中部から若狭湾にかけて北西-南東方向に延びる左横ずれ断層である。耳川起震断層は福井県西部をほぼ南北方向に延びる西側隆起の逆断層であり、断層形態から耳川セグメントと松屋セグメントに区分される。

イ．地質

「福井県みどりのデータバンク」（令和元年８月現在、福井県ホームページ）によると、福井県の地質は飛騨片麻岩類と古生代以降の各地質時代の地層から構成されており、対象事業実施区域及びその周囲にあたる嶺南地方の西端部には、中生代三畳系や超塩基性岩類などが分布している。

また、福井県には、未固結堆積物、固結堆積物、火山性岩石、深成岩及び変成岩といった多種の地層・岩石が分布しており、それらの地質時代は古生代から完新世にわたっている。嶺南地方には、主としてペルム紀に属する非変成の古生層が広く分布している。

図面集［表層地質図］

(3) 鉱山の状況

対象事業実施区域及び周囲の鉱山の状況は、表 4-2-1-56 に示すとおりである。対象事業実施区域及び周囲には、4 箇所の稼行鉱山及び 9 箇所の休廃止鉱山が存在する。

図面集［重要な地形・地質の状況及び鉱山位置図］

表 4-2-1-56 鉱山の状況

No.	種別	地域	鉱山名	鉱種名
Fu-9	稼行鉱山	敦賀市	敦賀	石灰石
Fu-25		美浜町	敦賀	けい石
Fu-37			敦賀	けい石
Fu-39			敦賀	けい石
Fu-8	休廃止鉱山	敦賀市	敦賀	石灰石
Fu-16			愛発	石灰石・ドロマイト
Fu-20			舞崎	けい石
Fu-21			金ヶ崎	けい石
Fu-23			敦賀	石灰石
Fu-38		美浜町	敦賀	けい石
Fu-26		若狭町	能登野	石灰石・ドロマイト
Fu-29			藤井	マンガン
Fu-32		小浜市	第 1 小浜	石灰石

注 1. No.は出典元の番号を示す。
資料：「近畿地方土木地質図解説書」（平成 4 年 12 月、近畿地方土木地質図編纂委員会）

5)動植物の生息又は生育、植生及び生態系の状況

(1)動物

ア．重要な種及び注目すべき生息地の状況

ｱ) 野生動植物保護地区

対象事業実施区域及びその周囲において、保護すべき野生動物が選定されている野生動植物保護地区は無い。

ｲ) 鳥獣保護区

対象事業実施区域及びその周囲の鳥獣保護区の状況は、表 4-2-1-57 に示すとおりである。池河内鳥獣保護区等 7 箇所の鳥獣保護区が指定されている。

図面集［鳥獣保護区等の指定状況図］

表 4-2-1-57　鳥獣保護区の状況

名称	区域	設定面積(ha)	期間
池河内鳥獣保護区	敦賀市杉箸地籍の市道杉箸池河内線と頂谷川の交点を起点として、同地点から、杉箸 33 字と 28 字の境界である稜線を北進し、敦賀市樫曲地籍と敦賀市池河内地籍の境界まで至り、同境界線を北進し、市道樫曲池河内線との交点に至り、同地点から樫曲地籍と池河内地籍の境界線を北進し、福井県と滋賀県との境界に至り、同地点から県境を南東進し、杉箸 19 字と 45 字の境界に至り、同境界線を南西進し、同 26 字と 40 字の境界に至り、同境界線を西進し、起点に達する線で囲まれた区域一円。	700	R16.10.31 まで
野坂山鳥獣保護区	敦賀市長谷地籍の JR 小浜線と市道長谷 2 号線との交点を起点として同市道を南進し、長谷川との交点に至り、同川左岸を南西進し、同市長谷 71 字と 72 字との境界との交点に至り、同境界の稜線を南西進し、同市長谷 71 字と金山 107 字との境界との交点に至り、同境界の稜線を南進し、同市と美浜町との境界との交点に至り、同境界を西進し、同市金山 107 字 24 番の 2 と 25 番との境界との交点に至り、同境界の谷筋を北進し、林道井の口線との交点に至り、同林道を北進し、市道野坂 9 号線との交点に至り、同市道を北東進し、JR 小浜線との交点に至り、同線を南東進して起点に達する線で囲まれた区域一円。	590	R19.10.31 まで
岳山鳥獣保護区	美浜町早瀬地籍の一般県道日向郷市線と町道松原久々子線との交点を起点として、同県道を南進して久々子水神公園西側の久々子湖東岸に至り、同湖岸を南進して同町町民広場西側の突端に至り、同地点から同湖西岸の同町と若狭町との境界を西に見通す線を進んで同境界との交点に至り、同境界を西進して町道日向線との交点に至り、同町道を北進して一般県道日向郷市線との交点を経て同町日向漁港の海岸線に至り、同海岸線を東進し北進し、さらに東進し南進して飯切山東側の宗像神社に至り、町道久々子 1 号線を南進して町道松原久々子線との交点に至り、同町道を西進して起点に達する線で囲まれた区域一円。	310	R18.10.31 まで
菅湖鳥獣保護区	若狭町の菅湖と水月湖との境界である長尾島の北突端を起点として、同地点から北進して虹岳島西端の湖岸に至り、同湖岸を北東進して浦見川に至り、同河川右岸を北東進して若狭町と美浜町飛地との境界に至り、同境界を南東進して水晶山山頂に至り、同地点から森林の稜線を南進して若狭町気山 328 字、329 字、300 字のそれぞれの地籍の接点にある山頂に至り、同地点から町道中村切追線を隔てた南方の同町気山 325 字 4 番地の山頂の見通し線を南進して同山頂に至り、同地点から同町気山 325 字と 326 字との境界の稜線を南進して同町気山 323 字 11 番地の山頂に至り、同地点から同町気山 323 字と 324 字との境界の稜線を西進して長尾島の堀切南河口に至り、三方湖岸を西進して水月湖岸に至り、同湖岸を東進し北進して起点に達する線で囲まれた区域一円。	305	R17.10.31 まで
三方水月湖鳥獣保護区	若狭町の三方湖および水月湖の水面一円の区域。	744	R17.10.31 まで
百里ヶ岳鳥獣保護区	小浜市上根来地籍の遠敷川と平谷の交点を起点として、同谷を北東進して木地山峠山道の交点に至り、同山道を南東進して福井県と滋賀県との境界に至り、同境界線を南進して遠敷川源流部に至り、同河川を北西に下って起点に達する線で囲まれた区域一円。	165	R4.10.31 まで
美方鳥獣保護区	美浜町久々子地籍の一般県道日向郷市線と一般県道久々子金山線との交点を起点として、一般県道久々子金山線を南進して JR 小浜線との交点に至り、同線を南西進して美浜町道気山 1 号線との交点に至り、同町道を北西進して若狭町道芋牧口線との接点に至り、同町道を北西進して一般県道三方五湖公園線との交点に至り、同県道を北西進して浦見川との交点に至り、同河川右岸を南西進して水月湖東岸に至り、同地点から同河川左岸を北西に見通す線を進んで同河川左岸に至り、同湖岸を北西進して同湖北端に至り、同地点から陸地を北に見通す線を 50 メートル進み、同地点から若狭町と美浜町との境界を東に見通す線を進んで境界に至り、同境界を東進して久々子湖西岸に至り、同地点から美浜町町民広場西側の突端を東に見通す線を進んで同湖東岸に至り、同湖岸を北進して一般県道日向郷市線との交点に至り、同県道を東進して起点に達する線で囲まれた区域一円。	305	R9.10.31 まで

資料：福井県提供

ｳ) 重要な動物並びに天然記念物としての動物の生息状況及び生息環境

対象事業実施区域を含む周辺市町の哺乳類、鳥類、両生類・爬虫類、昆虫類、魚類及び貝類の生息状況は、以下に示すとおりである。

なお、生息状況の確認は「改訂版福井県の絶滅のおそれのある野生動植物」（平成 28 年 3 月、福井県）及び「福井県のすぐれた自然データベース」（令和元年 8 月現在、福井県生物保護センターホームページ）により行った。ここで、「改訂版福井県の絶滅のおそれのある野生動植物」（平成 28 年 3 月、福井県）及び「福井県のすぐれた自然データベース」（令和元年 8 月現在、福井県生物保護センターホームページ）については、対象事業実施区域を含む周辺市町に生息記録があるものを整理した。

また、生息記録を確認した種のうち、文化財保護法及び環境省レッドリスト等に記載の種は重要種として選定した。重要種の選定基準は、表 4-2-1-58 に示すとおりである。

表 4-2-1-58　重要種の選定基準

No.	選定基準	
1	文化財保護法	「文化財保護法」（昭和 25 年法律第 214 号）に定められた種 特天：特別天然記念物 天：天然記念物
2	種の保存法	「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（種の保存法）」（平成 4 年、法律第 75 号）に定められた種 国内：国内希少野生動植物種 国際：国際希少野生動植物種
3	環境省レッドリスト	「環境省レッドリスト2018」（平成30年、環境省発表）に掲載されている種 EX：絶滅 EW：野生絶滅 CR+EN：絶滅危惧Ⅰ類 CR：絶滅危惧IA類 EN：絶滅危惧IB類 VU：絶滅危惧II類 NT：準絶滅危惧 DD：情報不足 LP：絶滅のおそれのある地域個体群
4	福井県レッドデータブック	「改訂版福井県の絶滅のおそれのある野生動植物」（平成 28 年 3 月、福井県）に掲載されている種 絶滅：県域絶滅 Ⅰ類：県域絶滅危惧Ⅰ類 Ⅱ類：県域絶滅危惧Ⅱ類 準絶：県域準絶滅危惧 要注：要注目 地域：絶滅のおそれのある地域個体群
5	福井県のすぐれた自然データベース	「福井県のすぐれた自然データベース」（令和元年 8 月現在、福井県生物保護センターホームページ）に掲載されている種 A：全国レベルで重要、または県レベルで特に重要なもの B：県レベルで重要なもの

（哺乳類）

「改訂版福井県の絶滅のおそれのある野生動植物」及び「福井県のすぐれた自然データベース」より整理した、対象事業実施区域を含む周辺市町で生息情報が確認されている重要な哺乳類は、表 4-2-1-59 に示すとおりである。

対象事業実施区域を含む周辺市町において、13 種の重要な哺乳類が確認されている。

表 4-2-1-59　生息情報が確認されている重要な哺乳類

目名	科名	種名	選定基準				
			1	2	3	4	5
コウモリ目	ヒナコウモリ科	モモジロコウモリ				準絶	
		ヒナコウモリ				Ⅱ類	A
		ウサギコウモリ				要注	A
		ユビナガコウモリ				準絶	
		コテングコウモリ				Ⅱ類	
		テングコウモリ				Ⅱ類	A
ネズミ目	リス科	ホンドモモンガ				準絶	B
		ムササビ				要注	
	ヤマネ科	ヤマネ	天			準絶	A
	ネズミ科	カヤネズミ				準絶	
ネコ目	クマ科	ツキノワグマ					B
	イタチ科	ホンドオコジョ			NT	準絶	A
ウシ目	ウシ科	カモシカ	特天				A
4 目	7 科	13 種	2 種	0 種	1 種	11 種	8 種

注1．種名等については、「河川水辺の国勢調査のための生物リスト（平成30年度）」（平成30年、国土交通省）に準拠した。
2．選定基準は表 4-2-1-58に示すとおりである。
3．表中の空欄は、該当するものがないことを示す。

資料：「改訂版福井県の絶滅のおそれのある野生動植物」（平成 28 年 3 月、福井県）
「福井県のすぐれた自然データベース」（令和元年 8 月現在、福井県生物保護センターホームページ）

（鳥類）

「改訂版福井県の絶滅のおそれのある野生動植物」及び「福井県のすぐれた自然データベース」より整理した、対象事業実施区域を含む周辺市町で生息情報が確認されている重要な鳥類は、表 4-2-1-60 に示すとおりである。

対象事業実施区域を含む周辺市町において、127 種の重要な鳥類が確認されている。

表 4-2-1-60(1)　生息情報が確認されている重要な鳥類

目名	科名	種名	選定基準				
			1	2	3	4	5
キジ目	キジ科	ウズラ			VU	Ⅱ類	A
カモ目	カモ科	オオヒシクイ			NT	Ⅰ類	A
		ヒシクイ	天		VU	要注	A
		マガン	天		NT	Ⅱ類	A
		カリガネ			EN	Ⅰ類	B
		コクガン	天		VU	Ⅱ類	A
		コハクチョウ				準絶	B
		オオハクチョウ				準絶	B
		ツクシガモ			VU	要注	A
		アカツクシガモ			DD	要注	A
		オシドリ			DD	Ⅱ類	B
		ヨシガモ				準絶	
		トモエガモ			VU	Ⅱ類	A
		シノリガモ				準絶	
		ビロードキンクロ				要注	
		クロガモ				要注	
		ホオジロガモ				要注	
		カワアイサ				要注	
		ウミアイサ				準絶	
カイツブリ目	カイツブリ科	カンムリカイツブリ				要注	
ハト目	ハト科	カラスバト	天		NT	要注	A
ミズナギドリ目	ミズナギドリ科	シロハラミズナギドリ			DD		A
	ウミツバメ科	クロコシジロウミツバメ			CR		A
		ヒメクロウミツバメ			VU	要注	A
コウノトリ目	コウノトリ科	コウノトリ	特天	国内	CR	Ⅰ類	A
カツオドリ目	ウ科	ヒメウ			EN	要注	
ペリカン目	サギ科	サンカノゴイ			EN	Ⅰ類	A
		ヨシゴイ			NT	Ⅰ類	
		オオヨシゴイ			CR	Ⅰ類	A
		ミゾゴイ			VU	Ⅰ類	A
		ササゴイ				Ⅱ類	B
		チュウサギ			NT	準絶	A、B
		コサギ				Ⅱ類	B
		クロサギ				準絶	B
	トキ科	クロツラヘラサギ			EN	Ⅰ類	A
ツル目	ツル科	マナヅル		国際	VU		A
		タンチョウ	特天	国内	VU		A
		ナベヅル		国際	VU		A
	クイナ科	クイナ				要注	
		ヒクイナ			NT	Ⅰ類	
ヨタカ目	ヨタカ科	ヨタカ			NT	Ⅱ類	
アマツバメ目	アマツバメ科	ハリオアマツバメ				要注	
チドリ目	チドリ科	タゲリ				準絶	
		ダイゼン				要注	

表 4-2-1-60(2)　生息情報が確認されている重要な鳥類

目名	科名	種名	選定基準				
			1	2	3	4	5
チドリ目（続き）	チドリ科（続き）	イカルチドリ				準絶	
		コチドリ				要注	
		シロチドリ			VU	Ⅰ類	
		メダイチドリ		国際		要注	
	セイタカシギ科	セイタカシギ			VU	準絶	A
	シギ科	ヤマシギ				準絶	
		アオシギ				準絶	
		オオジシギ			NT	Ⅱ類	A
		オグロシギ				準絶	
		オオソリハシシギ			VU	準絶	
		ダイシャクシギ				要注	
		ホウロクシギ		国際	VU	Ⅱ類	A
		ツルシギ			VU	準絶	
		アカアシシギ			VU	Ⅱ類	A
		コアオアシシギ				準絶	
		アオアシシギ				要注	
		カラフトアオアシシギ		国内	CR	Ⅰ類	A
		タカブシギ			VU	要注	
		ソリハシシギ				要注	
		イソシギ				要注	
		キョウジョシギ				要注	
		オバシギ		国際		要注	
		ハマシギ			NT	要注	
		ヘラシギ		国内	CR	Ⅰ類	A
	タマシギ科	タマシギ			VU	Ⅰ類	
	ツバメチドリ科	ツバメチドリ			VU	要注	A
	カモメ科	ウミネコ				地域（繁殖）	
		コアジサシ			VU	Ⅰ類	A
	ウミスズメ科	ウミガラス		国内	CR	要注	A
		マダラウミスズメ			DD	要注	A
		ウミスズメ			CR	要注	A
タカ目	ミサゴ科	ミサゴ			NT	準絶	A
	タカ科	ハチクマ			NT	Ⅱ類	A
		オジロワシ	天	国内	VU	Ⅰ類	A
		オオワシ	天	国内	VU	Ⅰ類	A
		チュウヒ		国内	EN	Ⅱ類	A
		ツミ				準絶	
		ハイタカ			NT	地域（繁殖）	A
		オオタカ			NT	Ⅰ類	A
		サシバ			VU	準絶	
		ノスリ				地域（繁殖）	
		イヌワシ	天	国内	EN	Ⅰ類	A
		クマタカ		国内	EN	Ⅰ類	A
フクロウ目	フクロウ科	オオコノハズク				準絶	
		コノハズク				準絶	
		アオバズク				Ⅱ類	
		トラフズク				準絶	
		コミミズク				準絶	
ブッポウソウ目	カワセミ科	アカショウビン				準絶	
		ヤマセミ				Ⅰ類	
	ブッポウソウ科	ブッポウソウ			EN	Ⅰ類	A
キツツキ目	キツツキ科	アリスイ				準絶	
		オオアカゲラ				準絶	

表 4-2-1-60(3)　生息情報が確認されている重要な鳥類

目名	科名	種名	選定基準				
			1	2	3	4	5
ハヤブサ目	ハヤブサ科	チョウゲンボウ				要注	A
		ハヤブサ		国内	VU	Ⅱ類	A
スズメ目	ヤイロチョウ科	ヤイロチョウ		国内	EN	Ⅰ類	A
	サンショウクイ科	サンショウクイ			VU	要注	A
	カササギヒタキ科	サンコウチョウ				要注	
	モズ科	チゴモズ			CR	Ⅰ類	A
		アカモズ			EN	Ⅰ類	A
	カラス科	オナガ				要注	B
		カササギ				要注	
		ホシガラス				要注	B
	ツバメ科	コシアカツバメ				準絶	B
	ウグイス科	ヤブサメ				要注	
	メジロ科	チョウセンメジロ					B
	センニュウ科	マキノセンニュウ			NT	要注	
	セッカ科	セッカ				要注	
	キバシリ科	キバシリ				準絶	
	ムクドリ科	コムクドリ				準絶	B
	ヒタキ科	マミジロ				要注	B
		コサメビタキ				準絶	
	イワヒバリ科	イワヒバリ				Ⅰ類	B
		ヤマヒバリ					B
		カヤクグリ				要注	B
	スズメ科	ニュウナイスズメ				準絶	
	セキレイ科	ビンズイ					B
	アトリ科	ウソ					B
	ホオジロ科	ホオアカ				要注	
		シマアオジ		国内	CR		A
		ノジコ			NT	Ⅱ類	A
		クロジ				地域	B
		コジュリン			VU	Ⅱ類	A
18 目	46 科	127 種	9 種	18 種	64 種	117 種	70 種

注1. 選定基準5のササゴイ、チュウサギ、コサギ、コシアカツバメは集団営巣地について指定されている。
2. 種名等については、「日本版鳥類目録　第7版」（平成24年、日本鳥学会）に準拠した。
3. 選定基準は表 4-2-1-58に示すとおりである。
4. 表中の空欄は、該当するものがないことを示す。

資料：「改訂版福井県の絶滅のおそれのある野生動植物」（平成 28 年 3 月、福井県）
「福井県のすぐれた自然データベース」（令和元年 8 月現在、福井県生物保護センターホームページ）

（両生類・爬虫類）

「改訂版福井県の絶滅のおそれのある野生動植物」及び「福井県のすぐれた自然データベース」より整理した、対象事業実施区域を含む周辺市町で生息情報が確認されている重要な両生類及び爬虫類は、表 4-2-1-61 及び表 4-2-1-62 に示すとおりである。

対象事業実施区域を含む周辺市町において、7 種の重要な両生類及び 6 種の重要な爬虫類が確認されている。

表 4-2-1-61　生息情報が確認されている重要な両生類

目名	科名	種名	選定基準				
			1	2	3	4	5
有尾目	サンショウウオ科	アベサンショウウオ		国内	CR	Ⅰ類	A
		ヒダサンショウウオ			NT	準絶	
	イモリ科	アカハライモリ			NT	要注	
無尾目	ヒキガエル科	アズマヒキガエル				要注	
		ナガレヒキガエル				準絶	
	アカガエル科	トノサマガエル			NT	要注	
		ナゴヤダルマガエル			EN	Ⅱ類	A
2 目	4 科	7 種	0 種	1 種	5 種	7 種	2 種

注1. 種名等については、「河川水辺の国勢調査のための生物リスト（平成30年度）」（平成30年、国土交通省）に準拠した。
2. 選定基準は表 4-2-1-58に示すとおりである。
3. 表中の空欄は、該当するものがないことを示す。

資料：「改訂版福井県の絶滅のおそれのある野生動植物」（平成 28 年 3 月、福井県）
「福井県のすぐれた自然データベース」（令和元年 8 月現在、福井県生物保護センターホームページ）

表 4-2-1-62　生息情報が確認されている重要な爬虫類

目名	科名	種名	選定基準				
			1	2	3	4	5
カメ目	ウミガメ科	アカウミガメ			EN	Ⅱ類	
	イシガメ科	ニホンイシガメ			NT	準絶	
	スッポン科	ニホンスッポン			DD	準絶	
有鱗目	タカチホヘビ科	タカチホヘビ				要注	
	ナミヘビ科	シロマダラ				要注	
		ヒバカリ				要注	
2 目	5 科	6 種	0 種	0 種	3 種	6 種	0 種

注1. 種名等については、「河川水辺の国勢調査のための生物リスト（平成30年度）」（平成30年、国土交通省）に準拠した。
2. 選定基準は表 4-2-1-58に示すとおりである。
3. 表中の空欄は、該当するものがないことを示す。

資料：「改訂版福井県の絶滅のおそれのある野生動植物」（平成 28 年 3 月、福井県）
「福井県のすぐれた自然データベース」（令和元年 8 月現在、福井県生物保護センターホームページ）

（昆虫類）

「改訂版福井県の絶滅のおそれのある野生動植物」及び「福井県のすぐれた自然データベース」より整理した、対象事業実施区域を含む周辺市町で生息情報が確認されている重要な昆虫類は、表 4-2-1-63 に示すとおりである。

対象事業実施区域を含む周辺市町において、162 種の重要な昆虫類が確認されている。

表 4-2-1-63(1)　生息情報が確認されている重要な昆虫類

目名	科名	種名	選定基準				
			1	2	3	4	5
トンボ目	イトトンボ科	ホソミイトトンボ				準絶	B
		アオモンイトトンボ					B
		ヒヌマイトトンボ			EN		A
		モートンイトトンボ			NT	準絶	
		ムスジイトトンボ				要注	B
	モノサシトンボ科	グンバイトンボ			NT	準絶	B
	カワトンボ科	アオハダトンボ			NT	準絶	A
	ムカシトンボ科	ムカシトンボ				要注	B
	ヤンマ科	ネアカヨシヤンマ			NT	Ⅱ類	A
		アオヤンマ			NT	準絶	B
		マルタンヤンマ					B
		カトリヤンマ				Ⅱ類	A
	サナエトンボ科	キイロサナエ			NT	準絶	B
		ヒラサナエ				Ⅰ類	
		アオサナエ					B
		ホンサナエ				準絶	A
		ヒメサナエ					B
		メガネサナエ			VU	要注	
		タベサナエ			NT	準絶	B
		フタスジサナエ			NT	Ⅰ類	A
		オグマサナエ			NT	Ⅰ類	A
	エゾトンボ科	トラフトンボ				準絶	A
		キイロヤマトンボ			NT	Ⅰ類	
		エゾトンボ				要注	
		エゾトンボ				要注	
	トンボ科	ハッチョウトンボ				要注	B
		チョウトンボ					B
		マイコアカネ				Ⅱ類	B
		ヒメアカネ					B
		ミヤマアカネ				要注	
シロアリ目	レイビシロアリ科	ナカジマシロアリ				要注	A
カワゲラ目	トワダカワゲラ科	ミネトワダカワゲラ				要注	
	カワゲラ科	オオヤマカワゲラ					B
		トウゴウカワゲラ					B
バッタ目	マツムシ科	クチキコオロギ				要注	A
	ヒバリモドキ科	カワラスズ				要注	A
	イナゴ科	ヤマトフキバッタ					A
カメムシ目	セミ科	ヒメハルゼミ				準絶	A
	サシガメ科	オオアシナガサシガメ			NT	要注	
		ゴミアシナガサシガメ			VU	要注	
	ツチカメムシ科	ヨコヅナツチカメムシ					B
	アメンボ科	エサキアメンボ			NT	準絶	
	イトアメンボ科	イトアメンボ			VU	Ⅱ類	
	ミズギワカメムシ科	トゲミズギワカメムシ					B

表 4-2-1-63(2)　生息情報が確認されている重要な昆虫類

目名	科名	種名	選定基準				
			1	2	3	4	5
カメムシ目（続き）	コオイムシ科	オオコオイムシ				要注	B
		タガメ			VU	Ⅰ類	A
	ナベブタムシ科	カワムラナベブタムシ			CR	Ⅰ類	
		ナベブタムシ				要注	
アミメカゲロウ目	ツノトンボ科	ツノトンボ					B
トビケラ目	アシエダトビケラ科	クチキトビケラ			NT	準絶	B
		クロアシエダトビケラ					B
	フトヒゲトビケラ科	ヨツメトビケラ					B
チョウ目	セセリチョウ科	ホシチャバネセセリ			EN	Ⅰ類	A
		ダイミョウセセリ					B
	シジミチョウ科	ヒサマツミドリシジミ				準絶	A
	タテハチョウ科	オオウラギンヒョウモン			CR		A
		ジャノメチョウ					B
		オオムラサキ			NT	準絶	B
		ウラナミジャノメ本土亜種			VU	絶滅	A
	アゲハチョウ科	ギフチョウ			VU	準絶	B
	シロチョウ科	ツマグロキチョウ			EN	Ⅱ類	
	ヤママユガ科	オナガミズアオ本土亜種			NT	要注	
	スズメガ科	スキバホウジャク			VU	要注	
	ドクガ科	スゲドクガ			NT	準絶	
	ヤガ科	キスジウスキヨトウ			VU	準絶	
		カギモンハナオイアツバ			NT	要注	
		キシタアツバ			NT	要注	
		ギンモンアカヨトウ			VU	要注	
ハエ目	ヒメガガンボ科	キバラガガンボ				要注	B
	カ科	トワダオオカ				要注	B
	クサアブ科	ネグロクサアブ			DD	要注	
	ハナアブ科	オオヒゲナガハナアブ					B
		スズキナガハナアブ					B
	ショウジョウバエ科	オオマダラメマトイ					B
	ミバエ科	ミカドハマダラミバエ					B
コウチュウ目	オサムシ科	キベリマルクビゴミムシ			EN	要注	
		フタモンマルクビゴミムシ			EN	要注	
		イグチケブカゴミムシ			NT	要注	
	ハンミョウ科	アイヌハンミョウ			NT	要注	
	ゲンゴロウ科	キボシケシゲンゴロウ			DD	要注	
		クロゲンゴロウ			NT	準絶	
		ゲンゴロウ			VU	Ⅰ類	A
		コガタノゲンゴロウ			VU	Ⅰ類	A
		シャープゲンゴロウモドキ		国内	CR	Ⅰ類	A
		シマゲンゴロウ			NT	Ⅰ類	
		ケシゲンゴロウ			NT	要注	
		キベリクロヒメゲンゴロウ			NT	要注	
		シャープツブゲンゴロウ			NT	要注	
		マルチビゲンゴロウ			NT	要注	
	ミズスマシ科	オオミズスマシ			NT	Ⅱ類	
		コミズスマシ			EN	要注	
		ヒメミズスマシ			EN	要注	
	コガシラミズムシ科	キイロコガシラミズムシ			VU	Ⅱ類	
		クビボソコガシラミズムシ			DD	準絶	
		マダラコガシラミズムシ			VU	準絶	
	ガムシ科	スジヒラタガムシ			NT	要注	

表 4-2-1-63(3)　生息情報が確認されている重要な昆虫類

目名	科名	種名	選定基準				
			1	2	3	4	5
コウチュウ目（続き）	ガムシ科（続き）	コガムシ			DD	準絶	
		ガムシ			NT	準絶	
		シジミガムシ			EN	要注	
	クワガタムシ科	ルリクワガタ				要注	B
	タマムシ科	アオナガタマムシ				要注	B
		サビナカボソタマムシ				要注	B
		サシゲチビタマムシ					A
	ホタル科	ゲンジボタル					B
	テントウムシ科	アミダテントウ					A
		クロジュウニホシテントウ				要注	A
		ナカイケミヒメテントウ				Ⅱ類	A
	キスイムシ科	ガマキスイ				準絶	A
	ムキヒゲホソカタムシ科	イノウエホソカタムシ				要注	A
	カミキリモドキ科	フタイロカミキリモドキ					A
	カミキリムシ科	ベーツヒラタカミキリ				要注	B
		ニッポンモモブトコバネカミキリ				要注	A
		スネケブカヒロコバネカミキリ				要注	A
		オニホソコバネカミキリ				要注	
		キュウシュウチビトラカミキリ				要注	A
		ホクリクヒメハナカミキリ					A
		クロオビトゲムネカミキリ				要注	A
		ヨツボシカミキリ			EN	準絶	
		ムナコブハナカミキリ				要注	A
		トラフカミキリ				要注	
		ヤノトラカミキリ				要注	A
	ハムシ科	イチモンジハムシ					A
	ミツギリゾウムシ科	ホソミツギリゾウムシ				要注	
	ゾウムシ科	タカハシトゲゾウムシ				要注	B
ハチ目	コンボウハバチ科	ホシアシブトハバチ			DD	要注	
	シリアゲコバチ科	オキナワシリアゲコバチ				準絶	B
	アリ科	アメイロオオアリ				準絶	B
		ケブカツヤオオアリ			DD	Ⅱ類	B
		コツノアリ				Ⅰ類	B
		トゲアリ			VU	要注	
	スズメバチ科	アジアキタドロバチ				Ⅰ類	A
		フカイオオドロバチ本土亜種				準絶	A
		チャイロスズメバチ				要注	A
	クモバチ科	アケボノクモバチ			DD	Ⅰ類	B
		アケボノクモバチ			DD	Ⅰ類	B
		キオビクモバチ				要注	
		スギハラクモバチ			DD	要注	
		フタモンクモバチ			NT	要注	
		アオスジクモバチ			DD	要注	
	ツチバチ科	ウチダハラナガツチバチ				要注	A
	ギングチバチ科	ガロアギングチ			DD	要注	
		ムロタギングチ					A
		タケウチギングチ				Ⅱ類	A
		ササキリギングチ			NT	要注	A
		アカオビケラトリバチ			NT	準絶	B
		ニトベギングチ			DD	Ⅱ類	A
		キユビギングチ			DD	Ⅱ類	A
		シモヤマジガバチモドキ				Ⅱ類	A

表 4-2-1-63(4)　生息情報が確認されている重要な昆虫類

目名	科名	種名	選定基準				
			1	2	3	4	5
ハチ目（続き）	ドロバチモドキ科	ニッコウツヤアナバチ本土亜種				Ⅱ類	A
		ニッポントゲアワフキバチ			DD	要注	
		ヤマトスナハキバチ本土亜種			DD	要注	
		ニッポンハナダカバチ			VU	準絶	A
		キアシハナダカバチモドキ			VU	Ⅰ類	A
	アリマキバチ科	カラトイスカバチ			DD	Ⅱ類	A
		キアシマエダテバチ					B
	アナバチ科	フクイアナバチ			NT	準絶	A
	ヒメハナバチ科	コガタホオナガヒメハナバチ				Ⅱ類	B
	ミツバチ科	クロマルハナバチ			NT	要注	
		イカズチキマダラハナバチ				要注	B
		ナミルリモンハナバチ			DD	要注	
		ナンブヤドリコハナバチ					A
		マイマイツツハナバチ			DD	Ⅱ類	
11 目	69 科	162 種	0 種	1 種	80 種	131 種	102 種

注1. 種名等については、「河川水辺の国勢調査のための生物リスト（平成30年度）」（平成30年、国土交通省）に準拠した。
2. 選定基準は表 4-2-1-58に示すとおりである。
3. 表中の空欄は、該当するものがないことを示す。

資料：「改訂版福井県の絶滅のおそれのある野生動植物」（平成 28 年 3 月、福井県）
「福井県のすぐれた自然データベース」（令和元年 8 月現在、福井県生物保護センターホームページ）

（魚類）

「改訂版福井県の絶滅のおそれのある野生動植物」及び「福井県のすぐれた自然データベース」より整理した、対象事業実施区域を含む周辺市町で生息情報が確認されている重要な魚類は、表 4-2-1-64 に示すとおりである。

対象事業実施区域を含む周辺市町において、35 種の重要な魚類が確認されている。

表 4-2-1-64　生息情報が確認されている重要な魚類

目名	科名	種名	選定基準				
			1	2	3	4	5
ヤツメウナギ目	ヤツメウナギ科	スナヤツメ南方種			VU	Ⅱ類	
		カワヤツメ			VU	Ⅱ類	
ウナギ目	ウナギ科	ニホンウナギ			EN	Ⅰ類	
コイ目	コイ科	ヤリタナゴ			NT	要注	
		アブラボテ			NT	Ⅱ類	
		イチモンジタナゴ			CR	Ⅰ類	A
		ハス			VU	Ⅰ類	A
		ムギツク				準絶	
		タモロコ				地域	
		イトモロコ				準絶	
	ドジョウ科	ドジョウ			NT	要注	
		スジシマドジョウ種群				要注	
		アジメドジョウ			VU	Ⅱ類	B
	フクドジョウ科	ホトケドジョウ			EN	Ⅱ類	
		ナガレホトケドジョウ			EN	Ⅰ類	
ナマズ目	アカザ科	アカザ			VU	Ⅱ類	
サケ目	キュウリウオ科	ワカサギ				Ⅱ類	
	シラウオ科	シラウオ				Ⅱ類	
	サケ科	ニッコウイワナ			DD	Ⅱ類	
		イワナ属（イワナ）				Ⅱ類	
		サケ				準絶	
		サクラマス			NT	Ⅱ類	
		サクラマス（ヤマメ）			NT	Ⅱ類	
トゲウオ目	トゲウオ科	イトヨ				Ⅰ類	
		ニホンイトヨ			LP	Ⅰ類	
ダツ目	メダカ科	キタノメダカ			VU	Ⅱ類	
	サヨリ科	クルメサヨリ			NT	Ⅱ類	
スズキ目	カジカ科	カマキリ			VU	Ⅱ類	A
		カジカ大卵型			NT	準絶	
		カジカ中卵型			EN	Ⅱ類	
	カワアナゴ科	カワアナゴ				要注	
	ハゼ科	シロウオ			VU	Ⅱ類	
		カワヨシノボリ				Ⅱ類	
		クロヨシノボリ				Ⅱ類	
		クボハゼ			EN	要注	
8 目	15 科	35 種	0 種	0 種	23 種	35 種	4 種

注1. 選定基準4のハス、タモロコ、スジシマドジョウ種群は三方湖の個体、カワヨシノボリは嶺南地方産の個体について指定されている。
2. 選定基準5のイチモンジタナゴ、ハスは三方湖の個体、カマキリは九頭竜川の個体について指定されている。
3. 種名等については、「河川水辺の国勢調査のための生物リスト（平成30年度）」（平成30年、国土交通省）に準拠した。
4. 選定基準は表 4-2-1-58に示すとおりである。
5. 表中の空欄は、該当するものがないことを示す。

資料：「改訂版福井県の絶滅のおそれのある野生動植物」（平成 28 年 3 月、福井県）
「福井県のすぐれた自然データベース」（令和元年 8 月現在、福井県生物保護センターホームページ）

（貝類）

「改訂版福井県の絶滅のおそれのある野生動植物」及び「福井県のすぐれた自然データベース」より整理した、対象事業実施区域を含む周辺市町で生息情報が確認されている重要な貝類は、表 4-2-1-65 に示すとおりである。

対象事業実施区域を含む周辺市町において、27 種の重要な陸産貝類及び 20 種の重要な淡水産貝類が確認されている。

表 4-2-1-65(1)　生息情報が確認されている重要な陸産貝類

目名	科名	種名	選定基準				
			1	2	3	4	5
オキナエビス目	ゴマオカタニシ科	ゴマオカタニシ			NT	要注	
ニナ目	ヤマタニシ科	アツブタガイ				Ⅱ類	
	ヤマグルマガイ科	ヤマクルマガイ				Ⅰ類	
	イツマデガイ科	イツマデガイ			NT	要注	
オカミミガイ目	ケシガイ科	スジケシガイ				準絶	
マイマイ目	キバサナギガイ科	クチマガリスナガイ			VU	Ⅰ類	
		ナタネキバサナギガイ			VU	Ⅱ類	
	キセルガイ科	オオギセル			NT	準絶	
		シリオレトノサマギセル			NT	要注	
		キョウトギセル			VU	Ⅰ類	A
		エルベリギセル			DD	要注	
	オオコウラナメクジ科	オオコウラナメクジ			NT	準絶	
	ベッコウマイマイ科	オオヒラベッコウ			DD	要注	
		クリイロベッコウ			DD	要注	
		ヒメハリマキビ			NT	要注	
		スジキビ			NT	要注	
		マルシタラガイ				要注	
		オオウエキビ			DD	Ⅱ類	
		タカキビ			NT	要注	
	ニッポンマイマイ科	ケハダビロウドマイマイ			NT	Ⅱ類	
		コシタカコベソマイマイ			NT	要注	
		コベソマイマイ				Ⅰ類	
		ヤマタカマイマイ			NT	要注	
	オナジマイマイ科	クチベニマイマイ				要注	
		ツルガマイマイ				要注	
		コガネマイマイ				準絶	
		ミヤマヒダリマキマイマイ			VU	Ⅱ類	
4 目	11 科	27 種	0 種	0 種	19 種	27 種	1 種

注1. 種名等については、「日本産野生生物目録（無脊椎動物編Ⅲ）」（平成10年、環境庁編）に準拠した。
2. 選定基準は表 4-2-1-58に示すとおりである。
3. 表中の空欄は、該当するものがないことを示す。

資料：「改訂版福井県の絶滅のおそれのある野生動植物」（平成 28 年 3 月、福井県）
「福井県のすぐれた自然データベース」（令和元年 8 月現在、福井県生物保護センターホームページ）

表 4-2-1-65(2)　生息情報が確認されている重要な淡水産貝類

目名	科名	種名	選定基準				
			1	2	3	4	5
アマオブネガイ目	アマオブネガイ科	イシマキガイ				準絶	
原始紐舌目	タニシ科	マルタニシ			VU	準絶	
		オオタニシ			NT	要注	
盤足目	カワグチツボ科	カワグチツボ			NT	Ⅱ類	
	ミズゴマツボ科	ミズゴマツボ			VU	Ⅱ類	
基眼目	モノアラガイ科	コシダカヒメモノアラガイ			DD	要注	
		モノアラガイ			NT	準絶	
	ヒラマキガイ科	ヒラマキミズマイマイ			DD	要注	
		ミズコハクガイ			VU	要注	
		ヒラマキガイモドキ			NT	要注	
柄眼目	オカモノアラガイ科	ナガオカモノアラガイ			NT	Ⅰ類	
イシガイ目	イシガイ科	フネドブガイ				Ⅰ類	
		マルドブガイ			VU	Ⅱ類	
		カラスガイ			NT	Ⅰ類	
		ヨコハマシジラガイ			NT	準絶	
		トンガリササノハガイ			NT	Ⅰ類	
		カタハガイ			VU	Ⅱ類	A
		マツカサガイ			NT	Ⅱ類	A
マルスダレガイ目	シジミ科	ヤマトシジミ			NT	準絶	
		マシジミ			VU	Ⅱ類	
7 目	9 科	20 種	0 種	0 種	18 種	20 種	2 種

注1. 種名等については、選定基準との照合のため「河川水辺の国勢調査のための生物リスト（平成30年度）」（平成30年、国土交通省）を参考に更新した。
2. 選定基準は表 4-2-1-58に示すとおりである。
3. 表中の空欄は、該当するものがないことを示す。

資料：「改訂版福井県の絶滅のおそれのある野生動植物」（平成 28 年 3 月、福井県）
「福井県のすぐれた自然データベース」（令和元年 8 月現在、福井県生物保護センターホームページ）

(2) 植物

ア．重要な種及び群落の状況

ｱ) 野生動植物保護地区の分布

対象事業実施区域及びその周囲に存在する野生動植物保護地区は、表 4-2-1-66 に示すとおりである。敦賀市において池河内自然環境保全地域内の野生動植物保護地区（7.4ha）が指定されており、保護すべき野生植物としてイヌノハナヒゲ及びサワラン等の 6 種が選定され、捕獲及び採取が原則として禁止されている。

図面集［重要な植物等の分布図］

表 4-2-1-66　野生動植物保護地区の状況

名　称	所在地	面積（ha）				保護すべき野生動植物の種類
		国有地	公有地	民有地	計	
池河内	敦賀市池河内	－	－	7.40	7.40	植物：イヌノハナヒゲ、サワラン、ミミカキグサ、ハリミズゴケ、ヤナギトラノオ、ヤチスギラン

資料：「野生動植物保護地区内訳表（平成 30 年 3 月 31 日現在）」（令和元年 8 月現在、環境省ホームページ）

ｲ) 植生区分の概況（植生図）

「福井県みどりのデータバンク」（令和元年 8 月現在、福井県ホームページ）によると、福井県は比較的山岳面積が広く、県土の約 75%が森林となっているが、その大半は植林地等であり、原生の森は少なくなっている。

対象事業実施区域及びその周囲の植生は、若狭湾に面した平野部、北川等の河川周辺に形成された平野部、それら以外の山岳地域で特徴が分かれる。若狭湾に面した平野部には、市街地が発達している。一方、河川周辺に形成された平野部には、水田雑草群落が広がっており、山岳地域との境界付近には市街地が点在する。山岳地域は主に植林地や二次林で構成されており、スギ・ヒノキ・サワラ植林、ユキグニミツバツツジーコナラ群集、ユキグニミツバツツジーアカマツ群集、クリーミズナラ群集及びシイ・カシ二次林等がモザイク状に存在する。

図面集［現存植生図］

ｳ) 自然植生等

対象事業実施区域及びその周囲の自然度の高い植生は、中池見湿地周辺、笙の川等の河川沿岸部及び三方五湖沿岸部等に自然度 10 の自然草原が存在するほか、海岸部や山岳部を中心に自然度 9 の自然林及び自然度 8 の二次林（自然林に近いもの）が存在する。

図面集［自然度の高い植生の分布図］

ｴ）天然記念物（植物）

対象事業実施区域及びその周囲の植物に係る天然記念物の状況は表 4-2-1-67 に示すとおりであり、65 件が指定されている。

図面集[重要な植物等の分布図]

表 4-2-1-67(1)　天然記念物（植物）の状況

No.	地域	種別	名称	所在地	指定年月日
植天 1	敦賀市	県指定	獺の河内のカツラ	敦賀市　獺河内	S39.6.5
植天 2		市指定	金山彦神社のイチョウ	金山	S31.12.18
植天 3			金山彦神社のハゼノキ	金山	S31.12.18
植天 4			関・八幡神社のツバキ　(1 群)	関	S31.12.18
植天 5			甘棠園のヤマモモ	市野々	S40.7.5
植天 6			永覚寺のイブキ	金ケ崎町	S48.4.16
植天 7			谷・八幡神社のスダジイ	谷	S48.4.16
植天 8			気比神社のツガ	刀根	S48.4.16
植天 9			久豆弥神社のスギ　(2 株)	沓見	S52.2.24
植天 10			市橋・日吉神社のスダジイ	市橋	S56.11.19
植天 11			小河・寺谷氏のウラジロガシ	小河	S56.11.19
植天 12			西福寺のスダジイ　(2 株)	原	S58.4.1
植天 13			新善光寺のキャラボク	井川	S58.4.1
植天 14			気比神宮のユーカリノキ	曙町	S58.4.1
植天 15			田結神社のスダジイ　(2 株)	田結	S58.4.1
植天 16			野坂・柴田氏庭園のヤマモモ	野坂	H1.3.10
植天 17			山・稲荷神社のウラジロガシ	山	H1.3.10
植天 18			甘棠園のクスノキ	市野々	H1.3.10
植天 19			杉箸・山神神社のトチノキ	杉箸	H2.3.12
植天 20			莇生野・劔神社のカゴノキ	莇生野	H5.1.12
植天 21	美浜町	町指定	イチョウ	佐柿　青蓮寺	S59.2.1
植天 22	若狭町	県指定	円成寺のみかえりのマツ	若狭町	S49.4.16
植天 23		町指定	クサマキ（安楽寺）	無悪	S36.4.1
植天 24			ボダイジュ（安楽寺）	無悪	S36.4.1
植天 25			イチョウ（仏像彫込）（諦応寺）	安賀里	S36.4.1
植天 26			ハリギリ（椙杜神社）	杉山	S46.4.1
植天 27			ギンモクセイ（諦応寺）	安賀里	S46.12.1
植天 28			トガの木	杉山	S46.12.1
植天 29			キャラボクの木（個人）	小原	S52.10.21
植天 30			闇見神社のハリギリ（闇見神社）	成願寺	H4.10.12
植天 31			闇見神社のサカキ（闇見神社）	成願寺	H4.10.13
植天 32			宇波西神社の大スギ（宇波西神社）	気山	H4.10.14
植天 33			須磨家墓所のサカキ（宇波西神社）	気山	H4.10.15
植天 34			宝徳寺のイヌマキ（ラカンマキ）（宝徳寺）	気山	H4.10.16
植天 35			大倉見城跡のカゴノキ樹林(数…20)	東黒田	H4.10.18
植天 36			姫宮御前のタブノキ	田井野	H4.10.20
植天 37			シイ	井ノ口	H10.9.25
植天 38	小浜市	国指定	萬徳寺のヤマモミジ	遠敷	S6.6.3
植天 39		県指定	新福寺のフジ	国富	S40.5.18
植天 40			百里岳のシャクナゲ自生地	遠敷	S44.4.1
植天 41		市指定	明通寺のカヤ	松永	S35.3.5
植天 42			白石神社の椿群生林	遠敷	S41.7.15
植天 43			若狭彦神社(下社)オガタマノキ	遠敷	S45.10.19
植天 44			神宮寺のスダジイ	遠敷	S45.10.19
植天 45			加茂神社のムク	宮川	S45.10.19
植天 46			長泉寺のコウヨウザン	宮川	S46.11.20
植天 47			加茂神社上宮社叢	宮川	S63.1.21
植天 48			伯父ケ谷山の神のトチノキ	遠敷	H9.3.25
植天 49			妙祐寺のシダレザクラ	口名田	H9.3.25
植天 50			加茂神社大スギ	宮川	H13.2.23
植天 51			東相生区のかつらといちょう	口名田	H25.3.21
植天 52	おおい町	県指定	苅田比売神社のムクの木	おおい町	S31.3.12
植天 53		町指定	鹿子の木	名田庄虫鹿野	S47.10.1
植天 54			おおいちよう	野尻	S49.8.21

表 4-2-1-67(2)　天然記念物（植物）の状況

No.	地域	種別	名称	所在地	指定年月日
植天 55	地域を定めず	国指定(特別)	カモシカ	地域を定めず	S30.2.15
植天 56			コウノトリ	地域を定めず	S31.7.19
植天 57			タンチョウ	地域を定めず	S42.6.22
植天 58		国指定	イヌワシ	地域を定めず	S40.5.12
植天 59			オオワシ	地域を定めず	S45.1.23
植天 60			オジロワシ	地域を定めず	S45.1.23
植天 61			コクガン	地域を定めず	S46.5.19
植天 62			カラスバト	地域を定めず	S46.5.19
植天 63			マガン	地域を定めず	S46.6.28
植天 64			ヒシクイ	地域を定めず	S46.6.28
植天 65			ヤマネ	地域を定めず	S50.6.26

資料：「福井の文化財」（令和元年８月現在、福井県ホームページ）
：「市指定文化財一覧」（令和元年８月現在、敦賀市ホームページ）
：「美浜町指定文化財一覧（美浜町勢要覧統計資料編）」（令和元年８月現在、美浜町ホームページ）
：「文化財一覧」（令和元年８月現在、若狭町ホームページ）
：「若狭小浜デジタル文化財」（令和元年８月現在、小浜市ホームページ）
：「文化財（おおい町勢要覧統計資料編）」（令和元年８月現在、おおい町ホームページ）

オ）巨樹・巨木林

対象事業実施区域及びその周囲の巨樹・巨木林の状況は、表 4-2-1-68 に示すとおりであり、285 件の巨樹・巨木林が存在する。

図面集［重要な植物等の分布図］

表 4-2-1-68(1)　巨樹・巨木林の状況

No.	所在地	樹種	幹周(cm)	樹高(m)
18202003	小彦根神社	タブノキ	500	25
		スダジイ	300	20
18202004	永厳寺	タブノキ	300	15
18202005	永覚寺	イブキ	310	10
18202006	白山神社	ケヤキ	340	25
		スダジイ	580	25
		スダジイ	400	25
18202007	剱神社	スダジイ	390	10
		タブノキ	310	12
		タブノキ	320	15
18202008	高岡神社	スダジイ	410	20
18202009	日吉神社	スダジイ	510	10
18202010	天満神社	タブノキ	400	20
		タブノキ	400	20
18202011	日吉神社	スダジイ	380	13
		スギ	625	25
18202012	岡田氏	タブノキ	440	11
18202013	長谷観音堂	スダジイ	500	10
		スダジイ	370	15
18202014	金山彦神社	イチョウ	310	25
		イチョウ	310	20
		タブノキ	385	15
		タブノキ	410	15
		タブノキ	340	15
		イチョウ	770	19
18202015	柴田氏庭園	ヤマモモ	310	15
18202016	稲荷神社	ウラジロガシ	450	15
18202017	柴田氏庭園	クスノキ	330	10
18202018	山ノ神神社	トチノキ	430	20
		トチノキ	820	20
18202020	久豆弥神社	スギ	530	31
		スギ	325	30
18202021	八幡神社	スギ	340	32
		スギ	440	33
		スギ	315	28
18202026	小森神社	スダジイ	580	21
18202027	小森神社	スダジイ	380	20
18202028	西福寿	スダジイ	755	8
		スダジイ	680	10
18202029	田結神社	スダジイ	560	18
		スダジイ	440	5
		スダジイ	520	13
18202030	気北神社	ツガ	390	36
18202033	寺山氏山林	ウラジロガシ	370	16
18204001	四分一	イチョウ	370	23
18204002	山祇神社	スダジイ	410	15

表 4-2-1-68(2)　巨樹・巨木林の状況

No.	所在地	樹種	幹周(cm)	樹高(m)
18204003	明通寺	カヤ	345	15
		スギ	310	26
		スギ	435	32
		スギ	310	26
		スギ	320	26
		スギ	320	30
		スギ	310	26
		スギ	300	25
		スギ	300	25
18204004	加茂神社	ムクノキ	500	20
		ムクノキ	630	22
		ムクノキ	650	23
18204005	-	スギ	600	25
18204006	長泉寺	コヨウザン	340	28
		ケヤキ	315	20
18204007	白石神社	ケヤキ	360	23
		タブノキ	300	20
		タブノキ	350	20
		タブノキ	430	23
		タブノキ	400	23
18204008	神宮寺	スダジイ	640	18
		スダジイ	420	13
		スダジイ	320	12
		スダジイ	315	12
		スダジイ	300	12
18204009	神宮寺	タブノキ	420	15
18204010	若狭彦神社	スギ	575	30
		ケヤキ	300	25
		ケヤキ	320	28
		スギ	365	27
		スギ	420	28
		スギ	420	28
		スギ	460	30
		タブノキ	460	25
		タブノキ	305	22
18204011	若狭姫神社	スギ	610	35
		イチョウ	380	30
		タブノキ	340	14
		タブノキ	300	12
		タブノキ	300	12
		タブノキ	310	12
		スダジイ	360	12
		タブノキ	410	26
		タブノキ	350	13
		タブノキ	410	18
		ケヤキ	345	25
		ケヤキ	520	27
		ケヤキ	320	12
18204012	小浜神社	タブノキ	1075	18
		タブノキ	430	15
		タブノキ	350	15
		タブノキ	390	15
		スダジイ	450	12
		チョウセンゴヨウ	360	25
18204013	広峰神社	チョウセンゴヨウ	410	28
		ムクノキ	320	22
		タブノキ	420	20
		タブノキ	445	20
18204014	万徳寺	スギ	350	28
		スギ	320	26
		ヤマモミジ	370	16
18204015	八幡神社	イチョウ	305	20

表 4-2-1-68(3)　巨樹・巨木林の状況

No.	所在地	樹種	幹周(cm)	樹高(m)
18204016	高成寺	モミ	350	11
18204017	発心寺	タブノキ	385	12
		タブノキ	390	15
		モミ	305	20
		ケヤキ	330	18
18204019	-	イチョウ	405	23
		イチョウ	470	20
18204021	和多田	ムクロジ	400	10
18204022	妙楽寺	スギ	400	30
		スダジイ	445	25
		スダジイ	435	25
18204023	妙楽寺の下にある樹林	スダジイ	535	16
		スダジイ	440	14
18442002	須可麻神社	ケヤキ	415	30
18442003	田辺半太夫宅庭	イチョウ	310	30
		スダジイ	350	20
		スダジイ	365	20
		タブノキ	340	16
		タブノキ	360	20
		スダジイ	350	20
18442004	織田神社	タブノキ	390	25
		クロマツ	365	30
		スダジイ	350	10
		スダジイ	360	10
18442005	芳春寺	ケヤキ	400	15
18442007	弘美神社	スギ	600	35
		スダジイ	380	15
		クロマツ	330	30
18442008	園林寺	スダジイ	415	15
18442009	塞神社	タブノキ	380	15
		タブノキ	440	17
18442010	八幡神社	ケヤキ	420	35
18442011	日吉神社	ケヤキ	320	20
18442012	青蓮寺	イチョウ	375	30
18442013	西宮神社	イチョウ	350	30
18442014	竜源寺	クロマツ	350	30
		クロマツ	480	30
18442015	福寿庵	スギ	400	35
		イチョウ	480	30
18442016	興道寺，妙寿寺	クロマツ	320	20
18442020	姫神社	ケヤキ	335	20
18442021	郷市	タブノキ	355	20
		タブノキ	330	15
18442022	宝積寺	タブノキ	415	20
		タブノキ	350	15
18442023	新庄，八幡宮	タブノキ	310	20
		タブノキ	340	20
		タブノキ	350	25
18442024	廣峰神社	スギ	360	30
		スギ	330	25
18442025	日吉社	タブノキ	400	15
		タブノキ	305	20
18442026	金山墓地	タブノキ	380	20
		クロマツ	320	25
18442027	廣領神社	スダジイ	320	15
		スダジイ	340	15
		タブノキ	325	15
18442028	大藪（浅妻巌）	ヤマモモ	300	12
18442029	観音寺	スダジイ	320	15
18442030	久々子（暮地）	クロマツ	370	15
18442031	龍澤寺	スダジイ	310	15

表 4-2-1-68(4)　巨樹・巨木林の状況

No.	所在地	樹種	幹周(cm)	樹高(m)
18442037	山王宮	ケヤキ	320	25
		ケヤキ	310	20
18442038	松原院	クロマツ	320	25
18442040	久音寺	タブノキ	330	15
		タブノキ	320	10
18442042	久々子	タブノキ	650	20
18442048	上野（神社）	スギ	350	25
		スギ	315	25
18441001	白屋，泉谷	モミ	330	32
18441002	白屋，狼谷	モミ	310	30
18441003	天神様	スダジイ	475	12
		スダジイ	310	10
		スダジイ	350	15
		スダジイ	320	12
		スダジイ	500	13
		スダジイ	400	15
		スダジイ	460	15
		スダジイ	420	15
		スダジイ	400	12
		スダジイ	420	15
		スダジイ	650	12
		ハリギリ	310	14
18441004	天神様	クロマツ	305	10
18441005	八幡さん	ムクノキ	450	12
		イチョウ	390	20
		ムクノキ	350	15
		ケヤキ	350	10
		スダジイ	320	8
18441006	能登野	タブノキ	400	10
18441007	能登野	タブノキ	350	8
18441008	能登野	モチノキ	320	8
18441009	円成寺	クロマツ	400	10
		スギ	318	18
18441010	湯波（湯波ビシャモン堂）	スダジイ	370	8
18441011	山王宮	スダジイ	620	7
		スダジイ	430	8
		モミ	360	8
18441012	岩屋（大野治作屋敷）	モミ	415	15
18441013	岩屋	タブノキ	350	12
18441014	妙見堂	タブノキ	430	8
18441016	前川神社	スギ	350	15
		スギ	370	15
18441017	向笠，国津神社	ケヤキ	363	17
		ケヤキ	355	18
		エノキ	505	15
		ケヤキ	430	17
		エノキ	318	15
		エノキ	300	14
		ケヤキ	490	17
		ケヤキ	300	16
18441018	鳥浜，加茂神社	イチョウ	325	20
		クロマツ	305	15
18441019	三方（三方石観世音）	モミ	438	28
		モミ	399	28
18441020	三方，ゑびすさん地籍	ケヤキ	593	30
18441021	気山，宇波西神社	スギ	500	25
18441022	切追宝徳寺	イヌマキ	410	15
18441023	切追（宮さん）	スダジイ	520	15
18441024	苧日吉神社	スダジイ	400	8
		スダジイ	320	8

表 4-2-1-68(5)　巨樹・巨木林の状況

No.	所在地	樹種	幹周(cm)	樹高(m)
18461002	日枝神社	タブノキ	346	20
		スダジイ	403	20
		スギ	315	25
		イチョウ	472	25
		アカガシ	317	20
		ケヤキ	303	20
18461003	天満宮	タブノキ	388	15
		ケヤキ	334	15
		モミ	394	20
18461004	八幡神社	ケヤキ	332	15
18461005	広峰神社	ケヤキ	427	20
		タブノキ	357	15
		タブノキ	402	15
18461006	兼田	ケヤキ	300	20
		タブノキ	350	20
		スダジイ	300	20
18461007	一言神社	スギ	350	20
		ムクノキ	420	20
18461008	春日神社	タブノキ	369	15
		ケヤキ	420	20
18461009	信主神社	ハリギリ	410	20
		イチョウ	378	20
		モミ	332	20
		スダジイ	459	15
		タブノキ	659	20
		ケヤキ	485	20
		ケヤキ	687	20
		タブノキ	300	20
18462002	口坂本神社	イチョウ	455	30
		タブノキ	300	8
		スギ	305	32
		スギ	305	32
18462003	口坂本蛇頭	イチョウ	410	23
18462004	野津多徒神社	スギ	315	25
18462005	井上	イチョウ	315	25
		ケヤキ	320	22
18462007	虫尾神社	ムクノキ	450	20
		タブノキ	320	20
18462008	苅田姫神社	スギ	365	28
		ムクノキ	465	24
		ムクノキ	370	26
		スギ	310	25
		ムクノキ	755	20
18462009	槙谷	スギ	330	30
		スギ	385	32
		ケヤキ	355	20
18462010	下三重	スギ	375	30
		スギ	320	30
		スギ	310	30
		スギ	330	30
		スギ	305	25
		スギ	310	25
		スギ	310	30
18462011	皇王神社	イチョウ	330	20
		カゴノキ	335	16
		タブノキ	300	18

注1. No.は出典資料に準拠している。
資料：「第4回自然環境保全基礎調査（巨樹・巨木林調査）」（令和元年8月現在、環境省自然環境局生物多様性センターホームページ）

ｶ) 特定植物群落

対象事業実施区域及びその周囲の特定植物群落の状況は、表 4-2-1-69 に示すとおりであり、9 箇所の特定植物群落が存在する。

図面集[重要な植物等の分布図]

表 4-2-1-69　特定植物群落の状況

No.	名称	所在地	指定状況		
			第 2 回	第 3 回	第 5 回
180038	天筒山のスダジイ林	敦賀市	A		
180040	野坂岳のブナ林	敦賀市	A		
180042	フクイカサスゲ群落	美浜町	B		
180043	雲谷山のブナ林	美浜町	A		
180049	若狭姫神社のタブ林	小浜市	A		
180077	大戸神社社叢のスダジイ林	小浜市		A	
180082	八ケ峰のアカマツ自然林	おおい町		F	
180111	秋葉山のスダジイ林	敦賀市			A
180112	気比の松原	敦賀市			E

注1. No.は出典資料に準拠している。
注2. 指定状況の選定基準は以下のとおり。
A：原生林もしくはそれに近い自然林
B：国内若干地域に分布するが、極めて希な植物群落又は個体群
C：比較的普通に見られるものであっても、南限・北限・隔離分布等分布限界になる産地に見られる植物群落又は個体群
D：砂丘・断崖地・塩沼地・湖沼・河川・湿地・高山・石灰岩地等の特殊な立地に特有な植物群落又は個体群で、その群落の特徴が典型的なもの
E：郷土景観を代表する植物群落で、特にその群落の特徴が典型的なもの
F：過去において人工的に植栽されたことが明らかな森林であっても、長期にわたって伐採等の手が入っていないもの
G：乱獲その他人為の影響によって、当該都道府県内で極端に少なくなるおそれのある植物群落又は個体群
H：その他、学術上重要な植物群落又は個体群
資料：「第2回、第3回、第5回自然環境保全基礎調査（特定植物群落調査）」（令和元年8月現在、環境省自然環境局生物多様性センターホームページ）

ｷ) 重要な植物の生育状況

「改訂版福井県の絶滅のおそれのある野生動植物」（平成 28 年 3 月、福井県）及び「福井県のすぐれた自然データベース」（令和元年 8 月現在、福井県生物保護センターホームページ）に掲載された種のうち、対象事業実施区域を含む周辺市町において生育が確認された種は、表 4-2-1-70 に示すとおりである。「環境省レッドリスト」掲載種の 66 種、「改訂版　福井県の絶滅のおそれのある野生動植物」掲載種の 365 種が確認されている。

表 4-2-1-70(1)　生育が確認されている重要な植物

科名	種名	選定基準				
		1	2	3	4	5
ヒカゲノカズラ科	ミズスギ				要注	
	ヤチスギラン				Ⅰ類	
イワヒバ科	ヒメクラマゴケ				Ⅰ類	
ミズニラ科	ミズニラ			NT	Ⅰ類	
トクサ科	ミズドクサ				Ⅱ類	
ハナヤスリ科	アカハナワラビ				要注	
	ハマハナヤスリ				Ⅰ類	
ゼンマイ科	ヤシャゼンマイ				Ⅰ類	
コケシノブ科	キヨスミコケシノブ				Ⅰ類	
コバノイシカグマ科	ヒメムカゴシダ			EN	Ⅰ類	
	フジシダ				Ⅰ類	
シノブ科	シノブ				要注	
イノモトソウ科	マツザカシダ				要注	
	ナチシダ				Ⅱ類	
チャセンシダ科	ホウビシダ				Ⅰ類	
	カミガモシダ				要注	
	オクタマシダ			VU	Ⅰ類	
	クモノスシダ				準絶	
	イヌチャセンシダ				要注	
シシガシラ科	コモチシダ				準絶	
オシダ科	カナワラビ				Ⅰ類	
	ナガバヤブソテツ				要注	
	ヒロハヤブソテツ				Ⅱ類	
	ミサキカグマ				要注	
	ナチクジャク				Ⅰ類	
	イヌナチクジャク				Ⅰ類	
	マルバベニシダ				要注	
	ヌカイタチシダモドキ				Ⅱ類	
	ギフベニシダ				Ⅰ類	
	キノクニベニシダ				Ⅰ類	
	ホウノカワシダ				Ⅰ類	
	ヒメイタチシダ				Ⅱ類	
チャセンシダ科	トゲカラクサイヌワラビ				Ⅰ類	
メシダ科	ヘラシダ				要注	
	フモトシケシダ				要注	
	イワヤシダ				Ⅰ類	
	シマシロヤマシダ				要注	
	ミヤマノコギリシダ				要注	
	ウスバミヤマノコギリシダ				Ⅰ類	
ウラボシ科	クラガリシダ			EN	Ⅰ類	
	ホテイシダ				要注	
	ヒメノキシノブ				要注	
	ナガオノキシノブ				要注	
	ミヤマノキシノブ				要注	
	サジラン				Ⅰ類	
	ヒメサジラン				要注	
	クリハラン				Ⅰ類	
	ヤノネシダ				Ⅰ類	
	ビロードシダ				Ⅰ類	
	イワオモダカ				Ⅰ類	
デンジソウ科	デンジソウ			VU	Ⅰ類	
サンショウモ科	サンショウモ			VU	Ⅰ類	
アカウキクサ科	オオアカウキクサ			EN	Ⅰ類	
マツ科	ヒメコマツ				準絶	

表 4-2-1-70(2)　生育が確認されている重要な植物

科名	種名	選定基準				
		1	2	3	4	5
スギ科	コウヤマキ				要注	
ヒノキ科	ハイネズ				Ⅱ類	
カバノキ科	アサダ				Ⅱ類	
ブナ科	ツクバネガシ				要注	
クワ科	ヒメイタビ				要注	
イラクサ科	サンショウソウ				準絶	
	キミズ				Ⅱ類	
	コケミズ				Ⅰ類	
ヤドリギ科	ヒノキバヤドリギ				要注	
	マツグミ				Ⅱ類	
	オオバヤドリギ				Ⅱ類	
タデ科	ヒメタデ			VU	要注	
	ヤナギヌカボ			VU	Ⅰ類	
	ノダイオウ			VU	Ⅰ類	
ヤマゴボウ科	マルミノヤマゴボウ				要注	
ナデシコ科	ハマナデシコ				準絶	
	フシグロセンノウ				要注	
アカザ科	ホソバノハマアカザ				要注	
ヒユ科	ヤナギイノコズチ				要注	
クスノキ科	カゴノキ				要注	
キンポウゲ科	コボタンヅル				要注	
	サンインシロカネソウ				Ⅱ類	
	ミスミソウ			NT	Ⅱ類	
	バイカモ				準絶	
	キンバイソウ				Ⅰ類	
スイレン科	ジュンサイ				準絶	
	コウホネ				準絶	
	ヒツジグサ				準絶	
マツモ科	マツモ				Ⅱ類	
ドクダミ科	ハンゲショウ				準絶	
ウマノスズクサ科	ウマノスズクサ				準絶	
	フタバアオイ				要注	
ボタン科	ヤマシャクヤク			NT	Ⅱ類	
オトギリソウ科	トモエソウ				Ⅰ類	
	ヒメオトギリ				Ⅱ類	
モウセンゴケ科	モウセンゴケ				要注	
ケシ科	キケマン				準絶	
	ヤマブキソウ				Ⅱ類	
アブラナ科	イワハタザオ				要注	
	ミズタガラシ				準絶	
	オオユリワサビ				Ⅱ類	
	ユリワサビ				Ⅰ類	
マンサク科	ヒュウガミズキ				要注	
ベンケイソウ科	ミツバベンケイソウ				準絶	
ユキノシタ科	タチネコノメソウ				準絶	
	ギンバイソウ				準絶	
	モミジチャルメルソウ			NT	Ⅰ類	
	ウメバチソウ				Ⅱ類	
	ヤシャビシャク			NT	Ⅱ類	
	ヤブサンザシ				準絶	
バラ科	クサボケ				Ⅰ類	
	オオウラジロノキ				要注	
	カワラサイコ				Ⅰ類	
	リンボク				準絶	

表 4-2-1-70(3)　生育が確認されている重要な植物

科名	種名	選定基準				
		1	2	3	4	5
バラ科（続き）	ミチノクナシ			EN	要注	
	ハマナス				Ⅱ類	
	コジキイチゴ				要注	
	ワレモコウ				Ⅱ類	
	カライトソウ				準絶	
	ユキヤナギ				要注	
	コゴメウツギ				Ⅱ類	
マメ科	フジキ				Ⅱ類	
	サイカチ				Ⅰ類	
	ニワフジ				要注	
	オオバタンキリマメ				準絶	
	タンキリマメ				Ⅱ類	
	ツルフジバカマ				要注	
トウダイグサ科	ノウルシ			NT	要注	
	トウダイグサ				準絶	
	ニシキソウ				準絶	
ミカン科	フユザンショウ				Ⅱ類	
ヒメハギ科	カキノハグサ				Ⅰ類	
ムクロジ科	モクゲンジ				Ⅱ類	
	ムクロジ				要注	
モチノキ科	タマミズキ				Ⅰ類	
	クロガネモチ				Ⅱ類	
ツゲ科	ツゲ				要注	
クロウメモドキ科	ヨコグラノキ				要注	
	エゾノクロウメモドキ				要注	
ジンチョウゲ科	コショウノキ				Ⅰ類	
	カラスシキミ				要注	
スミレ科	エイザンスミレ				準絶	
	マルバスミレ				Ⅰ類	
	ヒゴスミレ				要注	
	ヒナスミレ				Ⅱ類	
ミゾハコベ科	ミゾハコベ				要注	
ミソハギ科	ミズキカシグサ			VU	要注	
	ミズマツバ			VU	準絶	
ヒシ科	ヒメビシ			VU	Ⅰ類	
アカバナ科	ウスゲチョウジタデ			NT	Ⅱ類	
	ミズユキノシタ				要注	
アリノトウグサ科	ホザキノフサモ				要注	
	フサモ				Ⅰ類	
セリ科	ハナビゼリ				Ⅰ類	
	ドクゼリ				Ⅱ類	
	セリモドキ				準絶	
	ハマボウフウ				準絶	
	ハナウド				Ⅰ類	
	オオバチドメ				Ⅱ類	
	ムカゴニンジン				Ⅰ類	
	カノツメソウ				準絶	
イチヤクソウ科	ウメガサソウ				準絶	
	シャクジョウソウ				Ⅱ類	
ツツジ科	ベニドウダン				準絶	
	サツキ				準絶	
	アラゲナツハゼ				要注	
	ヒメウスノキ				Ⅱ類	
ヤブコウジ科	カラタチバナ				Ⅱ類	

表 4-2-1-70(4)　生育が確認されている重要な植物

科名	種名	選定基準				
		1	2	3	4	5
サクラソウ科	ミヤマタゴボウ				Ⅱ類	
	ヤナギトラノオ				Ⅰ類	
	クサレダマ				Ⅰ類	
カキノキ科	リュウキュウマメガキ				要注	
ハイノキ科	クロバイ				要注	
モクセイ科	シマモクセイ				Ⅰ類	
マチン科	ホウライカズラ				Ⅰ類	
	アイナエ				Ⅱ類	
リンドウ科	リンドウ				準絶	
	ムラサキセンブリ			NT	Ⅰ類	
ミツガシワ科	ミツガシワ				準絶	
ガガイモ科	フナバラソウ			VU	Ⅰ類	
	スズサイコ			NT	Ⅱ類	
	コバノカモメヅル				準絶	
	シロバナカモメヅル				準絶	
	コイケマ				Ⅱ類	
	キジョラン				Ⅱ類	
	コカモメヅル				Ⅱ類	
アカネ科	アリドオシ				Ⅱ類	
	ホソバオオアリドオシ				Ⅱ類	
ヒルガオ科	マメダオシ			CR	要注	
クマツヅラ科	クマツヅラ				Ⅰ類	
アワゴケ科	アワゴケ				要注	
	ミズハコベ				Ⅱ類	
シソ科	フトボナギナタコウジュ				準絶	
	ミズネコノオ			NT	Ⅰ類	
	ミズトラノオ			VU	Ⅰ類	
	シモバシラ				Ⅰ類	
	メハジキ				準絶	
	ミソガワソウ				Ⅱ類	
	ハイタムラソウ				Ⅰ類	
	ホナガタツナミソウ				Ⅱ類	
	デワノタツナミソウ				準絶	
ナス科	オオマルバノホロシ				準絶	
フジウツギ科	フジウツギ				Ⅱ類	
ゴマノハグサ科	マルバノサワトウガラシ			VU	Ⅱ類	
	アブノメ				準絶	
	ミヤマコゴメグサ				要注	
	シソクサ				Ⅱ類	
	スズメハコベ			VU	Ⅱ類	
	シオガマギク				要注	
	ヒナノウスツボ				要注	
	オオヒナノウスツボ				要注	
	サツキヒナノウスツボ				Ⅰ類	
	ヒキヨモギ				Ⅱ類	
	オオヒキヨモギ			VU	Ⅱ類	
	ヒヨクソウ				要注	
	サンインクワガタ				Ⅱ類	
	カワヂシャ			NT	Ⅱ類	
キツネノマゴ科	ユキミバナ				Ⅱ類	
ハマウツボ科	ナンバンギセル				要注	
	ハマウツボ			VU	Ⅰ類	
タヌキモ科	イヌタヌキモ			NT	準絶	
	ミミカキグサ				Ⅰ類	

表 4-2-1-70(5)　生育が確認されている重要な植物

科名	種名	選定基準				
		1	2	3	4	5
タヌキモ科（続き）	ホザキノミミカキグサ				Ⅰ類	
	ムラサキミミカキグサ			NT	Ⅰ類	
オオバコ科	エゾオオバコ				Ⅰ類	
	トウオオバコ				要注	
スイカズラ科	オトコヨウゾメ				準絶	
レンプクソウ科	レンプクソウ				準絶	
オミナエシ科	オミナエシ				Ⅰ類	
マツムシソウ科	ナベナ				Ⅰ類	
キキョウ科	サワギキョウ				Ⅱ類	
	キキョウ			VU	Ⅰ類	
	ヒナギキョウ				要注	
キク科	ヌマダイコン				Ⅰ類	
	オケラ				準絶	
	コバナガンクビソウ			VU	Ⅰ類	
	ヒメガンクビソウ				Ⅰ類	
	ワカサハマギク			NT	Ⅱ類	
	アキノハハコグサ			EN	Ⅰ類	
	カセンソウ				準絶	
	コオニタビラコ				Ⅰ類	
	カシワバハグマ				Ⅱ類	
	ヒメヒゴタイ			VU	Ⅰ類	
	キビシロタンポポ				Ⅱ類	
オモダカ科	アギナシ			NT	Ⅱ類	
トチカガミ科	スブタ			VU	Ⅰ類	
	ヤナギスブタ				準絶	
	クロモ				Ⅱ類	
	トチカガミ			NT	Ⅰ類	
	ミズオオバコ			VU	Ⅱ類	
	セキショウモ				Ⅰ類	
ヒルムシロ科	コバノヒルムシロ			VU	要注	
	ヒルムシロ				Ⅱ類	
	センニンモ				Ⅱ類	
	オヒルムシロ				Ⅱ類	
	ホソバミズヒキモ				Ⅱ類	
	ヒロハノエビモ				Ⅱ類	
アマモ科	アマモ				要注	
イバラモ科	ホッスモ				Ⅱ類	
	イトトリゲモ			NT	Ⅱ類	
	イバラモ				Ⅰ類	
	トリゲモ			VU	Ⅰ類	
ホンゴウソウ科	ホンゴウソウ			VU	Ⅰ類	
	ウエマツソウ			VU	Ⅰ類	
ユリ科	ソクシンラン				準絶	
	ヤマラッキョウ				Ⅰ類	
	ノカンゾウ				Ⅱ類	
	オヒガンギボウシ				要注	
	キチジョウソウ				準絶	
	オモト				準絶	
	サルマメ				準絶	
	ハナゼキショウ				要注	
	アマナ				Ⅰ類	
	ホソバシュロソウ				Ⅰ類	
ミズアオイ科	ミズアオイ			NT	Ⅰ類	

表 4-2-1-70(6)　生育が確認されている重要な植物

科名	種名	選定基準				
		1	2	3	4	5
アヤメ科	ヒオウギ				Ⅰ類	
	ノハナショウブ				Ⅱ類	
	ヒメシャガ			NT	Ⅱ類	
	カキツバタ			NT	Ⅱ類	
ヒナノシャクジョウ科	ヒナノシャクジョウ				Ⅰ類	
	シロシャクジョウ				Ⅰ類	
イグサ科	ハナビゼキショウ				準絶	
	ドロイ				要注	
	イヌイ				Ⅰ類	
	セイタカヌカボシソウ			EN	要注	
	アサギスズメノヒエ				要注	
ホシクサ科	ホシクサ				準絶	
	イトイヌノヒゲ				準絶	
	イヌノヒゲ				要注	
イネ科	オガルカヤ				Ⅱ類	
	ハマニンニク（テンキグサ）				要注	
	トキワススキ				Ⅱ類	
	ヌマガヤ				準絶	
	タキキビ				準絶	
	セイタカヨシ				要注	
	ヤシャダケ				準絶	
サトイモ科	ショウブ				要注	
	ヒロハテンナンショウ（アシウテンナンショウ型）				要注	
	ムサシアブミ				準絶	
	オオハンゲ				Ⅱ類	
	ヒメザゼンソウ				準絶	
ミクリ科	ミクリ			NT	Ⅱ類	
	ヤマトミクリ			NT	Ⅱ類	
	ナガエミクリ			NT	準絶	
ガマ科	コガマ				準絶	
カヤツリグサ科	コウキヤガラ				準絶	
	オオナキリスゲ				Ⅰ類	
	マツバスゲ				要注	
	ハリガネスゲ				準絶	
	チャシバスゲ				要注	
	オニスゲ				Ⅱ類	
	ヒロハノオオタマツリスゲ				Ⅱ類	
	コハリスゲ				準絶	
	ウマスゲ				Ⅰ類	
	タチスゲ				要注	
	ノゲヌカスゲ				要注	
	タカネマスクサ				準絶	
	シラコスゲ				準絶	
	シオクグ				準絶	
	センダイスゲ				要注	
	オオアゼスゲ				Ⅰ類	
	ヒメモエギスゲ				要注	
	オニナルコスゲ				準絶	
	ヒトモトススキ				準絶	
	ヒメアオガヤツリ				準絶	
	シロガヤツリ				準絶	
	ヒメガヤツリ				要注	
	ヌマハリイ				要注	

表 4-2-1-70(7)　生育が確認されている重要な植物

科名	種名	選定基準				
		1	2	3	4	5
カヤツリグサ科（続き）	イソヤマテンツキ				要注	
	ミカヅキグサ				Ⅱ類	
	イヌノハナヒゲ				要注	
	イトイヌノハナヒゲ				要注	
	コイヌノハナヒゲ				Ⅱ類	
	ハタベカンガレイ			VU	Ⅱ類	
	ミヤマホタルイ				要注	
	コホタルイ				Ⅰ類	
	ヒメホタルイ				Ⅱ類	
	ツクシカンガレイ				Ⅰ類	
	フトイ				要注	
	タイワンヤマイ				準絶	
	コシンジュガヤ				準絶	
ラン科	ムギラン			NT	Ⅰ類	
	エビネ			NT	Ⅱ類	
	ナツエビネ			VU	Ⅱ類	
	キエビネ			EN	Ⅰ類	
	サルメンエビネ			VU	Ⅰ類	
	ギンラン				Ⅱ類	
	キンラン			VU	Ⅱ類	
	トケンラン			VU	Ⅰ類	
	クマガイソウ			VU	Ⅰ類	
	セッコク				Ⅰ類	
	サワラン				Ⅰ類	
	カキラン				要注	
	ツチアケビ				要注	
	クロヤツシロラン				Ⅱ類	
	アケボノシュスラン				要注	
	ミズトンボ			VU	Ⅱ類	
	ホクリクムヨウラン				Ⅱ類	
	ジガバチソウ				Ⅰ類	
	クモキリソウ				要注	
	スズムシソウ				Ⅰ類	
	コクラン				Ⅱ類	
	フウラン			VU	Ⅰ類	
	ヨウラクラン				Ⅰ類	
	コケイラン				要注	
	ジンバイソウ				要注	
	トンボソウ				Ⅱ類	
	トキソウ			NT	Ⅰ類	
	カヤラン				Ⅰ類	
	ヒトツボクロ				Ⅰ類	
	ショウキラン				Ⅱ類	
110 科	365 種	0 種	0 種	66 種	365 種	0 種

注1．種名等については、選定基準との照合のため「河川水辺の国勢調査のための生物リスト（平成30年度）」（平成30年、国土交通省）を参考に更新した。
2．選定基準は表 4-2-1-58に示すとおりである。
3．表中の空欄は、該当するものがないことを示す。

資料：「改訂版福井県の絶滅のおそれのある野生動植物」（平成 28 年 3 月、福井県）
「福井県のすぐれた自然データベース」（令和元年 8 月現在、福井県生物保護センターホームページ）

ｸ) 重要な植物群落

対象事業実施区域及びその周囲の「重要な植物群落レッドデータブック」（平成８年、財団法人日本自然保護協会・財団法人世界自然保護基金日本委員会）に記載された重要な植物群落は、表 4-2-1-71 に示すとおりであり、30 箇所の群落が存在している。

表 4-2-1-71　「重要な植物群落レッドデータブック」に記載された植物群落の状況

分類	群落名	所在地	ランク
単一群落	スダジイ・ヤブツバキ・ベニシダ群落	敦賀市	3
	門ケ崎のクロマツ林	敦賀市	1
	ブナ・オオバクロモジ・ツルシキミ群落	敦賀市	2
	ブナ・ユキツバキ・ツルアリドオシ群落	敦賀市	2
	西方ケ岳のブナ林	敦賀市	1
	ミズナラ・チマキザサ・ヒメアオキ群落	敦賀市	2
	フクイカサスゲ群落	美浜町	1
	スダシイ・モチノキ・テイカカズラ群落	若狭町	2
	宇波西神社のスダジイ林	若狭町	1
	御神島のスダジイ林	若狭町	1
	鳥辺島のスダジイ林	若狭町	1
	小川神社社叢のスダジイ林	若狭町	1
	神子神社のタブノキ林	若狭町	1
	熊野神社社叢のツクバネガシ林	若狭町	1
	雲谷山のブナ林	若狭町	1
	西勢町黒駒神社のスダジイ林	小浜市	1
	大戸神社社叢のスダジイ林	小浜市	1
	久須夜神社社叢のスダジイ林	小浜市	1
	若狭姫神社のタブノキ林	小浜市	1
	久須夜岳海岸のケヤキ林	小浜市	1
	久須夜岳のヤマモミジ林	小浜市	1
	スダジイ・ヒメユズリハ・コウヤボウキ群落	おおい町	2
	黒駒神社のスダジイ林	おおい町	1
	八ケ峰のアカマツ自然林	おおい町	1
	大滝のコウヤマキ林	おおい町	1
	頭巾山のホンシャクナゲ	おおい町	1
	大滝のヒメムカゴシダ	おおい町	1
群落複合	池の河内湿原	敦賀市	1
	冠者島のシイ・タブ林	おおい町	1
	一ツ谷国有林の暖地性植物	おおい町	1

注 1. 単一群落は最上層の優占種で示すことが出来る群落、群落複合は複数の群落から構成される群落を示す。
注 2. ランクは新たな保護対策の必要性・緊急性を示す。
ランク 1：要注意
ランク 2：破壊の危惧
ランク 3：対策必要
資料：「植物群落レッドデータ・ブック」（平成８年４月、財団法人日本自然保護協会・財団法人世界自然保護基金日本委員会）

(3) 藻場・湿地の状況

対象事業実施区域及びその周囲における藻場及び湿地の状況は、表 4-2-1-72 に示すとおりである。

「第 4 回自然環境保全基礎調査　福井県自然環境情報図、海域生物環境調査報告書（干潟、藻場、サンゴ礁調査）」及び「第 5 回自然環境保全基礎調査（藻場・干潟調査、湿地調査）」において、若狭湾沿岸域に 17 箇所の藻場が指定されている。また「第 4 回自然環境保全基礎調査（湿地調査）」及び「第 5 回自然環境保全基礎調査（湿地調査）」、「ラムサール条約」並びに環境省の「生物多様性の観点から重要度の高い湿地」において、中池見湿地等の 9 箇所の湿地が指定されている。

なお、対象事業実施区域及びその周囲において、第 4 回及び第 5 回自然環境保全基礎調査で把握された干潟は存在しない。

図面集［藻場・湿地の分布図］

表 4-2-1-72　藻場の状況

海域名	所在地	地名	面積（ha）	
			現存藻場	消滅藻場
若狭湾	南越前町・敦賀市	甲楽城～大比田	57	－
	敦賀市	大比田～鞠山	24	－
		鞠山	－	9
		鞠山～色ケ浜	24	－
		色ケ浜～立石	51	－
	敦賀市・美浜町	立石～松淵	81	－
	敦賀市	白木	－	8
	美浜町	松淵～和田	63	－
		久々子～日向	86	－
	美浜町・若狭町	日向～獅子崎	198	－
	小浜市	獅子崎～甲ヶ崎	196	－
		志積	－	1
		甲ヶ崎～鯉川	40	－
	小浜市・おおい町・高浜町	長井～和田	236	－
	おおい町	小堀	－	24
		鋸崎	－	2
			－	1

注 1. 所在地は現在の市町名に従って掲載している。
注 2. －は該当しないことを示す。
資料：「第 4 回自然環境保全基礎調査　福井県自然環境情報図」（平成 7 年、環境庁）
「第 4 回自然環境保全基礎調査　海域生物環境調査報告書（干潟、藻場、サンゴ礁調査）第 2 巻　藻場」（平成 7 年、環境庁）
「第 5 回自然環境保全基礎調査（藻場・干潟調査）」（令和元年 8 月現在、生物多様性センターホームページ）

表 4-2-1-73　湿地の状況

名称	所在地	指定状況		
		自然環境保全基礎調査（湿地調査）	ラムサール条約（条約湿地）	生物多様性の観点から重要度の高い湿地（重要湿地）
中池見湿地	敦賀市	○	○	○
池ノ河内湿原	敦賀市	○	－	○
日向湖	美浜町	○	○	○
水月湖	美浜町	○	○	○
久々子湖	美浜町、若狭町	○	○	○
菅湖	若狭町	○	○	○
三方湖	若狭町	○	○	○
中山の湿地	若狭町	○	－	－
小浜市田烏の小湾	小浜市	－	－	○

注 1. －は該当しないことを示す。
資料：「第 4・5 回自然環境保全基礎調査（湿地調査）」（令和元年 8 月現在、生物多様性センターホームページ）
「ラムサール条約と条約湿地」（令和元年 8 月現在、環境省ホームページ）
「生物多様性の観点から重要度の高い湿地」（令和元年 8 月現在、環境省ホームページ）

(4) 生態系

ア．生態系の状況

対象事業実施区域及びその周囲の生態系は、地形・地質及び植生等から総合的に判断すると、自然環境としては、①河川の下流域に広がる耕作地を中心とした地域、②野坂山地及び三遠山地にかかる地域の 2 地域に区分することができる。なお、各地域の生態系模式図は、図 4-2-1-8 に示すとおりである。

① 河川の下流域に広がる耕作地を中心とした地域は、①-1）笙の川、北川等の河川及びその周辺の地区、①-2）平地の耕作地を中心とした地区の 2 つに細分できる。

①-1）笙の川、北川等の河川及びその周辺の地区は、河川の生態系が成立していると考えられ、河川敷にはツルヨシ、オギ及びヨシを中心とした河川植生が成立している。したがって、この地区に生育する植物種は、カサスゲ等の草本植物が生育する。これらを生息基盤として生息する特徴的な動物種としては、ハクセキレイ及びオオヨシキリ等の鳥類、カゲロウ類及びトビケラ類等の水生昆虫、オイカワ及びウグイ等の魚類が考えられる。さらに、これらを餌とする生態系の上位性の種として、イタチ等の哺乳類並びにカワウ及びサギ類等の鳥類が考えられる。

①-2）平地の耕作地を中心とした地区は、耕作地周辺の水路や畔を中心に動植物が生息・生育し、農地の生態系が成立していると考えられる。これらを生息基盤として生息する特徴的な動植物種としては、ヒバリ及びムクドリ等の鳥類、トノサマガエル及びアマガエル等の両生類、タニシ類及びトンボ類の幼虫等の水生生物が考えられる。さらに、これらを餌とする生態系の上位性の種として、イタチ等の哺乳類及びサギ類等の鳥類が考えられる。

② 野坂山地及び三遠山地にかかる地域は、山地の樹林環境と渓流により構成される山地の生態系が成立していると考えられる。この地域の主な植生は、スギ・ヒノキ・サワラ植林、ユキグニミツバツツジ-コナラ群集、ユキグニミツバツツジ-アカマツ群集及びクリ-ミズナラ群落等がモザイク状に存在する樹林環境となっている。したがって、この地域に生育する植物種は、スギ、コナラ、アカマツ及びユキグニミツバツツジ等の木本植物が多い。これらを基盤環境として生息する特徴的な動物種としては、ニホンジカ及びイノシシ等の哺乳類、オオルリ及びカッコウ等の鳥類、タゴガエル及びアズマヒキガエル等の両生類並びにコウチュウ類等の昆虫類が考えられる。山地を流れる渓流を生息基盤として生息する特徴的な動植物種としては、カワゲラ類、トビケラ類及びカゲロウ類の幼虫などの水生昆虫類や、アマゴ及びタカハヤ等の魚類が考えられる。これらを餌とする生態系の上位の種として、ツキノワグマ及びキツネ等の哺乳類並びにオオタカ及びクマタカ等の鳥類が考えられる。

①河川の下流域に広がる耕作地を中心とした地域

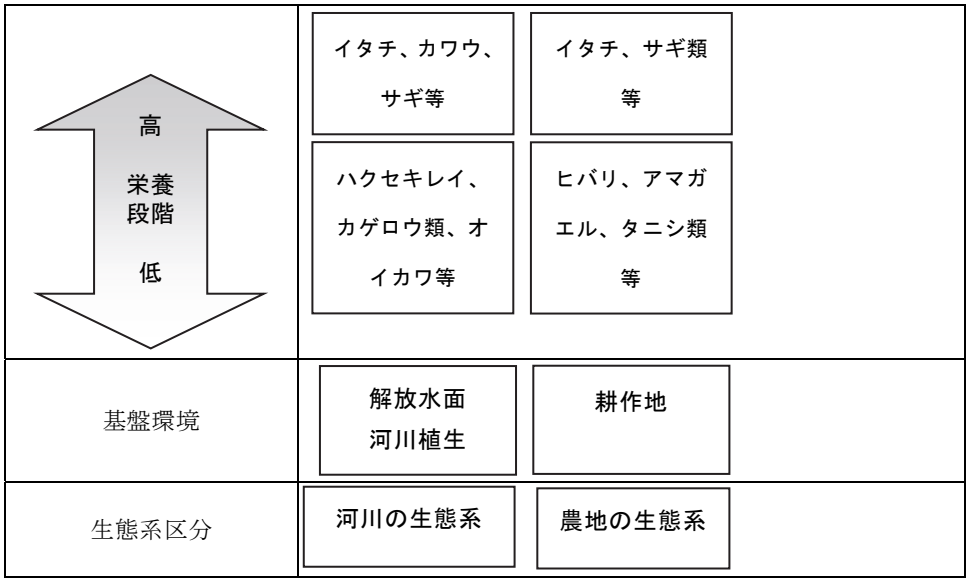

②野坂山地及び三遠山地にかかる地域

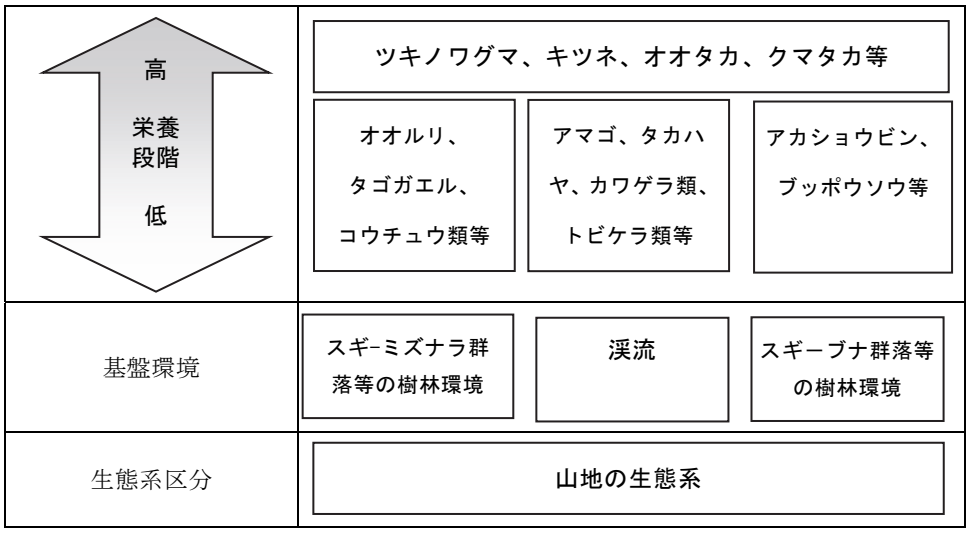

図 4-2-1-8　対象事業実施区域及びその周囲の生態系の模式図

イ．重要な生態系

自然再生推進法では、過去に損なわれた生態系その他の自然環境を取り戻すことを目的とした「自然再生事業」を推進するため、自然再生事業の実施に関する計画（自然再生事業実施計画）を定めること規定している。対象事業実施区域を含む周辺市町における自然再生事業実施計画の策定状況は、表 4-2-1-74 に示すとおりである。福井県、美浜町、若狭町及び漁業協同組合等を実施主体とする三方五湖自然再生事業実施計画が策定されており、三方五湖を対象とした自然環境の保全、再生、創出及び維持管理について計画されている。

また、対象事業実施区域及びその周囲の環境省が選定した生物多様性保全上重要な里地里山は、表 4-2-1-75 に示すとおりである。敦賀市の池河内湿原等、5 箇所が指定されている。

対象事業実施区域及びその周囲の福井県が選定した重要地　里地里山 30 は、表 4-2-1-76 に示すとおりである。敦賀市の池河内湿原周辺　－水田･笙の川－等の 9 箇所が指定されている。

図面集［重要な生態系の分布図］

表 4-2-1-74　自然再生事業実施計画の策定状況

実施計画名	実施主体	協議会名	策定日
三方五湖自然再生事業実施計画	南西郷漁業協同組合、鳥浜漁業協同組合、海山漁業協同組合、日本野鳥の会福井県嶺南ブロック、吉田丈人（東京大学准教授）、西廣淳（東京大学助教）、美浜町、若狭町、福井県	三方五湖自然再生協議会	平成 25 年 3 月 3 日

資料：「自然再生事業実施計画の作成状況一覧」（令和元年 8 月現在、環境省ホームページ）

表 4-2-1-75　生物多様性保全上重要な里地里山の状況

No.	名称	所在地	選定基準		
			基準 1	基準 2	基準 3
環 1	池河内湿原	敦賀市	○	○	○
環 2	中池見湿地	敦賀市	○	○	○
環 3	野坂岳山麓の貧栄養湿地群とカヤ原	敦賀市	○	○	－
環 4	敦賀半島の貧栄養湿地群	敦賀市、美浜町	○	○	－
環 5	三方五湖流域とその周辺地域	若狭町、美浜町	○	○	○

注 1．－は該当しないことを示す。
注 2．選定基準は以下のとおり。
　基準 1：多様で優れた二次的自然環境を有する
　基準 2：里地里山に特有で多様な野生動植物が生息・生育する
　基準 3：生態系ネットワークの形成に寄与する
資料：「生物多様性保全上重要な里地里山」（令和元年 8 月現在、環境省ホームページ）

表 4-2-1-76　福井県の重要地　里地里山の状況

No.	地区名	地域	面積
福 1	池河内湿原周辺　－水田・笙の川－	敦賀市	約　80ha
福 2	中池見湿地　－水田・小川・周辺の森林－	敦賀市	約 110ha
福 3	野坂岳山麓　－湧水湿地・ため池－	敦賀市	約 160ha
福 4	敦賀半島　－湧水湿地－	敦賀市、美浜町	約 380ha
福 5	耳川上流の開拓地　－ハンノキ林・湿地－	美浜町	約　70ha
福 6	菅湖と三方湖周辺　－湿地・水田地帯－	若狭町（旧三方町）	約 460ha
福 7	三方町黒田地区　－水路・山ぎわの水田－	若狭町（旧三方町）	約 130ha
福 8	三方町白屋地区　－ため池－	若狭町（旧三方町）	約　30ha
福 9	小浜市口名田地区　－ため池・山ぎわの水田・水路－	小浜市	約　50ha

資料：「重要地　里地里山 30」（令和元年 8 月現在、福井県自然保護センターホームページ）

6)景観及び人と自然との触れ合いの活動の状況

(1)景観及び名勝の概要

ア．自然景観

対象事業実施区域及びその周囲の自然景観資源は、表 4-2-1-77 に示すとおりである。滝が 4 箇所、湖沼が 5 箇所、非火山性孤峰及び峡谷・渓谷が各 1 箇所存在する。

図面集［自然景観資源の分布図］

表 4-2-1-77　自然景観資源の状況

自然景観資源名	所在地	名称
滝	美浜町	屏風ヶ滝
	若狭町	銚子が滝
	小浜市	三番滝
	小浜市	飯盛寺不動滝
湖沼	美浜町	日向湖
	美浜町・若狭町	久々子湖
	若狭町	水月湖
	若狭町	菅湖
	若狭町	三方湖
非火山性孤峰	おおい町	八ヶ峰
峡谷・渓谷	敦賀市	黒河川

資料：「第 3 回自然環境保全基礎調査（自然景観資源調査）」（令和元年 8 月現在、環境省自然環境局生物多様性センターホームページ）

イ．主要な眺望点及び眺望景観の概況

対象事業実施区域及びその周囲において、行政発行の観光ガイド資料等を基に多くの人が眺望景観を楽しめる場所として抽出した主要な眺望点及び眺望景観は、表 4-2-1-78 に示すとおりである。敦賀市の金崎宮等の 5 箇所が存在する。

図面集［主要な眺望点の分布図］

表 4-2-1-78(1)　主要な眺望点の状況

No.	地域	名称	内容	資料 No.
1	敦賀市	金崎宮	延元元年恒良、尊良両親王を守護した新田義貞が足利軍と戦った古戦場。小高い山にあるため眺めも良く、桜の名所としても知られている。	3
2		天筒山	山頂展望台からは西側に敦賀市街地、敦賀湾、敦賀半島、気比の松原、敦賀市の最高峰である野坂岳（標高 913m）、東側には平成 24 年 7 月 3 日にラムサール条約に登録された中池見湿地（約 25ha）が手に取るように眺めることができる。歩道はやや急だが整備され、周辺は緑に覆われ、散策する人も多く、心身のリフレッシュが図れる。山頂付近は展望台、休憩舎、トイレ、東屋、水道施設も整備されている。	1
3		野坂岳	敦賀市の最高峰で「敦賀富士」とも呼ばれ、市街の名勝柴田氏庭園ではその姿を借景されている。また、山岳信仰の時代があり山頂には野坂権現の祠が祀られている。ふもとの野坂いこいの森キャンプ場から登山口があり、花や新緑・紅葉・ブナ林の樹氷など四季を通じて楽しめ、小学校の課外授業で登られるなど親しまれている。	2
4	若狭町	梅丈岳山頂公園	三方五湖が一望できる他、若狭湾、周囲の山々が見渡せる 360°のパノラマビューが美しい展望公園。春と秋にはバラ園が見頃で 5 湖にちなんだ 5 つの花園に 110 種 600 株のバラが咲き乱れる。	4
5	小浜市	小浜公園	小浜市街の西端、小浜湾に面し、海望山の東麓に位置する公園。展望台からは、小浜市内をはじめ内外海・大島の両半島が見渡せる。3 月下旬頃～4 月上旬頃には園内一円で約 150 本のソメイヨシノが咲き誇り、見頃にあわせて開催される「桜まつり」では、夜間のライトアップが行われ、展望台からの夜景とともに夜桜を楽しめる。	5

資料:1「「レクリエーションの森」一覧」（令和元年 8 月現在、近畿中国森林管理局ホームページ）
2「福井県オープンデータライブラリ　公開データ一覧」（令和元年 8 月現在、福井県ホームページ）
3「福井「越前・若狭」の旅情報　ふくいドットコム」（令和元年 8 月現在、公益社団法人福井県観光連盟ホームページ）
4「若狭路教育旅行ガイド」（令和元年 8 月現在、一般社団法人若狭湾観光連盟ホームページ）
5「ええやん！若狭の國」（令和元年 8 月現在、若狭おばま観光協会ホームページ）

(2) 人と自然との触れ合いの活動の場の状況

対象事業実施区域及びその周囲の主要な人と自然との触れ合いの活動の場は、表 4-2-1-79 に示すとおりである。鞠山海水浴場等の 30 箇所が存在する。

また、対象事業実施区域及びその周囲の温泉地は、表 4-2-1-80 に示すとおりである。敦賀市の敦賀トンネル温泉等の 2 箇所が存在する。

図面集［主要な人と自然との触れ合いの活動の場の分布図］

表 4-2-1-79(1)　人と自然との触れ合いの活動の場の状況

No.	地域	名称	内容	資料 No.
1	敦賀市	鞠山海水浴場	敦賀市街に近く、車でのアクセスが便利な海水浴場。	7
2		田結海水浴場	鞠山海水浴場に隣接しており、アクセスが便利な海水浴場。水がとてもきれいで、シャワー等の施設も充実しており、近くにコンビニもある。	7
3		金崎宮	延元元年恒良、尊良両親王を守護した新田義貞が足利軍と戦った古戦場。小高い山にあるため眺めも良く、桜の名所としても知られている。	6
4		天筒山	山頂展望台からは西側に敦賀市街地、敦賀湾、敦賀半島、気比の松原、敦賀市の最高峰である野坂岳（標高 913m）、東側には平成 24 年 7 月 3 日にラムサール条約に登録された中池見湿地（約 25ha）が手に取るように眺めることができる。歩道はやや急だが整備され、周辺は緑に覆われ、散策する人も多く、心身のリフレッシュが図れる。山頂付近は展望台、休憩舎、トイレ、東屋、水道施設も整備されている。	1
5		中池見湿地	JR 敦賀駅から、約 2km の市街地に隣接し、小川にはメダカやゲンゴロウ、夏には蛍が飛び交う、なつかしさの残る身近な自然の風景が体感できる。	6
6		池河内湿原	市内を流れる笙の川の源流にあたり、県の自然環境保全地域に指定されている。多数の湿生植物の群落がみられる。中心部の阿原池周辺は、豊富な昆虫相が見られ、さらに鳥類の繁殖・休憩地としてよい生息環境となっている。	8,9
7		気比の松原海水浴場	緑と白との鮮やかなコントラストに彩られたビーチ。子ども向けの海上遊具などの設備もある。	8,9
8		野坂岳	敦賀市の最高峰で「敦賀富士」とも呼ばれ、市街の名勝柴田氏庭園ではその姿を借景されている。また、山岳信仰の時代があり山頂には野坂権現の祠が祀られている。ふもとの野坂いこいの森キャンプ場から登山口があり、花や新緑・紅葉・ブナ林の樹氷など四季を通じて楽しめ、小学校の課外授業で登られるなど親しまれている。	4
9		中部北陸自然歩道「気比の松原と芭蕉を偲ぶ道」	自然と歴史を生かしながら、日本海に沿って南北に連絡する「みち」。敦賀市清水町から敦賀市松島町までのルート。	2
10		中部北陸自然歩道「近江へ向かう道」	自然と歴史を生かしながら、日本海に沿って南北に連絡する「みち」。敦賀市疋田から滋賀県境（深坂峠）までのルート。	2
11		近畿自然歩道「若狭湾ルート馬背峠と水晶浜を尋ねるみち」	海岸線の自然の造形美と若狭の歴史を満喫できる「みち」。敦賀市松島町から美浜町竹波までのルート。	3
12		敦賀サイクリングコース	芭蕉の「おくのほそ道」をたどるコース。敦賀半島の海岸線を走るロングランコース。	5
13	美浜町	ダイヤ浜キャンプ場・海水浴場	海水浴やキャンプが楽しめる海水浴場。駐車場やシャワーなどの施設も充実しており、海水浴場だけでなくキャンプを楽しむ人で浜辺は賑わう。	8
14		屏風ヶ滝	美浜町新庄地区にある関西電力嶺南変電所の裏側から、渓流沿いに山道を歩くと約 40 分で屏風ヶ滝に到着できる。高さ約 20m。	6
15		新庄渓流の里	魚釣りやバーベキューを楽しめる。	6
(11)		近畿自然歩道「若狭湾ルート馬背峠と水晶浜を尋ねるみち」	海岸線の自然の造形美と若狭の歴史を満喫できる「みち」。敦賀市松島町から美浜町竹波までのルート。	3
16		近畿自然歩道「若狭湾ルート三方五湖をめぐるみち」	海岸線の自然の造形美と若狭の歴史を満喫できる「みち」。美浜町郷市から若狭町海山までのルート。	3
17		三方五湖サイクリングコース	ラムサール湿地をめぐるコースで、五湖全周コースは約 25km、五湖半周コースは約 18km。	5
18	若狭町	梅丈岳山頂公園	三方五湖が一望できる他、若狭湾、周囲の山々が見渡せる 360°のパノラマビューが美しい展望公園。春と秋にはバラ園が見頃で 5 湖にちなんだ 5 つの花園に 110 種 600 株のバラが咲き乱れる。	9
19		鯖街道「針畑越え」	若狭で水揚げされた「鯖」をはじめとする多くの海産物が運ばれていた鯖街道のルートの 1 つ。「針畑越え」は、鯖街道の中でも当時の姿を各所に残している、本格的な山歩きをする人が楽しめるルート。	11

表 4-2-1-79(2)　人と自然との触れ合いの活動の場の状況

No.	地域	名称	内容	資料No.
(16)	若狭町	近畿自然歩道「若狭湾ルート三方五湖をめぐるみち」	海岸線の自然の造形美と若狭の歴史を満喫できる「みち」。美浜町郷市から若狭町海山までのルート。	3
20		近畿自然歩道「若狭湾ルート三方海中公園探勝のみち」	海岸線の自然の造形美と若狭の歴史を満喫できる「みち」。若狭町海山から若狭町食見までのルート。	3
21		近畿自然歩道「内陸ルート熊川宿を散策するみち」	海岸線の自然の造形美と若狭の歴史を満喫できる「みち」。若狭町井ノ口から若狭町熊川までのルート。	3
(17)		三方五湖サイクリングコース	ラムサール湿地をめぐるコースで、五湖全周コースは約 25km、五湖半周コースは約 18km。	5
22	小浜市	恵のひまわり畑	5ha の面積があり、ひまわりが 100 万本以上あるひまわり畑。	10
23		小浜公園	小浜市街の西端、小浜湾に面し、海望山の東麓に位置する公園。展望台からは、小浜市内をはじめ内外海・大島の両半島が見渡せる。3 月下旬頃～4 月上旬頃には園内一円で約 150 本のソメイヨシノが咲き誇り、見頃にあわせて開催される「桜まつり」では、夜間のライトアップが行われ、展望台からの夜景とともに夜桜を楽しめる。	11
(19)		鯖街道「針畑越え」	若狭で水揚げされた「鯖」をはじめとする多くの海産物が運ばれていた鯖街道のルートの 1 つ。「針畑越え」は、鯖街道の中でも当時の姿を各所に残している、本格的な山歩きをする人が楽しめるルート。	11
24		近畿自然歩道「若狭湾ルート若狭湾展望と烏辺島を望むみち」	海岸線の自然の造形美と若狭の歴史を満喫できる「みち」。若狭町食見から小浜市田烏までのルート。	3
25		近畿自然歩道「若狭湾ルート久須夜ヶ岳展望のみち」	海岸線の自然の造形美と若狭の歴史を満喫できる「みち」。小浜市田烏から小浜市犬熊までのルート。	3
26		近畿自然歩道「若狭湾ルート阿納古道と歴史を探るみち」	海岸線の自然の造形美と若狭の歴史を満喫できる「みち」。小浜市犬熊から小浜市青井までのルート。	3
27		近畿自然歩道「若狭湾ルート塩の遺跡を探るみち」	海岸線の自然の造形美と若狭の歴史を満喫できる「みち」。小浜市青井からおおい町本郷までのルート。	3
28		近畿自然歩道「内陸ルート国宝めぐりのみち」	海岸線の自然の造形美と若狭の歴史を満喫できる「みち」。小浜市犬熊から小浜市下根来までのルート。	3
29		小浜サイクリングコース	小浜市の歴史をめぐるコース。	5
30	おおい町	久田の里森林公園	森林の中テントサイトやアスレチック施設が整備され、バードウォッチングやトレッキングに最適な遊歩道。近くを流れる久田川では、魚釣りや水遊びが楽しめる。	12

資料:1　「「レクリエーションの森」一覧」（令和元年８月現在、近畿中国森林管理局ホームページ）
2　「中部北陸自然歩道（福井県内のルート）」（令和元年８月現在、福井県ホームページ）
3　「近畿自然歩道（福井県内のルート）」（令和元年８月現在、福井県ホームページ）
4　「福井県オープンデータライブラリ　公開データ一覧」（令和元年８月現在、福井県ホームページ）
5　「健康づくりにサイクリングに出かけましょう」（令和元年８月現在、福井県ホームページ）
6　「福井「越前・若狭」の旅情報　ふくいドットコム」（令和元年８月現在、公益社団法人福井県観光連盟ホームページ）
7　「敦賀観光案内サイト　漫遊敦賀」（令和元年８月現在、一般社団法人敦賀観光協会ホームページ）
8　「美浜百景」（平成 30 年３月、（一社）若狭美浜観光協会・美浜町）
9　「若狭路教育旅行ガイド」（令和元年８月現在、一般社団法人若狭湾観光連盟ホームページ）
10　「若狭路かんたんナビ」（令和元年８月現在、若狭湾観光連盟ホームページ）
11　「ええやん！若狭の國」（令和元年８月現在、若狭おばま観光協会ホームページ）
12　「遊ぶ・観る」（令和元年８月現在、おおい町観光情報協会ホームページ）

表 4-2-1-80　温泉地の状況

地域	名　称	泉　質
敦賀市	敦賀トンネル温泉	硫黄泉
若狭町	虹岳島温泉	炭酸水素塩泉

資料：「温泉地の検索」（令和元年８月現在、社団法人日本温泉協会ホームページ）

7)一般環境中の放射性物質の状況

対象事業実施区域及びその周囲における平成 30 年度の測定結果は、表 4-2-1-81 に示すとおりである。敦賀市 1 箇所、小浜市 2 箇所で測定されている。

図面集［一般環境中放射性物質調査地点図］

表 4-2-1-81 放射線量モニタリング調査結果（平成 30 年度）

No.	地域	測定地点	年平均値（μSv/h）
1	敦賀市	敦賀	0.062
2	小浜市	小浜	0.041
3		阿納尻	0.032

注 1. 平成 30 年 4 月 1 日～平成 31 年 3 月 31 日の測定結果を示す。
資料：「放射線量測定マップ」（令和元年 8 月現在、原子力規制庁ホームページ）

4-2-2 社会的状況

1)人口及び産業の状況

(1)人口の推移

福井県全域及び対象事業実施区域を含む周辺市町の平成 17 年から平成 27 年までの 10 年間の人口推移は表 4-2-2-1 に、年齢 3 区分別人口割合は表 4-2-2-2 に示すとおりである。

福井県全域及び対象事業実施区域を含む周辺市町の人口は、近年減少傾向にある。各市町の年齢 3 区分別人口を福井県全域の値と比較すると、敦賀市では年少人口及び生産年齢人口が福井県全域を上回る一方、老年人口は下回っている。その他の市町では、年少人口及び生産年齢人口は福井県全域と同等または下回り、老年人口は上回っている。

表 4-2-2-1　人口の推移

（各年 10 月 1 日現在）

地域	人口（人）		
	平成 17 年	平成 22 年	平成 27 年
福井県	821,592	806,314	786,740
敦賀市	68,402	67,760	66,165
美浜町	11,023	10,563	9,914
若狭町	16,780	16,099	15,257
小浜市	32,182	31,340	29,670
おおい町	9,217	8,580	8,325

資料：「平成 29 年（第 65 回）福井県統計年鑑」（令和元年 8 月現在、福井県ホームページ）

表 4-2-2-2　年齢 3 区分別人口割合

（令和元年 7 月 1 日現在）

（単位：%）

地域	年少人口 0～14 歳	生産年齢人口 15～64 歳	老年人口 65 歳以上	年齢不詳	合計
福井県	12.6	56.0	30.1	1.3	100.0
敦賀市	13.0	57.6	28.6	0.7	100.0
美浜町	10.7	53.4	35.8	0.1	100.0
若狭町	12.6	51.3	36.1	0.0	100.0
小浜市	12.6	55.0	32.2	0.3	100.0
おおい町	14.0	54.3	31.3	0.4	100.0

資料：「福井県の推計人口」（令和元年 8 月現在、福井県ホームページ）

(2) 産業次別就業人口構成比

福井県全域及び対象事業実施区域を含む周辺市町の産業次別の就業人口は、表 4-2-2-3 に示すとおりである。

福井県全域及び対象事業実施区域を含む周辺市町ともに、第一次産業の就業人口が最も少なく、第三次産業の就業人口が最も多い。

表 4-2-2-3　産業別の就業人口と構成比

（平成 28 年 6 月 1 日現在）

地域	項目	第一次産業		第二次産業			第三次産業				
		農業、林業	漁業	鉱業、採石業、砂利採取業	建設業	製造業	電気･ガス･熱供給・水道業	情報通信業	運輸業、郵便業	卸売業、小売業	金融業、保険業
福井県	従業員数（人）	4,307	314	92	32,043	82,745	3,601	5,047	16,135	73,107	9,238
	割合（%）	1.1%	0.1%	0%	8.5%	21.9%	1.0%	1.3%	4.3%	19.4%	2.4%
敦賀市	従業員数（人）	77	－	－	3,911	3,953	524	216	2,182	6,007	639
	割合（%）	0.2%	－	－	12.3%	12.4%	1.6%	0.7%	6.9%	18.9%	2.0%
美浜町	従業員数（人）	90	30	－	1,036	289	1,014	24	107	552	41
	割合（%）	1.8%	0.6%	－	20.7%	5.8%	20.2%	0.5%	2.1%	11.0%	0.8%
若狭町	従業員数（人）	282	9	－	562	1,730	－	4	149	833	59
	割合（%）	5.0%	0.2%	－	9.9%	30.4%	－	0.1%	2.6%	14.7%	1.0%
小浜市	従業員数（人）	179	6	－	983	2,084	34	59	297	3,144	348
	割合（%）	1.4%	0%	－	7.7%	16.3%	0.3%	0.5%	2.3%	24.5%	2.7%
おおい町	従業員数（人）	74	35	－	1,261	293	523	2	90	351	26
	割合（%）	1.7%	0.8%	－	29.5%	6.9%	12.2%	0%	2.1%	8.2%	0.6%

地域	項目	第三次産業								総計
		不動産業、物品賃貸業	学術研究、専門・技術サービス業	宿泊業、飲食サービス業	生活関連サービス業、娯楽業	教育、学習支援業	医療、福祉	複合サービス事業	サービス業（他に分類されないもの）	
福井県	従業員数（人）	5,756	9,623	32,923	14,326	10,254	47,565	4,934	25,228	377,238
	割合（%）	1.5%	2.6%	8.7%	3.8%	2.7%	12.6%	1.3%	6.7%	100.0%
敦賀市	従業員数（人）	538	1,765	3,423	1,224	509	3,682	381	2,797	31,828
	割合（%）	1.7%	5.5%	10.8%	3.8%	1.6%	11.6%	1.2%	8.8%	100.0%
美浜町	従業員数（人）	29	171	429	117	83	334	78	588	5,012
	割合（%）	0.6%	3.4%	8.6%	2.3%	1.7%	6.7%	1.6%	11.7%	100.0%
若狭町	従業員数（人）	13	66	779	209	17	672	94	206	5,684
	割合（%）	0.2%	1.2%	13.7%	3.7%	0.3%	11.8%	1.7%	3.6%	100.0%
小浜市	従業員数（人）	220	748	1,406	598	218	1,336	306	856	12,822
	割合（%）	1.7%	5.8%	11.0%	4.7%	1.7%	10.4%	2.4%	6.7%	100.0%
おおい町	従業員数（人）	41	246	335	140	85	294	39	442	4,277
	割合（%）	1.0%	5.8%	7.8%	3.3%	2.0%	6.9%	0.9%	10.3%	100.0%

資料：「平成 28 年経済センサス－活動調査」（平成 30 年 11 月、福井県）

2)土地利用の状況

(1)土地利用状況

対象事業実施区域を含む周辺市町の土地利用の現況は、表 4-2-2-4 に示すとおりである。敦賀市、若狭町、小浜市及びおおい町では山林、美浜町では雑種地その他の割合が最も高くなっている。

表 4-2-2-4　地目別土地利用面積

（平成 30 年 1 月 1 日現在）
（単位：ha）

地域	総数	田	畑	宅　地				山林	原野	雑種地その他
				総数	うち商業地区	うち工業地区	うち住宅地区			
福井県	262,858.1	39,627.3	5,568.9	17,675.5	1,030.4	1,586.3	5,802.7	100,548.0	2,547.4	96,891.0
敦賀市	11,201.5	1,314.8	254.4	1,362.7	27.7	185.8	593.7	4,515.5	220.4	3,533.7
美浜町	15,235.0	931.5	124.1	277.0	6.4	0.0	101.1	4,180.8	86.0	9,635.6
若狭町	12,604.9	1,938.3	414.6	528.1	0.0	0.0	0.0	5,401.9	66.0	4,256.0
小浜市	13,502.1	1,498.4	241.7	645.6	13.4	17.1	176.8	7,276.7	149.5	3,690.2
おおい町	11,795.4	743.4	108.0	274.7	0.0	0.0	0.0	5,982.9	79.3	4,607.1

注1.道路河川を除く非課税地を含めた面積。
資料：「平成 29 年（第 65 回）福井県統計年鑑」（令和元年 8 月現在、福井県ホームページ）

(2)土地利用指定状況

対象事業実施区域を含む周辺市町には、「国土利用計画法」に基づく都市地域、農業地域及び森林地域、「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」に基づく急傾斜地崩壊危険区域、「砂防法」に基づく砂防指定地並びに「地すべり等防止法」に基づく地すべり防止区域が指定されている。

対象事業実施区域を含む周辺市町において、敦賀市、美浜町、若狭町及び小浜市では、都市地域、農業地域及び森林地域のすべてが指定されている。おおい町では、農業地域及び森林地域の指定がされているが、都市地域の指定はされていない。

対象事業実施区域及びその周囲では、敦賀市、美浜町、若狭町及び小浜市で砂防指定地、急傾斜地崩壊危険区域及び地すべり防止区域が指定されている。おおい町では、砂防指定地及び急傾斜地崩壊危険区域は指定されているが、地すべり防止区域は指定されていない。

図面集［土地利用指定状況図］

(3) 用途地域の状況

対象事業実施区域を含む周辺市町では、敦賀市、美浜町、若狭町及び小浜市において、都市計画法に基づく用途地域が指定されている。各市町の用途地域指定状況は、表 4-2-2-5 に示すとおりである。

敦賀市、小浜市及び美浜町においては住居系、商業系及び工業系の用途地域が指定されており、そのうち第一種住居地域の面積が最も多い。また、若狭町では工業専用地域のみが指定されており、住居系及び商業系の用途地域は指定されていない。なお、おおい町では用途地域は指定されていない。

図面集［用途地域図］

表 4-2-2-5　都市計画用途地域別面積

（平成 28 年 2 月 29 日現在）
（単位：ha）

都市計画区域名	地域	第一種低層住居専用地域	第二種低層住居専用地域	第一種中高層住居専用地域	第二種中高層住居専用地域	第一種住居地域	第二種住居地域	準住居地域	近隣商業地域	商業地域	準工業地域	工業地域	工業専用地域	合計	最終決定年月日
敦賀	敦賀市	112	－	317	－	432	－	－	66	89	289	103	256	1,664	H26.2.4
小浜上中	小浜市	21	－	82	21	118	4.8	－	40	42	63	55	－	447	H18.6.1
	若狭町	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	45	45	H18.7.1
	計	21	－	82	21	118	4.8	－	40	42	63	55	45	492	
三方	若狭町	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	H15.11.20
美浜	美浜町	－	－	37	－	88	－	－	10	14	17	－	－	166	H25.3.29

資料：「福井県の都市計画」（平成 28 年 3 月、福井県土木部都市計画課）

3)地下水の利用の状況

(1)地下水利用の現況

対象事業実施区域を含む周辺市町における上水道水源別地下水取水量は、表 4-2-2-6 に示すとおりである。おおい町を除く市町で、上水道水源として地下水の取水を行っている。

対象事業実施区域及びその周囲の酒蔵及び災害時協力井戸は、表 4-2-2-7 及び表 4-2-2-8 に示すとおりである。酒蔵は若狭町に 1 件、災害時協力井戸は敦賀市に 115 件存在している。

図面集［湧水等の位置図］

表 4-2-2-6　上水道水源別地下水取水量

（平成 30 年 3 月 31 日時点）
（単位：千 m^3/年）

水道事業者	浅井戸	深井戸	合計
敦賀市	43	11,242	11,285
美浜町	1,067	－	1,067
若狭町	648	－	648
小浜市	2,351	830	3,181
おおい町	－	－	－

注 1.－は取水されていないことを示す。
資料：「福井県地域防災計画 資料編」（平成 31 年 3 月、福井県防災会議）

表 4-2-2-7　酒蔵の状況

（令和元年 8 月時点）

No.	地区	名称
1	若狭町	鳥浜酒造株式会社

資料：「越前若狭の地酒」
（令和元年 8 月現在、福井県酒造組合ホームページ）

表 4-2-2-8　災害時協力井戸の状況

（令和元年 8 月時点）

地域	件数
敦賀市	115 件（うち、災害応急用井戸協力の家 97 件）

注 1. 図面には公共施設に設置された井戸のうち、図枠に入る地点のみ掲載している。

(2) 湧水等の状況

対象事業実施区域及びその周囲の湧水等は、表 4-2-2-9 に示すとおりである。環境省が指定する名水百選、平成の名水百選及び湧水保全ポータルサイトに記載のある湧水が 14 件存在する。

また、対象事業実施区域及びその周囲の温泉地は、表 4-2-2-10 に示すとおりである。敦賀市の敦賀トンネル温泉及び若狭町の虹岳島温泉の温泉地が 2 箇所ある。

図面集［湧水等の位置図］

表 4-2-2-9　湧水等の状況

地域	名称	所在地	資料
敦賀市	中池見の泉	敦賀市中池見湿地	3
	泉のおしょうず	敦賀市金ヶ崎町	3
	樋の水の水	敦賀市樋ノ水町（吉河）	3
	長命水	敦賀市曙町	3
美浜町	菅浜区湧水	美浜町菅浜	3
	新庄区クズレ谷湧水	美浜町新庄	3
	若狭美浜新庄やまびこふれあい湧水	美浜町新庄	3
若狭町	瓜割の滝	若狭町天徳寺	1、3
	観音霊水	若狭町三方	3
小浜市	鵜の瀬	小浜市下根来	1
	雲城水	小浜市一番町	2、3
	津島名水	小浜市小浜津島	3
おおい町	命取の水	おおい町名田庄槇谷	3
	蓮如上人の杖の水	おおい町名田庄小倉畑	3

資料：1「名水百選（昭和60年選定）」（令和元年8月現在、環境省ホームページ）
2「平成の名水百選」（令和元年8月現在、環境省ホームページ）
3「湧水保全ポータルサイト」（令和元年8月現在、環境省水・大気環境局ホームページ）

表 4-2-2-10　温泉地の状況

地域	名　称	泉　質
敦賀市	敦賀トンネル温泉	硫黄泉
若狭町	虹岳島温泉	炭酸水素塩泉

資料：「温泉地検索」（令和元年 8 月現在、一般社団法人日本温泉協会ホームページ）

4)交通の状況

(1)沿線地域の交通網現況

ア．鉄道

対象事業実施区域及びその周囲の鉄道網の状況は、表 4-2-2-11 に示すとおりである。西日本旅客鉄道（JR 西日本）の北陸線及び小浜線が営業している。

主な路線の駅別乗車人数は、表 4-2-2-12 に示すとおりである。敦賀駅の乗車人員が突出して多くなっている。

図面集［交通網図］

表 4-2-2-11　鉄道網現況表

事業者	路線名	主要経由駅	営業キロ
西日本旅客鉄道	北陸線	金沢～米原	176.6
	小浜線	敦賀～東舞鶴	84.3

資料：「平成30年度　鉄道要覧」（平成30年9月、国土交通省鉄道局）

表 4-2-2-12　駅別乗車人員（平成 29 年）

種別	線区別	駅	乗車人員総数（1 日平均）
西日本旅客鉄道	北陸線	敦賀	3,589
		新疋田	23
	小浜線	西敦賀	132
		粟野	61
		東美浜	32
		美浜	261
		気山	296
		三方	90
		藤井	20
		十村	70
		大鳥羽	110
		若狭有田	52
		上中	250
		新平野	86
		東小浜	376
		小浜	921

注1．路線名は「平成30年度　鉄道要覧」（平成30年9月、国土交通省鉄道局）の名称に合わせて記載した。

資料：「平成29年（第65回）福井県統計年鑑」（令和元年8月現在、福井県ホームページ）

イ．道路

対象事業実施区域及びその周囲を通過する主要な道路及び交通量は、表 4-2-2-13 に示すとおりである。

主要な道路として、北陸自動車道、舞鶴若狭自動車道、一般国道 8 号・27 号・162 号・476 号等が存在する。また、24 時間交通量は敦賀市内の北陸自動車道や一般県道敦賀美浜線及び松島若葉線、小浜市内の一般国道 27 号で多くなっている。

図面集［交通網図］

表 4-2-2-13(1)　主要な道路及び交通量調査結果

地域	区間番号	路線種別	路線名	観測地点名	自動車類交通量（台）		大型車混入率（%）
					12 時間	24 時間	
敦賀市	110	高速自動車国道	北陸自動車道	敦賀 IC～舞鶴若狭自動車道敦賀 JCT	15,233	23,435	29.7
	111			舞鶴若狭自動車道敦賀 JCT～	13,303	20,613	30.9
	10140	一般国道	一般国道 8 号	敦賀市田結	5,812	9,223	44.4
	10170			坂ノ下	5,221	8,790	49.7
	10190			敦賀市金ヶ崎	2,678	3,325	8.3
	10210			敦賀市道ノ口	6,702	8,354	9.2
	11490		一般国道 476 号	敦賀市樫曲	2,784	3,564	24.4
	11500			敦賀市天筒町	3,592	4,598	18.6
	40410	一般県道	敦賀停車場線	敦賀市白銀町	7,433	9,812	4.9
	41150		佐田竹波敦賀線	敦賀市名子	3,992	5,190	8.5
	41160			敦賀市松島町	7,142	9,356	9.2
	60770		敦賀柳ケ瀬線	敦賀市刀根	776	947	5.7
	60800		松島若葉線	敦賀市木崎	11,214	15,027	2.8
	61860		津内櫛林線	敦賀市山泉	6,812	8,856	3.3
	62130		敦賀美浜線	敦賀市呉羽町 2 丁目	11,306	15,263	3.7
	62140			敦賀市野神	9,396	11,821	2.5
美浜町	133	高速自動車国道	舞鶴若狭自動車道	若狭美浜 IC～北陸自動車道敦賀 JCT	3,496	5,050	23.3
	41130	一般県道	佐田竹波敦賀線	美浜町菅浜	2,392	3,038	13.5
	61930		日向郷市線	美浜町松原	1,801	2,269	7.6
	62120		敦賀美浜線	美浜町佐田	6,337	8,301	10.2
若狭町	131	高速自動車国道	舞鶴若狭自動車道	若狭上中 IC～一般国道 27 号三方 IC	4,006	5,700	21.8
	132			一般国道 27 号三方 IC～若狭三浜 IC	4,128	5,853	21.8
	10290	一般国道	一般国道 27 号	若狭町三宅	5,335	7,016	18.9
	10770		一般国道 162 号	若狭町鳥浜	3,172	3,870	6.3
	40640	一般県道	上中田烏線	若狭町有田	3,193	4,087	4.7
	40650			若狭町上黒田	1,588	2,017	4.3
	61950		常神三方線	若狭町海山	1,350	1,647	5.4
	1063	一般市町村道	町道 1 号線	下吉田～海士坂	3,781	-	6.2
	1061	一般農道	町道若狭梅街道線	気山～鳥浜	1,967	-	6.7
	1062			鳥浜～無悪	3,564	-	5.8
小浜市	130	高速自動車国道	舞鶴若狭自動車道	小浜上中線小浜 IC～若狭上中 IC	3,792	5,430	22.3
	10320	一般国道	一般国道 27 号	小浜市伏原	9,948	13,014	20.3
	10700		一般国道 162 号	小浜市相生	4,439	5,771	7.7
	10720			小浜市大手	4,132	5,372	4.7
	10745			小浜市甲ケ崎	3,734	4,780	4.0
	10750			小浜市阿納	1,701	2,090	2.8
	40420	一般県道	小浜停車場線	小浜市伏原	3,317	4,246	3.1
	40670		小浜朽木高島線	小浜市四分一	583	705	3.4
	40700		小浜上中線	小浜市遠敷	5,905	7,036	8.3
	60140		泊小浜停車場線	小浜市阿納尻	1,208	1,462	4.0
	60160			小浜市水取	5,236	6,807	2.1

表 4-2-2-13(2)　主要な道路及び交通量調査結果

地域	区間番号	路線種別	路線名	観測地点名	自動車類交通量（台）		大型車混入率（%）
					12 時間	24 時間	
小浜市	1038	一般市町村道	西街道線	上野～鯉川	1,988	－	14.9
	1039		丸山雲浜線	水取～雲浜	2,436	－	2.0
	1040		北川堤防線	竹原～太良庄	1,838	－	2.5
	1041		東環状線	南川町～一番町	4,255	－	3.4
	1042		府中阿納尻線	和久里～甲ヶ崎	1,106	－	5.6
	1043		大手線	大手町～大手町	1,791	－	2.6
	1044		泉町線	広峰～広峰	315	－	1.6
	1045		新町線	玉前～白鬚	1,669	－	5.4
	1046		臨港線	日吉～津島	4,826	－	5.0
	1047		丸山奈胡線	丸山～奈胡	1,580	－	5.3
おおい町	10680	一般国道	一般国道 162 号	おおい町名田庄井上	1,478	1,803	16.4
	10690			おおい町名田庄三重	3,068	3,927	11.0
	40440	一般県道	坂本高浜線	おおい町名田庄蛇頭	579	735	4.7

注 1. 網掛部は市町による任意調査の地点を示す。
　2. 大型車混入率は平日 12 時間調査の値。
　3. －は調査が行われていないことを示す。

資料：「平成 27 年度　全国道路・街路交通情勢調査　一般交通量調査　集計表」（令和元年 8 月現在、国土交通省道路局ホームページ）
「平成 27 年度　道路交通センサス調査結果　市町道農道調査結果」（令和元年 8 月現在、福井県ホームページ）

5)学校、病院その他の環境の保全についての配慮が特に必要な施設の配置の状況及び住宅の配置の概況

(1)学校、病院その他の環境の保全についての配慮が特に必要な施設の配置の状況

対象事業実施区域内の学校等の状況は、表 4-2-2-14 に示すとおりである。対象事業実施区域内には、62 箇所の学校等が存在する。

対象事業実施区域内の医療・福祉施設等の状況は、表 4-2-2-15 に示すとおりである。対象事業実施区域内には、117 箇所の医療・福祉施設等が存在する。

図面集［学校等の位置図］［医療・福祉施設等の位置図］

表 4-2-2-14(1)　学校等の状況

No.	地域	種類	名称	所在地
1	敦賀市	保育所	気比保育園	蓬莱町 4-18
2			松原保育園	松原町 4-5
3			黒河保育園	御名 38-15
4			金山保育園	桜ヶ丘町 32-2
5			木崎保育園	木崎 38-4-1
6			つるが保育園	舞崎町 2-21-1
7			粟野保育園	莇生野 54-32-1
8			三島保育園	三島町 37-10-1
9			櫛林保育園	櫛林 13-9-1
10			中郷保育園	道口 24-2-1
11			東郷保育園	谷口 20-3-4
12			中郷西保育園	古田刈 66-1303-2
13			松乃栄保育園	松栄町 14-13
14			晴明保育園	相生町 14-3
15			藤ケ丘保育園	藤ヶ丘町 15-5
16			つくしんぼ保育園	公文名 29-1-2
17			きらきらほいくえん	若葉 1-1610
18			（社）敦賀市シルバー人材センター　託児所「たんぽぽ」	金山 78-9
19			きらきら保育園	若葉 1-1610
20			（学）あおい学園 つるが中央自動車学校	金山 28-1
21		幼稚園	敦賀北幼稚園	曙町 11-94
22			早翠幼稚園	本町 1-6-10
23			第二早翠学園	市野々6-2-2
24			敦賀教会幼稚園	本町 2-2-25
25		認定こども園	さみどり保育園	本町 1-7-7
26			新和さみどり保育園	新和 1-6-7
27		小学校	敦賀西小学校	結城町 8-6
28			敦賀南小学校	清水町 1-10-40
29			敦賀北小学校	曙町 11-94
30			松原小学校	松島町 27-22
31			中央小学校	野神 40-249
32			咸新小学校	井川 17-20
33			中郷小学校	津内 38-1-2
34			粟野小学校	莇生野 47-11
35			粟野南小学校	公文名 31-2-1
36			黒河小学校	御名 25-5
37		中学校	気比中学校	清水町 1-11-41
38			角鹿中学校	角鹿町 6-1
39			粟野中学校	金山 78-1-1
40		高等学校	敦賀工業高等学校	山泉 13-1
41			昭英高等学校	長谷 65-98

表 4-2-2-14(2)　学校等の状況

No.	地域	種類	名称	所在地
42	若狭町	保育所	中央保育所	鳥浜 48-38
43			みそみ保育所	井崎 46-24
44			明倫保育園	藤井 16-80-4
45			とばっ子保育園	大鳥羽 38-36-1
46		小学校	明倫小学校	藤井 2-43
47			三方小学校	三方 50-9
48			鳥羽小学校	三田 26-3-1
49		中学校	三方中学校	北前川 48-10
50	小浜市	保育所	遠敷保育園	遠敷 71-8
51			国富保育園	粟田 17-12
52			松永保育園	上野 28-8-2
53			今富そらのとり保育園	和久里 33-6
54			宮川保育園	竹長 14-13-5
55			わくわくくらぶ	遠敷 9-501
56			山本電気工事（株）内 三びきのこぶた保育園	遠敷 8-204-1
57		小学校	今富小学校	和久里 29-15-1
58			小浜美郷小学校	金屋 39-8
59		高等学校	若狭東高等学校	金屋 48-2

資料：「公立専修学校一覧」（令和元年 8 月現在、文部科学省ホームページ）
「福井県オープンデータ　学校」（令和元年 8 月現在、福井県ホームページ）
「平成 31 年度　県立学校一覧」（令和元年 8 月現在、福井県ホームページ）
各市・町ホームページ（令和元年 8 月現在）

表 4-2-2-15(1)　医療・福祉施設等の状況

No.	地域	種類	名称	所在地
1	敦賀市	病院	泉ヶ丘病院	中 81-1-11
2			猪原病院	櫛林 32-5-2
3			敦賀医療センター	桜ヶ丘町 33-1
4			市立敦賀病院	三島町 1-6-60
5			敦賀温泉病院	吉河 41-1-5
6		高齢者福祉施設	萩の苑	鉄輪町 1-6-51
7			エメラルドハウス	中 81 号岩ヶ鼻 1-11
8			雀の郷	堂 44 号岡ノ腰 1-1
9			敦賀ケアセンターかくだ「はるのさん」	中 81 号岩ケ鼻 1-13
10			ひばりヶ丘サービス付き高齢者住宅　悠優	砂流 50-40-1
11			紬の家	藤ヶ丘町 15-5
12			笙の里	鉄輪町 1 丁目 3-15
13			サービス付き高齢者住宅アネックス明峰	昭和町 2-2908
14			常磐荘	金山 60-26-2
15			渓山荘	中 81-1-5
16			第 2 渓山荘ぽっぽ	鉄輪町 1-2-57
17			湯の里ナーシングホーム	中 81 号岩ヶ鼻 1-11
18			ヒバリヒルズ	櫛林 32-5-2
19			リバーサイド気比の杜	昭和町 2-2801
20			小規模サテライト型介護老人保健施設気比の風	津内町 3-6-21
21			渓山荘デイサービスセンター	中 81 号岩ヶ鼻 1-5
22			敦賀市社会福祉協議会地域リハビリセンター「あいあい」	東洋町 4-1
23			エメラルドハウスデイサービスセンター	中 81-1-1
24			敦賀ケアセンターかくだ	昭和町 2-20-16
25			敦賀市社会福祉協議会地域リハビリセンター「ぬくもりの里」	御名 70-11-2
26			つるが生協デイサービスてくてく	公文名 1-6
27			かくだデイサービスセンター「さくら」	中央町 2-10-34
28			リハビリ特化型デイサービス R-style	白銀町 10-15
29			デイサービスこばやし	砂流 50-40-1
30			第 3 渓山荘あおぞらデイサービスセンター	松島町 2-6-35
31			デイサービスセンター眞盛苑	莇生野 90-3
32			駅前アクティブセンターステップ	白銀町 10-13
33			デイサービスセンター幸	平和町 17-7
34			デイサービスつむぎ	藤ケ丘町 15-5
35			あすかデイサービスセンター	山泉 73 号 914-4
36			健康ぷらす敦賀	沢 73-28
37			デイサービス雀の学校	堂 44 号岡の腰 1-1
38			敦賀温泉病院デイケアゆらり	吉河 41-1-5
39			通所リハビリセンターいずみ	鉄輪町 1-2-55
40			眞盛苑	莇生野 90-3
41			第 3 渓山荘あおぞらショートステイ	松島町 2-6-35
42			つるが生協ショートステイ満天	公文名 1-6
43			渓山荘匠	中 81 号岩ヶ鼻 1-5
44			県民せいきょう敦賀きらめきあったかホーム	公文名 11-403-1
45			敦賀ケアセンターかくだ「ひなたぼっこ」	中 2-8
46			アイホームゆうゆう	結城町 13-24
47			小規模多機能型居宅介護事業所あゆみ	高野 2-11
48			小規模多機能ホームこばやし	砂流 50-377
49			県民せいきょう小規模多機能ホーム敦賀きらめきハウス	公文名 11-403-1
50			松原のいろ幸	鋳物師町 12-16-5

表 4-2-2-15(2)　医療・福祉施設等の状況

No.	地域	種類	名称	所在地
51	敦賀市	高齢者福祉施設	小規模多機能型居宅介護いっぷく	道口 63-13-1
52			敦賀ケアセンターかくだ「あおい」	昭和町 2-11-5
53			敦賀ケアセンターかくだ「あずさ」	新松島町 8-30
54			敦賀ケアセンターかくだ「はるか」	昭和町 2-20-16
55			グループホームつくし	天筒町 8-55
56			グループホームみつばち	野坂 20-1
57			アイホームらくらく	結城町 13-24
58			グループホームどりぃむはうす	長谷 36-34
59			グループホーム幸	鋳物師町 1904-1
60			グループホーム明峰夢	津内町 3-7-17
61			グループホームさと	鋳物師町 12-16-5
62			グループホームひなた	道口 63-13-1
63		障害者支援施設	敦賀市立やまびこ園	長谷 47-21
64			敦賀医療センター	桜ケ丘町 33-1
65			ワンシード・いこい	道口 63-1-1（岡山町 1）
66			障害者交流センター野坂の郷第二事業所	桜ヶ丘町 8-6
67			敦賀医療センター多機能型通所支援事業所あさひ	桜ヶ丘町 33-1
68			障害福祉サービスセンターひまわりの家	桜ヶ丘町 8-8
69			障害者交流センター野坂の郷	桜ヶ丘町 9-20
70			ワンシード・わくわく	道口 63-1-1
71			Ipppo!	古田刈 66-803-2
72			+Ipppo!	野神 2-34-2
73			社会福祉事業ふらっぷ	白銀町 4-4
74			ワークサポート陽だまり	長谷 47-29
75			就労継続支援事業所たんぽぽ	金山 24-9-1
76			障害者交流センター野坂の郷第二事業所	桜ヶ丘町 8-6
77			グループホーム桜ヶ丘	桜ヶ丘町 5-43
78			敦賀市立やまびこ園	長谷 47-21
79		児童福祉施設	福井県嶺南振興局敦賀児童相談所	角鹿町 1-32
80			市立敦賀病院	三島 1-6-60
81			白梅学園	三島 2-1-19
82			敦賀医療センター多機能型通所支援事業所あさひ	桜ヶ丘町 33-1
83			敦賀子ども発達支援事業所「竹の子」	清水町 2-5-20
84			アイホーム敦賀	金山 73-6-1
85			アフタースクールアイ	清水町 1-6-17
86			アイホームひばり	砂流 50-39-10
87			敦賀児童館	舞崎町 2-20-4
88			松原児童館	鋳物師町 1-38
89	若狭町	高齢者福祉施設	あい福井	鳥浜 28-54-2
90			ゆなみ	岩屋 61-31
91			ニチイケアセンターわかさ	北前川 29-6-1
92			リリ・オキュペ	井崎 47-2-1
93			あい福井	鳥浜 28-542
94			若狭町社会福祉協議会デイサービスセンターいずみ	井崎 40-80
95			介護老人保健施設ゆなみ	岩屋 61 号鳥引 31
96		障害者支援施設	ラムサール「わかさ」	岩屋 61-35
97			コミュニティカフェ「きらやま茶屋」	三方 39-5-3
98			若狭ものづくり美学舎きらり	大鳥羽 27-13-4
99			おおとば寮	大鳥羽 16-50
100		児童福祉施設	ほっとハウス	藤井 1-18-2

表 4-2-2-15(3)　医療・福祉施設等の状況

No.	地域	種類	名称	所在地
101	小浜市	病院	田中病院	遠敷 10-601-1
102		高齢者福祉施設	ひまわり荘	加茂 2-52
103			田中病院	遠敷 10-601-1
104			リリ・フィジオ	遠敷 7-301
105			小浜市デイサービスセンター	遠敷 84-34
106			JA わかさデイサービスセンターみのり	遠敷 8-11
107			デイサービスあお空	遠敷 10-601-1
108			県民生協小浜きらめきデイサービス	遠敷 9-501
109			中山クリニック	多田 2-2-1
110			若狭東ハイツ	遠敷 48 号下河原 10-1
111			小規模多機能ホームはな	遠敷 4-705-1
112			グループホーム孫子老	遠敷 57-13
113		障害者支援施設	株式会社縁	東市場 38-17
114			ほのぼのハーツ嶺南事業所	遠敷 9-508
115		児童福祉施設	児童家庭支援センター白梅	木崎 14-1-1
116			遠敷児童センター	遠敷 1-202
117			宮川児童館	竹長 1-7-2

資料：「社会福祉施設・団体一覧」（令和元年 8 月現在、福井県ホームページ）
各病院ホームページ

(2)住宅の配置の状況

対象事業実施区域及びその周囲には丘陵地が広がっているが、各市町の中心部には住宅地が広がっている。敦賀市及び小浜市の中心域には、人口集中地区（原則として人口密度 4,000 人/km^2 以上の国勢調査基本単位区等が市区町村内で互いに隣接し、それらの隣接した地域の人口が 5,000 人以上である地域。）が広がっている。

図面集［人口集中地区の位置図］

6)環境の保全を目的として法令等により指定された地域その他の対象及び当該対象に係る規制の内容その他の状況

(1)自然公園の指定状況

対象事業実施区域及びその周囲の自然公園の指定状況は、表 4-2-2-16 に示すとおりである。越前加賀海岸国定公園の一部が敦賀市に、若狭湾国定公園の一部が敦賀市、美浜町、若狭町及び小浜市に存在する。

なお、対象事業実施区域及びその周囲には、国立公園は存在しない。

図面集［自然公園等の位置図］

表 4-2-2-16　自然公園等の指定状況

（単位：ha）

種別	名称	区　域		面積	特別地域		普通地域
					特別保護地区(9)	第1種・第2種・第3種特別地域(10)	
国定公園	越前加賀海岸国定公園	福井県	福井市、あわら市、坂井市、越前町、南越前町、敦賀市	8,008	92	7,721	195
		石川県	加賀市	1,786	40	1,568	178
		合計	－	9,794	132	9,421	373
	若狭湾国定公園	福井県	敦賀市、小浜市、若狭町、美浜町、高浜町、おおい町	15,459	67	15,187	205
		京都府	舞鶴市	3,738	46	3,497	195
		合計	－	19,197	113	18,684	400

資料：「越前加賀海岸国定公園公園計画書（公園計画の一部変更）」（令和元年8月現在、環境省ホームページ）
「若狭湾国定公園（京都府地域）指定書及び公園計画書（案）」（令和元年8月現在、環境省ホームページ）
「若狭湾国定公園（福井県地域）指定書及び公園計画書（案）」（令和元年8月現在、環境省ホームページ）

(2)自然環境保全地域の指定状況

対象事業実施区域及びその周囲における福井県自然環境保全条例に基づく自然環境保全地域の指定状況は、表 4-2-2-17 に示すとおりである。敦賀市に池河内県自然環境保全地域が存在する。

なお、対象事業実施区域及びその周囲には、自然環境保全法に基づく自然環境保全地域は存在しない。

図面集［自然公園等の位置図］

表 4-2-2-17　自然環境保全地域の指定状況

（単位：ha）

種別	名称	地域	面積（ha）		
			特別地区(11)	普通地区	計
県自然環境保全地域	池河内	敦賀市池河内	7.8 うち、野生動植物保護地区 7.4	103.2	111

資料：「平成30年度版環境白書（福井県）」（平成31年3月、福井県安全環境部環境政策課）

(9) 公園の中で最も中心となる景観地であり、現状維持を原則とする地域である。
(10) 第1種特別地域とは、特別保護地区に準ずる地域で、現在の景観を極力保護する必要のある地域である。第2種特別地域とは、良好な自然状態を保持している地域で、農林漁業との調和を図りながら自然景観の保護に努めることが必要な地域である。第3種特別地域とは、特別地域の中では風致を維持する必要が比較的低い地域であり、通常の農林漁業活動については風致の維持に影密を及ぼすおそれが少ない地域である。
(11) 生態系構成上重要な地区、その他自然環境の特質を維持するため特に保全を図るべき地区である。

(3) 生息地等保護区の指定状況

対象事業実施区域及びその周囲には、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律に基づく生息地等保護区は指定されていない。

(4) 特別緑地保全地区等の指定状況

対象事業実施区域及びその周囲には、都市緑地法に基づく特別緑地保全地区、近畿圏の保全区域の整備に関する法律に基づく近郊緑地保全区域及び近郊緑地特別保全地区は指定されていない。

(5) 保安林の指定状況

対象事業実施区域を含む周辺市町の保安林の指定状況は、表 4-2-2-18 に示すとおりである。水源涵養保安林の割合が比較的高くなっている。

図面集［保安林の位置図］

表 4-2-2-18　保安林の指定状況

（平成 29 年 3 月 31 日現在）
（単位：ha）

区分	福井県	敦賀市	美浜町	若狭町	小浜市	おおい町
水源涵養保安林	128,621	7,801	5,994	4,038	5,061	8,105
土砂流出防備保安林	(36) 7,922	372	121	(7) 97	(19) 207	285
土砂崩壊防備保安林	451	6	31	33	24	21
潮害防備保安林	282	32	14	－	0	0
干害防備保安林	(371) 363	－	－	－	－	(141) 69
なだれ防止保安林	(217) 2,606	55	18	9	5	－
落石防止保安林	2	－	－	－	－	－
魚つき保安林	(7) 914	(3) 177	185	(3) 134	190	22
保健保安林	(8,011) 2,478	(80) 282	(348) 211	(453) 285	(114)	(547) 98
風致保安林	(47) 46	3	－	－	2	－
計	(8,689) 143,685	(83) 8,728	(348) 6,574	(463) 4,596	(133) 5,489	(688) 8,600

注 1.（　）は、上位保安林と兼種で外数。
2. 0 は、保安林が 0.5ha 未満の面積。
3. 土砂流出防備保安林には、保安施設地区転換の 62ha（民有林合計）の面積が含まれている。
4. －は指定されていないことを示す。
資料：「平成 28 年度　福井県林業統計書」（平成 30 年 1 月、福井県農林水産部）

(6) 風致地区の指定状況

対象事業実施区域及びその周囲には、都市計画法に基づく風致地区は指定されていない。

(7) 文化財等の指定状況

ア. 史跡・名勝・天然記念物

対象事業実施区域内の指定文化財（建造物、史跡、名勝、天然記念物）は、表 4-2-2-19 に示すとおりである。対象事業実施区域内には、指定文化財が 64 件存在する。

図面集［指定文化財の位置図］

表 4-2-2-19　指定文化財（建造物、史跡、名勝、天然記念物）の状況

No.	地域	種別		名称	所在地	指定年月日
1	敦賀市	建造物	県指定	高徳寺本堂	敦賀市	S57.4.23
2				天満神社本殿・石の間・拝殿	敦賀市	H28.3.25
3			市指定	永賞寺九重塔　（石造九重塔）	栄新町	H13.10.10
4				旧敦賀港駅ランプ小屋	金ケ崎町	H29.4.17
5		史跡	国指定	金ヶ崎城跡	敦賀市	S9.3.13
6				武田耕雲斎等墓	敦賀市	S9.12.28
7				中郷古墳群	敦賀市	S63.3.23
8			県指定	立洞古墳（二号墳）	敦賀市	S54.2.6
9				洲崎の高燈籠	敦賀市	H4.5.1
10			市指定	駐輦の碑	松原公園	S29.12.21
11				市野々柴田氏屋敷	市野々	H11.2.1
12				宮山古墳群	山泉	H18.4.12
13		名勝	国指定	柴田氏庭園	敦賀市	S7.4.19 (追)H19.7.26
14				おくのほそ道の風景地 けいの明神（氣比神宮境内）	敦賀市	H28.10.3
15			市指定	幸若遺跡庭園	三島町２丁目	S31.4.1
16		天然記念物	市指定	金山彦神社のイチョウ	金山	S31.12.18
17				金山彦神社のハゼノキ	金山	S31.12.18
18				関・八幡神社のツバキ　（1群）	関	S31.12.18
19				甘棠園のヤマモモ	市野々	S40.7.5
20				永覚寺のイブキ	金ケ崎町	S48.4.16
21				谷・八幡神社のスダジイ	谷	S48.4.16
22				新善光寺のキャラボク	井川	S58.4.1
23				気比神宮のユーカリノキ	曙町	S58.4.1
24				野坂・柴田氏庭園のヤマモモ	野坂	H1.3.10
25				甘棠園のクスノキ	市野々	H1.3.10
26				莇生野・劔神社のカゴノキ	莇生野	H5.1.12
27	若狭町	史跡	町指定	城山古墳	大鳥羽	S39.4.1
28		名勝	町指定	香川家庭園	麻生野	S39.4.1
29		天然記念物	町指定	クサマキ（安楽寺）	無悪	S36.4.1
30				ボダイジュ（安楽寺）	無悪	S36.4.1
31				ハリギリ（椙杜神社）	杉山	S46.4.1
32				トガの木	杉山	S46.12.1
33				大倉見城跡のカゴノキ樹林(数…20)	東黒田	H4.10.18
34	小浜市	建造物	県指定	若狭彦神社（上社）本殿・神門・楼門	小浜市	S54.2.6
35				若狭彦神社（下社）本殿・神門・楼門・社叢	小浜市	S54.2.6
36			市指定	国分寺釈迦堂	遠敷	H11.3.24
37				多田寺本堂	今富	H15.5.6
38		史跡	国指定	若狭国分寺跡	小浜市	S51.12.23
39			県指定	加茂古墳	小浜市	S34.9.1
40			市指定	太興寺古墳群	松永	S50.1.28
41				検見坂古墳群	遠敷	S50.1.28
42				新保山城跡	宮川	S63.1.21
43		名勝	国指定	萬徳寺庭園	遠敷	S7.3.25
44			県指定	龍泉寺庭園　本堂西庭・庫裡北庭	宮川	H27.3.31
45			市指定	奥田縄の滝	口名田	H4.2.26
46		天然記念物	国指定	萬徳寺のヤマモミジ	遠敷	S6.6.3
47			県指定	新福寺のフジ	国富	S40.5.18
48			市指定	若狭彦神社(下社)オガタマノキ	遠敷	S45.10.19
49				神宮寺のスダジイ	遠敷	S45.10.19
50				加茂神社のムク	宮川	S45.10.19
51				加茂神社上宮社叢	宮川	S63.1.21
52				加茂神社大スギ	宮川	H13.2.23
53	おおい町	天然記念物	町指定	鹿子の木	名田庄虫鹿野	S47.10.1
54	地域を定めず	天然記念物	国指定 (特別)	カモシカ	地域を定めず	S30.2.15
55				コウノトリ	地域を定めず	S31.7.19
56				タンチョウ	地域を定めず	S42.6.22
57			国指定	イヌワシ	地域を定めず	S40.5.12
58				オオワシ	地域を定めず	S45.1.23
59				オジロワシ	地域を定めず	S45.1.23
60				コクガン	地域を定めず	S46.5.19
61				カラスバト	地域を定めず	S46.5.19
62				マガン	地域を定めず	S46.6.28
63				ヒシクイ	地域を定めず	S46.6.28
64				ヤマネ	地域を定めず	S50.6.26

資料：「国指定文化財等データベース」（令和元年８月現在、文化庁ホームページ）
「福井の文化財」（令和元年８月現在、福井県ホームページ）
「市指定文化財一覧」（令和元年８月現在、敦賀市ホームページ）
「美浜町指定文化財一覧（令和元年８月現在、美浜町勢要覧統計資料編）」（美浜町ホームページ）
「文化財一覧」（令和元年８月現在、若狭町ホームページ）
「若狭小浜デジタル文化財」（令和元年８月現在、小浜市ホームページ）
「文化財（おおい町勢要覧統計資料編）」（令和元年８月現在、おおい町ホームページ）

イ．伝統的建造物群保存地区

対象事業実施区域及びその周囲の伝統的建造物群保存地区の状況は、表 4-2-2-20 に示すとおりである。若狭町及び小浜市にそれぞれ 1 箇所指定されている。

表 4-2-2-20　伝統的建造物群保存地区の指定状況

地域	選定	区分	種別	名称	所在地	指定年
若狭町	国	重要伝統的建造物群保存地区	宿場町	若狭町熊川宿	若狭町熊川	平成 8 年 7 月 9 日
小浜市	国	重要伝統的建造物群保存地区	商家町・茶屋町	小浜市小浜西組	小浜市小浜香取及び小浜飛鳥の全域並びに小浜男山、小浜鹿島、小浜貴船、小浜大原、小浜浅間、小浜白鳥、小浜日吉、小浜住吉、小浜神田、 及び青井の各一部	平成 20 年 6 月 9 日

資料：「福井の文化財」（令和元年 8 月現在、福井県ホームページ）

(8) 埋蔵文化財包蔵地の状況

対象事業実施区域及びその周囲の埋蔵文化財包蔵地の状況は、表 4-2-2-21 に示すとおりである。対象事業実施区域及びその周辺には 622 箇所の埋蔵文化財が存在し、小浜市が最も多くなっている。

図面集［埋蔵文化財包蔵地の分布図］

表 4-2-2-21　埋蔵文化財包蔵地の状況

地域	箇所数
敦賀市	176
美浜町	99
若狭町	100
小浜市	237
おおい町	10
合計	622

注 1. 複数の地域に跨って分布する包蔵地については、地域ごとに箇所数を計上している。
資料：「埋蔵文化財索引地図」（令和元年 8 月現在、福井の文化財ホームページ）

(9) 世界遺産の指定状況

対象事業実施区域及びその周囲には、世界遺産は存在しない。

(10)景観計画の策定状況

対象事業実施区域を含む周辺市町の景観計画の策定状況は、表 4-2-2-22 に示すとおりである。敦賀市において「敦賀市景観計画」、小浜市において「小浜市景観計画」が策定されている。

なお、対象事業実施区域を含む周辺市町では、景観法に基づき市街地の良好な景観の形成を図るため都市計画に定められる景観地区は指定されていない。

表 4-2-2-22　景観計画の策定状況

団体名	名称	策定年月
敦賀市	敦賀市景観計画	平成 26 年 3 月
小浜市	小浜市景観計画	平成 22 年 9 月

(11)歴史的風土保存区域等の指定状況

対象事業実施区域及びその周囲には、歴史的風土保存区域等は存在しない。

7)その他の事項

(1)下水道の整備の状況

対象事業実施区域を含む周辺市町の下水道等の普及状況は、表 4-2-2-23 に示すとおりである。

汚水処理人口普及率は、美浜町、若狭町、小浜市及びおおい町で福井県全域より高くなっているが、敦賀市では低くなっている。また、下水道普及率は、敦賀市を除き、いずれの市町においても福井県全域より低くなっている。

表 4-2-2-23　下水道等の普及状況

（平成 29 年度末）

地域	総人口 H29.3.31 現在	汚水処理人口	汚水処理人口普及率	下水道		農業集落排水施設等		合併処理浄化槽		うち浄化槽市町村整備推進事業等分	うち浄化槽設置整備事業分	うち左記以外分	コミュニティプラント	
	（人）	（人）	（%）	（人）	（%）	（人）	（%）	（人）	（%）	（人）	（人）	（人）	（人）	（%）
福井県	787,303	753,548	95.7	626,333	79.6	90,159	11.5	37,056	4.7	2,621	26,821	7,614	0	0
敦賀市	66,089	61,396	92.9	55,822	84.5	2,372	3.6	3,202	4.8	0	3,202	0	0	0
美浜町	9,678	9,676	100.0	5,524	57.1	3,677	38.0	475	4.9	61	0	414	0	0
若狭町	15,072	15,040	99.8	6,301	41.8	8,675	57.6	64	0.4	0	36	28	0	0
小浜市	29,532	29,224	99.0	20,182	68.3	8,448	28.6	594	2.0	0	416	178	0	0
おおい町	8,285	8,280	99.9	1,390	16.8	6,437	77.7	453	5.5	18	0	435	0	0

資料：「平成 29 年度末市町村別汚水処理施設整備状況」（令和元年 8 月現在、福井県ホームページ）

(2)廃棄物処理の状況

ア．一般廃棄物処理の状況

対象事業実施区域を含む周辺市町の一般廃棄物の搬入状況は表 4-2-2-24、処理状況は表 4-2-2-25 に示すとおりである。

また、し尿及び浄化槽汚泥処理の状況は、表 4-2-2-26 に示すとおりである。敦賀市では、し尿及び浄化槽汚泥とも下水道投入を行っている。おおい町では、し尿は下水道投入、浄化槽汚泥はし尿処理施設での処理を行っている。美浜町、若狭町及び小浜市では、し尿及び浄化槽汚泥ともし尿処理施設での処理を行っている。

表 4-2-2-24　一般廃棄物の搬入状況（平成 29 年度）

（単位：t/年）

地域	混合ごみ	可燃ごみ	不燃ごみ	資源ごみ	その他のごみ	粗大ごみ	総収集量
敦賀市	0	17,305	244	2,229	220	223	20,221
	0	85.6%	1.2%	11.0%	1.1%	1.1%	100.0%
美浜町	0	2,396	81	395	4	0	2,876
	0	83.3%	2.8%	13.7%	0.1%	0%	100.0%
若狭町	0	2,383	187	785	0	0	3,355
	0	71.0%	5.6%	23.4%	0%	0%	100.0%
小浜市	0	7,336	339	1,225	0	0	8,900
	0	82.4%	3.8%	13.8%	0%	0%	100.0%
おおい町	0	1,169	84	366	1	0	1,620
	0	72.2%	5.2%	22.6%	0.1%	0%	100.0%

資料：「廃棄物処理技術情報　平成 29 年度調査結果」（令和元年 8 月現在、環境省ホームページ）

表 4-2-2-25　一般廃棄物の処理状況（平成 29 年度）

（単位：t/年）

地域	直接焼却量	焼却以外の中間処理量	直接最終処分量	直接資源化量	総処分量
敦賀市	18,272	4,516	0	698	23,486
	77.8%	19.2%	0%	3.0%	100.0%
美浜町	2,856	391	0	293	3,540
	80.7%	11.0%	0%	8.3%	100.0%
若狭町	3,396	546	235	551	4,728
	71.8%	11.5%	5.0%	12%	100.0%
小浜市	9,891	1,005	50	977	11,923
	83.0%	8.4%	0.4%	8.2%	100.0%
おおい町	2,687	377	326	0	3,390
	79.3%	11.1%	9.6%	0%	100.0%

注 1. 直接焼却量：収集されたごみが直接焼却施設へ搬入される量
焼却以外の中間処理量：中間処理施設（粗大ごみ処理施設、ごみ堆肥化施設、ごみ飼料化施設、メタン化施設、ごみ燃料化施設、その他の資源化等を行う施設、その他の施設）に直接搬入される量
直接最終処分量：中間処理施設を経ずに、最終処分場に直接搬入される量
直接資源化量：中間処理施設を経ずに、再生業者等に直接搬入される量

資料：「廃棄物処理技術情報　平成 29 年度調査結果」（令和元年 8 月現在、環境省ホームページ）

表 4-2-2-26　し尿及び浄化槽汚泥の処理状況（平成 29 年度）

（単位：kL/年）

地域	し尿				浄化槽汚泥			
	し尿処理施設	下水道処理施設	その他	合計	し尿処理施設	下水道処理施設	その他	合計
敦賀市	4,158	0	0	4,158	12,902	0	0	12,902
美浜町	317	0	2	319	2,505	0	17	2,522
若狭町	575	0	3	578	1,485	0	8	1,493
小浜市	1,738	0	0	1,738	3,851	0	0	3,851
おおい町	0	369	0	369	3,404	0	0	3,404

資料：「廃棄物処理技術情報　平成 29 年度調査結果」（令和元年 8 月現在、環境省ホームページ）

イ．産業廃棄物処理の状況

福井県の産業廃棄物の発生量の状況は、表 4-2-2-27 に示すとおりである。

表 4-2-2-27　産業廃棄物の発生量の状況（平成 25 年度）

（単位：千 t/年）

種類	発生量		増減率
	平成 20 年度	平成 25 年度	
燃え殻	59	47	-20.3%
汚泥	1,401	1,626	16.1%
廃油	45	29	-35.6%
廃酸	17	24	41.2%
廃アルカリ	20	34	70.0%
廃プラスチック類	172	153	-11.0%
紙くず	112	9	-92.0%
木くず	76	44	-42.1%
繊維くず	1	1	0%
動植物性残さ	4	2	-50.0%
金属くず	47	107	127.7%
鉱さい	7	3	-57.1%
ガラス陶磁器くず	49	38	-22.4%
がれき類	660	537	-18.6%
ばいじん	248	302	21.8%
動物のふん尿	106	100	-5.7%
感染性産業廃棄物	0	2	-
その他	3	21	600.0%
合計	3,027	3,079	1.7%

資料：「平成 26 年度福井県産業廃棄物実態調査報告書（平成 25 年度実績）」
（平成 27 年 2 月、福井県安全環境部）
「平成 21 年度福井県産業廃棄物実態調査報告書（平成 20 年度実績）」
（平成 22 年 3 月、福井県安全環境部）

(3)温室効果ガスの排出状況

福井県の温室効果ガスの排出量は、表 4-2-2-28 に示すとおりである。平成 27 年度の総排出量は、10,403 千 t-CO_2 となっている。

表 4-2-2-28　福井県の温室効果ガスの排出量

項　目		排出量（千 t-CO_2）										
		1990 (H2)	2006 (H18)	2007 (H19)	2008 (H20)	2009 (H21)	2010 (H22)	2011 (H23)	2012 (H24)	2013 (H25)	2014 (H26)	2015 (H27)
二酸化炭素	産業部門	3,267	3,261	3,882	3,325	2,492	2,965	3,484	3,445	3,270	3,293	3,212
	運輸部門	1,596	1,860	1,854	1,817	1,764	1,751	1,721	1,717	1,701	1,588	1,615
	家庭部門	1,067	1,549	2,014	1,874	1,352	1,541	2,077	2,277	2,138	2,255	2,226
	業務部門	1,199	1,613	1,933	1,662	1,315	1,492	1,845	1,912	1,839	1,808	1,772
	エネルギー転換	70	374	421	317	282	292	392	364	379	355	384
	工業プロセス	765	328	330	324	285	286	304	294	308	308	330
	廃棄物	179	199	197	196	194	192	193	194	255	254	252
	計	8,143	9,184	10,631	9,516	7,684	8,518	10,016	10,204	9,890	9,860	9,790
メタン		180	142	139	135	134	133	131	130	131	128	124
一酸化二窒素		82	194	181	213	209	206	208	198	184	179	186
代替フロン類		420	256	245	217	189	211	236	266	253	274	303
総排出量		8,825	9,775	11,196	10,080	8,216	9,068	10,591	10,797	10,458	10,440	10,403

注 1. 産業部門：農林水産業、鉱業、建設業、製造業におけるエネルギー消費量
運輸部門：自動車、鉄道、船舶、航空機におけるエネルギー消費量
家庭部門：家庭におけるエネルギー消費（電気、ガス、灯油等）
業務部門：業務用ビル等におけるエネルギー消費（電気、ガス、灯油等）
エネルギー転換：電気事業者（火力発電所）、ガス事業者の自家消費エネルギー
工業プロセス：石灰石の消費
廃棄物：一般廃棄物および産業廃棄物の焼却（食物くず、木くず等のバイオマス起源を除く。）
資料：「福井県の温室効果ガス排出量　27 年度（2015 年度）」（令和元年 8 月現在、福井県ホームページ）